

令和 2 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和2年第2回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和2年 6月15日(月)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年6月15日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年6月15日 午後 2時05分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 穴 見 まち子 君

6番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月15日から6月18日までの4日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 6. 15)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

梅雨時期の災害対策並びに新型コロナウイルスの諸対策については、先日の全員協議会のほうで申し上げましたとおりでございます。6月11日に梅雨入りいたしまして、いきなり大きな雨が降りました。こここのところ、以前のようなシトシトと降るのではなく、集中豪雨並みの雨量のところがあります。十分注意したいと思います。

それから、一昨日は阿蘇市のほうで高齢者避難情報が緊急エリアメールということで流れていたというふうに聞いております。夕方にはそれほどでもない雨でしたけれども、夜にかなり雨が降るというような予報でした。

それからまたコロナ禍による今年来年がどのようになっていくのか、しっかりとした対策と冷静な対応が求められるものと思います。これまでに経験したことのないような災いに全世界が直面しているというふうに感じております。

さて、令和2年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のなか御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会の前に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

本日、本年第2回の定例会ということで、御多忙のなかにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議案件の中にも含まれておりますけれども、今年に入りまして感染症について議員の皆さま、そして住民の皆さまには率先して御協力、御尽力いただいておりますことにまずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。また、全世界的には不幸にも感染された方、またお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。

小国町では、皆さまのおかげをもちまして、第1波を乗り越えることができたのではないかなというふうに考えております。今後、新しいライフスタイルと言われるなかで、さらなる対策を含めて行ってまいりたいと思っておりますので、重ねて皆さまの御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

また、今後は暑くなりますので、熱中症等々もしっかりと対策を皆さま方でまずは行っていただき、気を付けていただきたいと思っております。先ほど、議長からも雨についてのお話がありましたけれども、昨日黒淵地区で、御報告ですけれども、大雨であろう高圧線がショートするというような事態がございました。それによって、黒淵の本村地区が少し停電をしたというところで、断水をしたというところがございますけれども、その辺についてはお騒がせいたしましたし、また御迷惑もお掛けいたしましたけれども、昨晚のうちに高圧線、それから水道ともに復旧をし

たということでございます。今日は改めて朝から高圧線については原因を調べるということでございます。また土曜日には上田の方面でファームロードで倒木があったということでございます。それについても日曜日、朝には撤去がなされたということでございます。報告を受けているところでございます。今後も豪雨また長雨に対しての災害発生の恐れがあると予想されていきますので、綿密な連携連絡を取っていきながら、対策を講じてまいりたいと思っております。

それでは、本日定例会初日でございます。専決処分事項の承認、それから条例改正6本、本年度一般会計補正予算、人事案件では農業委員会の同意が8本、そしてそのあと御報告をさせていただきますと思っております。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりです。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 穴見まち子君

6番 大塚英博君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る6月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月15日から6月18日までの4日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの4日間と決定いたしました。

本会議は、本日と16日、17日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集1ページをお開き願いたいと思います。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお開きください。

専決第4号 専決処分書

令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月25日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、専決第4号補正予算書をお開きください。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千944万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2千408万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月25日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。

それでは、私からは専決内容の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

専決補正予算総額8千944万7千円のほとんどがコロナウイルス関係の事業になっております。まず、上段にある総務費の一般管理費です。臨時議会での条例改正による町長の給与等の減額になります。総額で295万5千円です。

次に民生費です。この経済対策費としては、総額で1千万円を専決させていただきました。コロナウイルス関係で生活に影響を受けている子育て世帯への支援を目的とした、子育て世帯生活

応援給付金で915万円。これは、高校生までの子供で令和2年5月1日に小国町に住所を有する方が対象で、対象児一人につき1万円です。もう一つはひとり親家庭等世帯の生活や児童の学習における経済支援を目的としたひとり親家庭等生活応援給付金で85万円。これは令和2年5月の児童扶養手当受給者が対象で、1世帯につき1万円です。

5ページが一番下、商工費をお願いいたします。商工関係の経済対策費といたしましては、総額で4千600万円を専決させていただいております。内訳といたしましては、大きく収入が減少している飲食店への支援、経済の活性化を目的とした飲食店応援キャンペーンで1千100万円。飲食店応援チケットと銘打ち、半年間有効の25%プレミアム付き商品券を発行するためのものです。

次にPRCM等制作委託料として1千万円。これは感染症の影響により落ち込んだ観光客の誘致を行うことを目的に、当町の魅力や当該キャンペーンの宣伝をホームページ、テレビ、ポスター、チラシといった広告媒体を利用し、広く紹介するものです。

次に観光客の誘致を目的に、スタンプラリー業務委託料で550万円。これは小国町に宿泊した観光客にあらかじめ設定したチェックポイントを巡るスタンプラリーを行うための仕組みをつくる経費になります。

次に観光客を誘致するきっかけづくりの事業で、小国ゆったり満喫キャンペーン。これは入場料半額の費用として150万円を専決させていただいております。国が実施するGo Toキャンペーン期間中に3カ月間、北里柴三郎記念館、坂本善三美術館、鍋ヶ滝公園の3箇所の入場料を半額にするための施設借上料になります。

次に商工活性化事業補助金の100万円の増額。これは商工会に対する補助で、事業者の相談や申請手をサポートする経費に充てるためのものです。

次に大きく収入が減少している宿泊事業者への経費負担を目的とした宿泊施設支援給付金で1千200万円。今年の3月から5月までの1カ月間の収入が対前年同月と比較して50%以上減少した事業者が対象で、宿泊施設の部屋数に応じて給付金を支払うためのものです。

最後に新型コロナウイルス感染症対策振興補助金として500万円。これは国のGo Toキャンペーンに合わせてASOおぐに観光協会が実施するおもてなしイベント等の経費に充てるものです。

6ページの教育費のなかの小学校費をお願いいたします。小学校関係の経済対策費といたしましては、総額で2千211万円を専決させていただいております。内訳といたしましては、GIGAスクール構想の実現に向け、公正に個別最適化された学びを学校で継続的に実現することを目的に、通信ネットワークを利用した児童一人1台端末を整備する事業として2千62万円、今回新たに端末機243台を導入するための経費になります。

次にスクールバス内の密集軽減を目的として、通学費補助金で124万円。これはスクールバ

スを利用しない保護者への通学費の一部補助を行うための経費となります。

最後にコロナウイルス関係で生活困窮になった保護者への負担軽減を目的に、就学援助費として25万円を専決させていただいております。

次に教育費のなかの中学校費をお願いいたします。中学校関係の経済対策費等として総額で1千339万2千円を専決させていただいております。内訳といたしましては、小学校と同様にGIGAスクール構想の実現に向け、公正に個別最適化された学びを学校で継続的に実現することを目的に、通信ネットワークを利用した生徒一人1台端末を整備する事業として、1千41万1千円。中学校は新たに120台の端末機を導入するための経費となっております。同じく中学校9年生を対象に、国語・数学・英語の3教科において、おぐチャンで動画配信を行う事業として143万1千円。これは業者からDVDの動画を購入取り、おぐチャンで放送するための経費となります。

次に寄宿舎移住費のなかの修繕費130万円です。この費用につきましては、緊急経済対策費ではありませんが、配管内部の腐食によりシャワーが使用不能となっております。6月1日、もう開校しておりますけれども、学校の再開に向けて寄宿舎浴室のシャワーを緊急に修理するための経費です。

7ページをお願いいたします。これも小学校費と同様にコロナウイルス関係で生活困窮になった保護者への経費負担を目的に、就学援助費として25万円を専決させていただいております。

保健体育費をお願いいたします。臨時休校に伴い、家庭の生活を支援することを目的に、給食費緊急支援補助金で90万円。これは小国小中学校に通う児童生徒427名分の4月、5月分の給食費相当額を補助する経費となります。

以上で歳出の説明は終わります。

4ページをお願いいたします。歳入です。

先ほどから説明いたしました事業の歳入内訳がここに計上されております。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が7千371万9千円。公立学校情報機器整備費補助金が1千327万5千円。不足する財源245万3千円につきましては、財政調整基金からの繰入をいたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、承認第4号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） では、新型コロナウイルス感染症経済対策費について、款ごとに聞いていきたいと思っております。

まず、商工費なのですが、プレミアム飲食券発行のための費用が印刷製本費67万円と販売換金業務委託料103万3千円ございます。町内飲食店の需要喚起のために町民向けに25%のプレミアム率のお食事券を発行するというものです。全員協議会では、私はこれまでのプレミアム

商品券のうち、飲食店で消費された割合と額を精査したうえでの発行かと聞きましたが、情報課長は「していない」との回答でありました。課長は町予算の1千万円が全て使われれば5千万円の経済効果があると言いますが、本当に消費者の消費行動がそれだけの結果が期待できるものとなるのか、改めて伺います。最近では、去年の子育て世帯と低所得世帯向けの商品券、また2015年にも希望者向けに発行されております。これらの商品券のうち、飲食店で使用された割合と額を示してください。

また、九州内のFNS系列7局で観光客誘致のためのテレビCMを流すとして、1千万円の予算が組まれております。このうち、制作費がいくらなのか。7局に支払われる放送費の内訳がどうなっているのか、明らかにしてください。また、この1千万円に対しての効果がどれほどのものだと考えているのか、お示してください。

鍋ヶ滝公園、坂本善三美術館、北里柴三郎記念館の3施設の入場料を半額とする施設借上料150万円について、質問します。そもそも、これらの施設のうち、鍋ヶ滝公園と坂本善三美術館の入園、入館料については、各設置条例で定められております。また、北里柴三郎記念館については、学びやの里設置条例で指定管理者が定めるとなっております。同条例では第5条で施設の民主的かつ効果的な運用を図るため、必要と認める場合に指定管理を行うことができる旨の定めがあります。私はこれは大事なことだと思います。この民主的運用というのであれば、各条例の改正や指定管理者内の規則を改正して、いつからいつまで半額にするということを明らかにすべきではなかったと思います。そして、補正するのは年度最後に歳入の部分で減額をする。これこそが民主的なやり方だと思いますが、いかがですか。また、予算額150万円という、鍋ヶ滝公園に150人来ればすぐに底をつくような予算です。あっという間になくなるのではないかと思います。一体どれくらいの期間で、3施設それぞれ何名の来園、来館者を見込んで積算したのか、御説明ください。

また、宿泊施設支援給付金1千200万円について伺います。この1千200万円は、4段階、客室数の数で給付される額が決定されるということになっております。10部屋未満の旅館であれば20万円、10部屋以上20部屋未満の旅館であれば30万円、20部屋以上50部屋未満であれば50万円、50部屋以上だと100万円ということになっております。しかし、本当にこの客室数で旅館の経営規模が決まるのか、私は疑問であります。そもそも、例えば同じ建床面積の旅館があったとしても、一部屋一部屋の部屋の広さを広く取ろうと思えば、客室数は少なくなりますし、ある程度狭くしても客室数を確保しようと思えば、客室数は多くなるということになっております。それで、私ですね、杖立の観光協会のホームページを見ましたら、それぞれの旅館の客室数と一泊2食付で2名泊まった場合の宿泊料金というのが出ておりました。それを見ても、一番安いところでは3千300円、高いところでは1万7千600円、1人が支払う料金がですね、というふうになっているわけですね。3千300円というのは極端に安いので

すけど、次に安いところで6千600円とか、あるいは8千800円とかいろいろあるわけですが、これですね、客室数が少なければ高いというわけでもないし、客室数が多いところが高いというわけでもないわけですよ。それぞれの旅館の経営方針で単価というのが決まっているわけですが、ですから、私はむしろ客室数とか関係なく1つの旅館施設にいくらと決めて給付したほうが、むしろ公平なんじゃないかと。逆に客室数で何かやってしまうというのはですね。だから、9部屋だと20万円だけれども、10部屋になると30万円というような、こういうことも起こり得るのではないかと。杖立の旅館で見ましたら、9部屋というのはないのですけれども、8室というのが2つ旅館があるわけですよ。そして10室というのが3つあるわけですが、要するに8室だと20万円しかもらえないけれども、わずか2部屋多いだけで10万円多くもらえるというような、そういうことが現実問題として起きるわけですよ。私はむしろこれは不公平感が旅館主の皆さんのなかに起きてしまうのではないかと思うわけですが、その辺のおそらく執行部なりに合理的理由があってそうしているのかなと思いますので、その合理的な理由の説明をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） 答弁します。いくつかありましたので、漏れていたらまた確認させていただきます。

まず、プレミアム商品券の以前のやつですね、これにつきましては昨年がまず消費税アップということで、8から10に対する経済的な対策ということで取り組んでおります。対象者は低所得者と非課税世帯を対象ということで、その場合の業態別の割合ですけれども、スーパーが80%、小売りが15%ということになっております。あくまで、増税対策という背景がございます。それからその前の5年前にも、消費喚起ということでやっております、この場合がスーパーが60%、宿泊業が21%、小売りが16%ということになっております。

今回につきましては、背景というものが先ほど言いましたように、消費税対策とか過去の消費喚起とか、そういう背景ではございませんので、あくまで飲食業のダメージを応援するということが町民向けに考えておまして、県下の割増率は自治体によって違いますけれども、うちができる範囲で1千万円の投資をして、全額売れた場合が5千万円の経済効果ということに換算できますが、これは実施をしてみないと分からないという部分がございます。御指摘の部分はあります。ただし、過去の経過から見ますと、前回のプレミアム商品券については売れ残りはほとんどなかったと。その前も商品の挺入れについて完売しているというようなことが確認されております。今回につきましては、6月10日から今実施しております、金額にして200万円、5日間で売っております。現在がですね。滑り出しとしては順調かなと思っております。

それから、150万円の施設料についての考え方ですけれども、これは観光のGo Toキャンペーンに合わせて施設を開放したいということで考えておまして、当初は無料ということも考えましたけれども、半額ということで考え方を考えまして、善三美術館と記念館につつま

しては通常の月の平均の入場料から換算して、その国のGo Toキャンペーンが概ね3カ月ぐらいあるとしたときの入场料の試算で計算しております。ですので、月が25万円ぐらいで計算しております。で、3カ月ですね。75万円の2箇所ですと150万円と。鍋ヶ滝については、直営でございますので、これは歳入が減少するというこの考え方になります。

それから、旅館組合の給付金の1千200万円の考え方ですけれども、全協でも説明させていただきましたけれども、どこかに基準を設けなければいけないということがございますので、これは熊本県でも特に大きな温泉地があるところにつきましては、やはり部屋割とか従業員割とかバスの所有とかそれぞれのやり方でやっております、うちの場合はそこでいろいろ議論を重ねた結果、部屋割で固定費はやっぱり反映されるであろうという考えの下で、10と20と30と50という部屋割の基準で、先ほど児玉議員のほうからお話があった給付額を算出して、実際5月25日に専決をさせていただきました、今、給付を既に行っている状況でございます。確かに基準の見方については、いろいろな考え方があると思いますけれども、うちの場合はこれを基準に取らせていただいております。

あとは、何かございましたか。

議長（松崎俊一君） CM、CM。

情報課長（村上弘雄君） CMですね。CMにつきましては、現在1千万円で予算を確保させていただいておりますけれども、実際広告の宣伝、それから制作につきましては、ある程度幅がたかさんございまして、現在1社と聞き取り調査をやってございまして、今週末にまた2社と聞き取りをしながら、実際の具体的な積算をしたいと思っております。概ね、制作費が半分、それからCM代が半分というような形で、これも非常に流動的でございます、CMをうつ場合の人、人材、キャラクターを使うことによって単価がごろっと変わりますので、それからCMの時間が15秒から30秒、そして九州管内でどこまでテレビ局に反映させるかということで、それも大きく変わってまいりますので、その部分についてはある程度業者からの聞き取りで500万円というような形で今、考えていますけれども、実際の業者間の聞き取りに応じてこの中身も動く予定でございます。それから、制作にあたってはCMの場合は、制作して実際に宣伝を流すときのタイミングというのがございまして、感染症の2次のタイミング等がございましたら、これについても主に小国の場合は観光地のターゲットというのが福岡方面がメインになってきますので、その部分で感染症との関係も考えながら制作をしていくということになりますので、その辺は少し変わってくる可能性はございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） まずプレミアム商品券なんですけど、言われたのがスーパー、小売り、あと旅館ということでしたので、過去のプレミアム商品券では飲食店で使われなかったと。それが使われたとしても、パーセンテージに出てこないぐらいの枠しか使われなかったのかというような気

がするわけです。それで5日間で200万円分売れたとおっしゃいました。では、それは最初は宣伝もするし役場職員も買うだろうし、出だしはそれは5日間で200万円いくかもしれないけれども、ではそのあとどれくらい売れるのだろうかというのは、それはなかなか根拠がないわけですね。過去の実績として、それだけ飲食店で使われていないわけだから。ですから、全部売れば5千万円の経済効果というの、何か取らぬ狸の皮算用にしか聞こえないわけですね。だから、飲食店でしか使えない券をしかも町民向けにしか出さないから、これは何とか町民に買ってもらうないといけない。出すだけでは売れ残るとというのは、これは火を見るよりも明らかなことではないかと思えますし、それは売れたとしても、もともと地元の人がたくさん行くお店ではたくさん使われるけれども、そうではないお店ですね、いわゆるよそから来るお客さんが主たるターゲットになっているようなお店では使われない。でも使われたとしても少しだけというように、公金が使われるのに偏りが現れるという不公平にもなりかねないと思うわけですね。消費者の生活支援が目的であれば、それでもいいのですが、今回の御食事券は飲食店支援に軸足が置かれているわけです。だから、なかなかお客さんが戻ってこないお店ほど、公的な支援が必要なのはなにも、その目的が果たされるのかと。何もせずに偏りが出たまま、あるいは大量に売れ残ったらそれは旅館にやるみたいに、現金を最初から配ったほうがよかったというようなことにもなりかねないと思えますが、こうした矛盾を今後どのように解決していくつもりなのか、説明してください。

また、今の時代、旅行者はインターネットなどで旅行先の情報を積極的に得てから旅行に出掛けるようになったと聞きます。小国町の場合、検索エンジンで「小国町、観光」と検索をかけると、GoogleもYahooもトップに出てくるのは「じゃらん」ですが、町関係のホームページでは役場の公式ページの観光情報くらいです。そこで、この公式ホームページはこれまで同僚議員からも、「だめだ、今のままじゃ」と指摘をされ続けてきたのですが、私も改めて見てもやっぱりだめです。もう鍋ヶ滝なんて今度半額にするというのに、いまだに2018年2月14日の4月から300円に値上げしますよというのが残ったままです。これ、いつまで値上げ感を演出したのか理解できません。そしてASOおぐに観光協会が立ち上がっているわけですが、ここはまだ公式ホームページもないわけです。テレビCMを見て行こうかどうか、もう少し調べてみて、美味しそうなお店があったら行ってみようとか、素敵な景色があったら特別な魅力があったら行こうかなという人がインターネットを開いたときに、引きつける武器がないと思うんですね。じゃらんとかの他力本願になっているのが実情ではないかと思えます。私はテレビCMを否定をするつもりはありませんが、まずは順番として、きちんとした観光用のホームページをつくることのほうが先ではなかったかと思えますが、見解を求めます。

そして先ほども答弁で、鍋ヶ滝公園は直営で減額補正をあとからするから、この施設借上料は鍋ヶ滝にはいかないという説明がありましたが、だったら条例も改正せずに勝手に半額にするの

は条例違反なんじゃないですかということを申し上げたいと思います。

そして、臨時交付金の使い方の妥当性についても、伺っておきたいと思います。やはり、結局今見てみますと、結構県外ナンバーの車とかも来ていて、お客さんも戻ってくると思うのですよね。それでわずか何百円ぐらいですよ。何百円ぐらいの、そりゃディズニーランドのように何千円も払わないと入れないような施設ではないわけですから、150円とかそれぐらいを値引きすることで、どれぐらいそれでお客さんが増えるのかなというのも疑問ですし、やはり同じ国からくる臨時交付金ですよね、それを使うのであれば、もうちょっと何か直接町民の手助けになるようなことに回したほうが、よかったのではないかなと思いますけど、この点についても答弁をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） いくつか御質問、御指摘いただいておりますけれども、まず飲食店の応援キャンペーンにつきましてですけれども、少し訂正させていただきたいと思います。緊急アンケートを踏まえて、飲食店と宿泊業者のほうが大きなダメージを受けたというのは明らかな事実でございますので、そこを応援したいということで、今回政策を打ち出させていただいております。なので、飲食店をターゲットというのは、うちの判断でございます。先ほど、町民の方のみという少しお話がありましたけれども、今回の飲食店応援キャンペーンにつきましては、町外でもチケットを購入できるということで考えておりますので、そこは訂正させていただきたいと思います。

それから、「テレビCMは否定はしないけれども、それよりもホームページ」というお話がございましたけれども、確かに御指摘のとおり、観光協会につきましては、設立が今年の11月に正式に立ち上がって、まだ経過的な部分も組織としてあると思います。なので、この部分は1日も早く充実させていきたいというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

それから、半額の部分については、国のGo Toキャンペーンという主役をそちらに置いた形での、自治体がそれにどうやって上乘せして、ほかの自治体よりも魅力をアップして、できるだけ国内、県内の方々をこちらに誘致するか、その上で少しでもお得感があればということで取り組んでおりますので、効果的にはあるのではないかと予測しております。

使用料の半額を取らないと、入場料を取らないということについては条例のほうで、今御指摘の部分については、確認をさせていただきたいと思います。見解のほうは、少し私のほうでまだ分かりませんので、すみません。

町長（渡邊誠次君） 飲食店の応援に関しては、その商品券を使っていただいて、たくさんの方に行っていただきたいという、1千万円が5千万円になるようにという思いが一番強うございますが、あくまでもこれははじめてすることございまして、前例はありません。ですので前例がないということなので、どのぐらいの統計が出るか分かりませんが、でもできるだけ、たくさんの方に買っていただいて、もちろん消費していただきたいのですが、と同時に、これからやらない

といけないことは、その飲食店が協力してくれている店舗については、どんどん宣伝をさせていただきたいというふうに思っております。ですので、その商品券を使うと、この店で使えるという情報も、どんどん今からは随時出していきたいと思いますので、その両方で飲食店を応援させていただきたいと思っております。

CMの件につきましては、まず一つの展開としては、今から先、児玉議員も見解をコロナウイルス、アフターコロナについての見解はあるかもしれませんが、私も新たな観光マネジメントは絶対に必要だと思っております。その中で、テレビCMが古いか新しいかは別にしても、今アンケート調査を取っても、8割の方がテレビを見てこちらに来られているという統計も、実はあります。ですので、8割にいかなくてもテレビCMは今まで小国町は全然うったことがありませんので、ぜひともこの機会にうたせていただきたいというふうに思っております。それから当然ホームページ等とも揃えていかなければいけませんし、テレビCMを作ったものも含めてこの件に関しましては、ポスター、それからいろんな宣伝媒体を使って宣伝を行っていきたく思っておりますし、これ単年度だけでは多分難しいというふうに、実は思っております。ですので、来年度にもつながるような形で当然宣伝等々は今から行っていかないとはいえないと思っておりますので、まずはその一番最初の準備をこの段階でさせていただきたいなと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 別にこの予算にですね、承認に反対するつもりはないので、あんまり言いすぎるとちょっとあれなんだと思うのですが。これ、今聞いたら半分の500万円で制作して、残りの500万円で1局ではないわけでしょう。九州の7局で放送すると。そうするなら、1局あたりに支払われる放送費は100万円もないわけですよ。そうしたら、おそらく30秒、15秒しかないのかなと、流せるとして、と思うわけですね。今、8割の人がテレビを見てというけれども、8割というのがそういう花火大会とか、目的が明確なものであればCMを見て来ましただという場合もあると思うのですけれども、イベントではなくて観光地に呼び寄せるのに、テレビというのはTVCMなのかと、1分もないのにですね。どっちかという、テレビを見たというのは「ブラタモリを見て来た」とか、そういうある程度1時間とかそれに近いぐらいの放送の時間内で、ある程度の情報もテレビで得られるような番組、CMではなくてちゃんと制作された番組を見て来るのではないかなと思うのですよね。やっぱり、テレビCMだけで、というのはちょっと見解の相違なのかもしれませんが、たった15秒ぐらいで、どれぐらいこの魅力を伝えきることというのは限界があると思うので、どっちかという順番が逆だったかなというように気はしております。

最後に、タブレットのことについてお尋ねします。全員協議会では熊本県で統一して同じ機種を入れて、そうすることで先生方が異動してきた場合も、異動した場合も同じものだったら使い

方がどの学校も共通するのでということで、非常に私も、「ああなるほど、それは一つの考えかな」というふうに思ったのですが、ただ、私が聞いたところ合志市は独自で調達をするという方針だそうです。なぜかと言うと、県で統一するよりも独自に調達したほうが納入するのが早いからと。早く子供たちの手元に届くからという理由で、そうされるということでした。ですから、確認したいのが、小国町も独自に調達したほうが熊本県でみんなと一緒に買ったよりも早くすることができるのかということと、それと現時点で、一体いつ子供たちの手元にタブレットが届くのかということも教えていただきたいと思います。

それから、やはりそういうふうに独自に調達したほうが早いからというところが増えてしまえば、せっかく県で小国町が今その方向で行こうされているみたいですがけれども、せっかく県で同じものを買ったとしても、結果、来るのは遅かった。そして、周りを見てみたら結構独自にしたところが多くてバラバラで、先生たちが使いやすいようにという目的からも十分達成できなかったというふうになってしまえば、小国町の子供たちが損をするのかなというような気がしておりますので、周りの状況、どれぐらいのところか熊本県で一括購入の方向になっているのか。分かっている範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず、共同調達と個別市町村独自で調達した場合、どちらが早く納入できるか。これにつきましては、一概には言えないと思っております、その市町村の動きと県の共同調達の動き次第、またはそこに全国で調達が始まりますので、そういった関係もあってどの機種を選ぶかにもよるかもしれませんし、一概には言えないのではないかと考えております。

いつ入るかということですがけれども、小国町は今熊本県の共同調達と一緒にやっという見解を持っております。これでいきますと12月から3月の間に順次納品というスケジュール感で県は動きたいということが示されております。ただ、先ほど言いますように、一応今その意向調査といいますか、市町村の意向調査と県は県で県立学校、県立の中学校等々の台数の調査をしたりということで、必要台数を概算でみたところで今度はどういった機種なり選定の方法ということで、最終的には9月に入札を実施したいというのが県の意向です。とりまとめて。そういうことですので、その前に町として判断して動く、またそこから抜けて動くということもゼロではありませんし、県もそれを、もうここまでで決めたらだめよというのは、入札以降は抜けられないけれども、その前であればということは県のほうも言ってきておりますので、今の段階としては先ほど言ったように、できればうちとしては、阿蘇郡内あたりは機種に統一感が図られたらなど、そういうことも含めて今後その辺の情報も検討しながら、最終的に判断するという考えになるかと思えます。

5番（児玉智博君） 今言われましたけれども阿蘇内で異動される先生というは多いと聞きますので、阿蘇内の状況をぜひいろいろ教育長会議なんかも利用して見ていただきたいというのと、高

森はもう今入っているからですね、高森は違うと思いますけど。それでやっぱりどういうものを入れるか、機種にしても入れるソフトウェアにしても、子供たちにとって良いものを入れたほうが良いと思いますので、やっぱり県の共同調達になってしまいますと、どうしてもそれが決まってしまうと思うのですよね。だから、もちろん共同調達が必ずしも遅くなるとは限らないとおっしゃっていたので、その方向で行くのもいいのかと思いますが、やっぱり子供たちにとってより良いものを入れていくという立場に立って、9月まで時間がありますので、それありきではなく、いろいろな可能性を今後探っていただければということをお願いして、終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。同僚議員のほうからいろんな質問が出ましたけれども、僕としても違う観点で質問をさせていただきます。

情報課が出しているテレビCMの件なんですけれども、まだまだコロナが収束していませんけれども、政府のほうもキャンペーンをすると、そういう方向でやっています。いろんな方々がテレビで言っていますけれども、リゾート会社の社長が、今海外からもお客様は2年間ぐらい見込めないと、そうすると東京の大都市からの航空機でのお客さんも見込めないうえ、2時間圏内の近いところのお客さんをターゲットにしていくのがいいのではなからうかと思えます。小国町も鍋ヶ滝、いろんな施設があつて九州各県から来ていると思えますけれども、今7県とか言っていましたけれども、やっぱり来ている県のほうが決まっていると思えます。福岡県とか佐賀、長崎、ほとんど上のほうからの県の方が多いですので、その辺をターゲットにしてやっていくのが、僕も商売をしていますから、そういう方向で集中的にやるのが一つの手ではないかと思えます。そして、まだコロナが収束していませんけれども、福岡市役所の横に福岡市役所が貸す、あそこの施設は無料で貸してくれます。ですから、そういうところに小国町から、僕も1回行かせていただきましたけれども、そういうところに行って小国町の宣伝をするのが、やはり一番効果的ではないかなと思っております。そして各市町村の方々に聞くと、「小国町は観光資源が非常にあるから、何もせずにお客さんが来るというところは楽じゃないか」というご意見もいただいておりますので、やっぱりこれだけネーミングのある町ですので、500万円という金額ですから、どの辺までできるか不透明ですけれども、なるべく予算以上のものを作っていただいて、小国町を宣伝していただきたいと思えます。なかなか皆さん、情報課は特に考えることが多いですので、あれ、これ、お金は出さないといけない、PRもしないといけない、大変でしょうけど精一杯頑張ってくださいたいと思えます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 松本議員が言われる見解、ほぼ情報課と重なっているというふうに思えます。ただ1点だけ、たくさんの宣伝媒体を使って、できるだけたくさんのほうに宣伝をし続けるのも必要だと思いますので、まずは準備をさせていただいて、あとは期間や広さとかは今から検討を

積み重ねていくような形になると思いますが、やはり現地に行って、福岡市内あたりで宣伝することも必要だと思いますけれども、根本的なテレビCMだったりホームページだったり宣伝媒体を使ってデジタルトランスフォーメーションと言いますが、今からはICTを様々使って、駆使してやらなければいけないところもたくさんありますので、それと今度のCMと重ねさせていただきたいというふうにも思っております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） すみません、情報課のほうからも一言補足させていただきたいと思います。先ほど、児玉議員からも話があったその500万円と制作費等の1千万円の内訳についての話もあわせて補足させてください。

当初、予算を確保する上で1千万円を計上させていただきましたけど、実際、今広告代理店と協議をしているなかで、予算の内訳が少し変わる予定もあります。それは、先ほど言ったようにテレビCM、町長からも今お話があった宣伝媒体というのが、他にもいろいろ。例えば映画の始まる前の宣伝やそれからウェブの広告やあらゆる媒体にもありますので、その辺は専門の業者にアドバイスをいただきながら、作り上げていきたいというふうに思っています。

それから、松本議員からのお話があったように、観光施設の無料の福岡市役所の横の解放とかですね、そういうものも併せて、これからも福岡には展開していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 西田です。

CMなんですけれども、1千万円の計上ができている以上は、これを有効に使う方法を考えたほうがいいと思うんですね。小国も小国ゆかりの小国出身の有名人の方とかいるじゃないですか、勝野洋さんとか、温泉兄貴か何かでやった原田さんとかというのも、小国にゆかりのある人たちで、そういう方たちをボランティアで。もちろんです。こういう非常事態なのだから、お金を出すのではなくて、ぜひともボランティアで小国のために働いていただけませんか、町長が言うのが一番効果的だと思うのですよ。トップが行って、小国のこうこういう状態でということで、交渉すればいいと思うのですね。ちょっとふざけた感じになるかもしれませんが、九州圏内でそのキャンペーンをやるとすれば、例えばその県、その県の有名人が出ているところ、一番で言えば武田鉄矢さんも杖立とゆかり、おばあちゃんが杖立の出身か何かですよ、確か。何かそんな感じ。昔、私の若い頃にラジオで彼がその話とかもいろいろして、杖立がいいという話や小国がいいという話をしていたのを覚えているのですが、そういうものをたどっていけば、いろいろ使える人たちがいると思うし、長崎であれば福山雅治ですけども、彼は無理だろうと。そうしたら、彼の真似っこをする人がいるじゃないですか、モノマネの。テレビのCMは面白くやればい

と思うので、そういう人たちとかを使った斬新なキャンペーンをやると効果的ではないかなと。鍋ヶ滝の画が出るよりも、それについてそういう人たちが出てくると、インパクトが強くなるのではないかなと思うので、ちょっと違う切り口も考えていただけるといいかなと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 実は著名人に関しては2、3人あたらせていただいたというのは本当のところですよ。一番最初の段階で、ここでは名前を伏せさせていただきますけれども、かなりの有名な方をお願いしたのですけれども、今の状況では難しいということではございました。当然、いろいろ見方はあると思いますので、今CM制作等々若手のグループにもお願いして、関わっていただこうと思っています。ぜひとも斬新な切り口、また定番のCMもなかなか小国町は今まで流せていないのですよ。ですので、いろんな形を検討させていただきながら、効果的な方法の宣伝をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は専決第4号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論を行います。

本補正予算の大部分は新型コロナウイルス感染症への対策費であり、子育て世帯への支援や旅館業、飲食業者への支援費が含まれています。当然、必要な施策であり賛成します。しかし、今後につなげるためにも、一言申し上げておきます。旅館への補助金は客室数に応じて給付金額を4段階に設定して、それぞれの旅館に給付されます。この給付金額設定については、客単価や従業員数、敷地、建物の面積などは必ずしも客室数と比例しないとして、当事者の方の中からは不公平な出し方だと疑問の声が出されております。確かに、どこかで線引きをするというのも一つの考え方であるし、客室数で段階を決めたというのはそれは私は悪いことだとは言えません。ところが、やはりその出し方についても当事者の人たちの理解を得なければならないというふうにするのですね。しかし、全員協議会でも答弁がありましたが、その事後の説明はされて理解してもらうように努めているというふうに言われましたが、事前の説明がやっぱりなかったというのが、少し残念だったのではないかなと思いますので、やはり今後、もしかしたら次のコロナウイルス対策もあるかもしれないし、その他の施策なども当然これからされていくわけですが、そうした過程での当事者の意見を酌み取ろうという姿勢と行動を、今後努めていただきますように申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ただいま、賛成の討論ございました。反対、もしくはほかに討論がございましたでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和2年度小国町一般会計補正予算（第3号））について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第37号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお開きください。

議案第37号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行うもの。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

税務課長（橋本修一君） 私のほうからは、改正内容を説明いたします。

お配りしております条例集の1ページ、右上のほうに37と書いてありますのが改正条例本文となります。資料は税務課資料（1）の改正条例の概要と、税務課資料（2）の新旧対照表でございます。説明は税務課資料（1）のほうで行います。おいおいお願いいたします。

改正概要です。主なものが2点ほどあります。1点目は表の1段目の第24条「個人町民税の

非課税の範囲」と2段目、第34条の2「所得控除」でございます。非課税措置につきまして、ひとり親を追加し、所得控除につきましても、ひとり親控除を追加するものでございます。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦公助の見直しが行われたものでございます。この改正によりまして、ひとり親家庭に対して婚姻歴の有無による公平と、男性のひとり親、女性のひとり親間の不公平が解消されるものでございます。

続きまして、2点目でございます。表の4段目の第94条、「たばこ税の課税標準」の規定でございます。今回の改正は、葉巻たばこの改正でございます。軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直しでございます。葉巻たばこは重量比例課税1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税をしております。1本1グラム未満の軽量の葉巻たばこにつきましては、重さに比例せず、紙巻たばこ1本に換算するという改正でございます。この改正は令和2年10月1日からの実施でございますけれども、経過措置として令和3年9月までの1年間は葉巻たばこ1本の重さが0.7グラム未満のものは紙巻たばこ0.7本と換算し、令和3年10月からは1本1グラム未満の葉巻は紙巻たばこ1本に換算するというものでございます。

主なものは以上でございますが、このほかに1ページの中段の附則第3条の2と附則第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備、またその下の附則第17条は、これも租税特別措置法の改正に伴う整備でございます。低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設でございます。

次のページの1段目の第31条から第52条までは、法人税の規定でございます。法人税法の改正で通算法人の連結納税の廃止に伴う規定の整備でございます。このほか、法改正に伴いまして、字句の整理、項番号のずれの整理を行っております。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第38号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の4ページをお開きください。

議案第38号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得層に係る介護保険料の軽減措置を拡大するため、小国町介護保険条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、福祉課長より御説明申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案につきまして、概要説明を申し上げます。

提案理由にもありますように、令和2年4月1日施行の介護保険法施行令の一部改正によりまして、保険料軽減の減額に係る基準が改められております。これによりまして、本町介護保険条例の一部についても改正を行うというものでございます。

条例集の5ページ、右肩に38と記載をしてありますのが改正条例本文となります。また、福祉課資料1で新旧対照表を示してございますので、御参照いただければと思っております。

改正内容に関しましては、福祉課資料2におきまして御説明を申し上げます。まず、介護保険料におきましては、所得階層別に9段階の区分により算定をされています。この中で第5段階を基準としまして、若い段階ほど所得が低い対象者の層ということになります。また、各段階の保険料の算定につきましては、基準となる第5段階の負担割合を1としまして、所得段階ごとに負担割合が定められております。本町では第7期の介護保険計画におきまして、平成30年度から令和2年度の期間は第5段階の年額保険料基準額が81,600円と設定をされておりますので、この基準額に各段階ごとの負担割合を乗じて算出されたものが、年額保険料欄の金額ということになります。

今回の条例改正につきましては、令和元年10月1日の消費税率の改定による国の増収財源を持ちまして、介護保険料の低所得被保険者の保険料の軽減強化を図るというものとされております。具体的には、第1段階から第3段階の被保険者の方が軽減の割合が大きくなるというものでございます。資料2について、横に見ていただきますと減額改定の過程が3つの施行時期に分かれております。平成30年の4月から平成31年の4月から、これが現行でございます。それから、今回の令和2年4月からの負担割合の改定案ということになります。消費税の税率改定が昨年10月からということで、令和元年度につきましては半年の期間を対象として改定をさせていただきましたけれども、今年度につきましては10%の引き上げが満年度を通して1年間影響するというので、保険料軽減の完全実施という形での改定ということになります。これによりまして、一番右の太枠の欄になりますけれども、第1段階の負担割合が0.3、年額保険料が24,480円に、第2段階の割合が0.5、保険料が40,800円に、第3段階の負担割合が0.7、保険料が57,120円に改定をされるということになります。なお、減額に伴います財源

でございますけれども、国のほうが2分の1、県が4分の1の財政措置がありまして、介護保険特別会計の中の歳入で一般会計からの繰入金として保険料増収分を補てんするというものになります。

改正内容についての概要説明は以上となりますけれども、条例右肩38の改正文をもう一度ご覧をいただきまして、附則についてでございます。第1条で公布の日からの施行。第2条の経過措置で令和2年度分の保険料からの適用とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いをいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第39号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお開きください。

議案第39号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月13日に公布されたことに伴い、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、福祉課長より御説明申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、概要説明申し上げます。

条例集の6ページ、右肩に39と表示してあるものが改正条例本文となります。まず、後期高齢者医療につきましては、県内の全市町村とも熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となります。後期高齢者医療に関する財政運営等は広域連合で行っておりますけれども、被保険者の資格事務、届出事務等は施行令、施行規則で規定されるほか、市町村の条例で定めることとなっております。福祉課資料3の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。条例の第2条で町が処理する事務について列挙しております。この中で、改正後の第8号でございますが、傷病手当金の支給に係る申請書提出の受付に関する事務を追加するものでございます。傷病手当金の支給に関

しましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月13日付で熊本県後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われておりまして、その支給に関しての広域連合の条例が整備をされたところでございます。それを受けまして、本条例改正案を提出するものでございます。附則のほうで、公布の日からの施行とさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第40号 小国町営住宅条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、「議案第41号 小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお開きください。

議案第40号 小国町営住宅条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、小国町営住宅の名称、位置その他必要な事項を明文化するために、小国町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、7ページ。

議案第41号 小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、小国町営単独住宅の名称、位置その他必要な事項を明文化するために、小国町営単独住宅条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（時松洋順君） それでは議案第40号と議案第41号について、それぞれ関連がござい

ますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、小国町営住宅条例と小国町営単独住宅の条例、その本文につきましては、条例集7ページ右肩に40及び8ページ右肩に41と書かれてあるものが本文となります。建設課資料(1)また資料(2)を用いて御説明させていただきます。左の欄が現行、右の欄が改正案となっております。両条例案とも、名称と所在地の明文化を図りますため、町長が告示するとしていたものを別表を追加いたしまして、それぞれの住宅の名称と所在地を条例に反映させるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(松崎俊一君) これより議案第40号及び議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

議長(松崎俊一君) 日程第9、「議案第42号 小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の8ページをお開きください。

議案第42号 小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

提案理由といたしましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、小国町道路占用料徴収条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長(時松洋順君) それでは、小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

条例集9ページ、右肩に42と書かれてあるものが条例の本文でございます。建設課資料(3)を用いまして御説明させていただきます。左の欄が現行、右の欄が改正案となっております。引用法令の改正に伴う別表の改正でございます。道路占有許可を受けなければならない施設等に、道路法施行令第7条第2号が追加され、各号にずれが生じたことに伴うものでございます。追加されました占有許可が必要な施設につきましては、太陽光及び風力の発電設備でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今説明がありました太陽光及び風力発電の設備ということでありましたが、いわゆる道路敷にそういう太陽光パネルを敷いたりするようなことというのは、あまりないのかなというような気もしているのですけれども、実際に小国町で該当するような所があるのかというのが1点。

それと、この道路法施行令の改正案を見ても、第1等級地が3千200円で、2等級地が1千300円、以下910円、760円、680円というふうに、要は等級が分けてあるわけですね。小国町の場合は1千100円ということで第2等級地よりも安いけれども、3等級地よりも高いというような、非常に微妙な金額を持ってこられているわけですが、1千100円とした根拠を教えてください。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

実例としては、まだございません。今、議員がおっしゃられたとおり、道路敷を占用する場合の事例に対応するものだと思っております。

次の占用料の規定につきましては、ここに資料を持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきたいのですが、よろしく申し上げます。

5番（児玉智博君） そもそも、道路敷にそんな風力発電施設とか太陽光なんかをつくらせるべきではないと思うのですが、ただこれをしてしまうなら、要はそれを認めることになるわけですよね。あまりそういう道路敷というのは見通せるようにしておかないと、死角ができて危ないと思うし、私はこんなのはつくるべきではなくて、そもそもつくらせないようにするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

建設課長（時松洋順君） 各々の事例につきましては把握しておりませんので、回答は難しいのですが、事例が出てきた場合は現場を確認し、安全性、通行に支障を来さないかなどは確認をいたしまして、許可を出す場合は占用許可ということになるかと思えます。問題があれば、占用許可については、こちらのほうからは出さないという対応になるかと思えます。

5番（児玉智博君） 実例として、あそこの下巢のなかに太陽光を今つくっている部分とちょっと手前のほうに、もうすでにつくっている部分というのがあつたのですけれども、あそこは町道ではないけれども、畑とかの間の道路は位置付けとしては町の道路にはなっていないのかもしれないのですけれども、要は町の一般財産みたいな扱いですね。町の所有する土地にはなっていると思うわけですね。それぞれの畑というのは農家のものになっているけれども、一般財産みたいな感じだと思うのですけれども、要はそこに太陽光発電をつくったときに、道路すれすれのような所で石垣を高くしてから、その上にパネルを並べていたのですけれども、そこを利用する農家の人たちからは「あんなすれすれに石垣をつくられたら」というような意見が、当時出たわけですね。

建設途中では、それが大雨で石垣がちょっと崩れたりしてですね、農家の畑に行けなくなったりとか、そういうことが過去に出ていますので、しかもそれを道路敷につくらせてくれなんていう話が出たところ、基本的に私は許可すべきではないと思うのですが、きちんと現場を確認して支障がない範囲での許可となると言われましたので、しっかりその辺は見極めて許可を出していただくようお願いしまして、終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第43号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の9ページをお願いいたします。

議案第43号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千894万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1303万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明いたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは補正予算の内容説明をさせていただきます。

補正予算書の第1表といたしまして、2ページから3ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

4ページは債務負担行為補正の追加分を記載してあります。

5ページは地方債補正として、追加変更分を記載してあります。

6ページは歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

9ページをお開きください。この9ページから17ページまでに出てくる給与、職員手当、共済費につきましては、総額で224万3千円の減額補正となっております。この主な理由といたしましては、共済組合短期納付金の負担金率の引き下げにより184万7千円の減、扶養手当が30万1千円の減額となっております。以下、項目ごとに増減が出ております。人件費につきましては、人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因でございます。

それでは、歳出の大きな額の補正について、説明させていただきます。

9ページの下段から10ページの上段にかけましての17特定定額給付金費です。総額で325万円の増額で計上させていただいております。内訳といたしましては、特別定額給付金200万円とそれに伴う経費125万円が主な経費になります。これは、施設入所者等に係る特別定額給付金の増額となります。町外に住民票がある施設入所者等には、小国町が給付することになっておりますので、それに伴う経費となります。財源は全額、国庫支出金となります。

12ページの上段をお願いいたします。1児童福祉総務費の中で12委託料を110万円計上させていただいております。これは、小国幼稚園が3歳以上の幼児を一時的に預かる幼稚園型一時預かり事業を今年7月から実施するための委託料になります。財源といたしましては、国の補助金が3分の1、県の補助金が3分の1、残りの3分の1が町の負担額になります。

ページは飛びまして、14ページの中段、土木費をお願いいたします。1道路維持費で3千10万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、実施設計委託料で1千200万円。これは町道倉原松原線、跨線橋の長寿命化のための委託設計を行うものです。財源といたしましては、国が62.7%、残りは過疎債を充当いたします。また町道維持工事他で1千710万円、国の補助金内示により道路舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な路線の舗装打ち換え工事を増額するものです。町道倉原松原線、北里倉本二俣線、関田倉原線、木魂館線が対象でございます。財源といたしましては、国が57%、残りは過疎債と辺地債を充当いたします。

また、道路沿線立木安全対策事業補助金で100万円、これは集落環境整備と森林の公益性確保をあわせ、自然災害時における倒木等のライフラインへの被害防除を目的に、財源を森林環境税に組み替えて事業の拡充を行うものです。財源といたしましては、全額森林環境譲与税を充当

いたします。

次に道路新設改良費で3千900万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、実施設計委託料で4千200万円。国の補助金の内示により町道万成寺線、鍋ヶ滝線、下滴水線、杖立線の実施設計を行うものでございます。また、町道改良工事費として2千100万円、これも国の補助金の内示により、町道対岸線、中尾線、万成寺線、下滴水線の改良工事を行うものでございます。また、この内示により、用地購入費1千万円と立木補償費1千660万円については減額し、電柱移転補償費は260万円の増額となっております。財源といたしましては、国の補助金が下滴水線で62.7%、残りの財源につきましては国の補助が57%、残りの財源につきましては過疎債を充当する予定です。

最後に住宅管理費の中で、浄化槽改修工事として550万円、柏田住宅の合併浄化槽が損傷しているため、改修工事を行い長寿命化を図るためのものでございます。財源は一般財源を充当いたします。

最後に歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。今回の補正に対する財源の内訳になります。先ほどから説明させていただきましたが、補助金の説明がここに掲載されております。今回の補助額の補助金以外の歳入不足につきましては、起債、土木債を充当する予定です。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。御審議、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

補正予算書の9ページ、16社会保障税番号制度費についてなんですけれども、聞き漏れかもしれませんけれども、申し訳ございません。社会保障税番号制度といいますとマイナンバーの部分なんですけれども、ここは私の理解としては経常的経費として制度上、その管理上必要であると理解していたところなんですけれども、今回、補正予算で委託料のサポート業務委託料ということで計上されておりますけれども、新たに発生する事案としての部分なのでしょうか。その概要を説明いただけたらと思います。

総務課長（小田宣義君） ただいまの税番号制の補正の部分でございます。委託料の部分でございますけれども、こちらに関しましては5年前に社会保障税番号制度の運用が始まっております。そのときに国と各自治体を接続しているVPN装置というのがございまして、これが設置後5年をたっております。最初の運用では国が全額みてくれたのですが、この運用というのが結局老朽化のため、更新を行う本格運用が開始される来年度に向けて国や地方自治体と安全な接続のための設定、接続テスト、本番環境の確認を行う必要があり、専門業者に委託するものでござ

います。

以上です。

4番（久野達也君） 専用線で接続しての管理でしょうけれども、ちょっと思ったのが、国の制度で始まった税番号制であれば、そこらあたりの管理は国が行うべきじゃないかなと単純に思うんですけども、これはいわゆる電算業務を委託している業者の部分での経費措置となるのか、例えば国とのやり取りの中で国の税番号制の機関との委託業務になるのか。業務先はどんなふうになるのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 委託先につきましては今からですけれども、基本的には日本全国、この切り替えが行われます。大きなところはきちっとした専門の職員がいれば、このテスト、ほとんど接続テスト、設定、本番環境の確認ということで、専門的な職員がいれば業者に委託する必要はありません。ただ、小さい町ですので、ある程度には精通しておりますけれども、その漏れまではチェックするような技量が職員には持ち合わせておりませんので、そちらのほうを業者に委託するということになると思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 11ページの説明をお願いしたいのですが、後期高齢者医療事業費というのがありまして、右側のほうに薬剤師報償というのが新たに出ているのです。このことについて、どういう事業なのかを説明してもらいたい。

福祉課長（生田敬二君） これは高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業ということでございまして、実は歳入のほうの7ページを御覧いただきたいと思いますが、民生費国庫補助金の中に後期高齢者一体的事業交付金630万円という歳入がございます。こちらのほうに関しましては、広域連合で行うとされています高齢者の保険事業と介護予防を一体的な事業として展開をしていこうということで、市町村に委託をして行われる事業になります。今、歳出のほうで上げているのが、その中での事務費分というような格好にはなります。

事業内容というのが、医療関係の専門職、保健師、管理栄養士、薬剤師等の専門職が保険事業の実施主体となる必要がございます。小国町の場合、保健師、栄養士は職員で配置できるのですが、薬剤師のほうの手配ができない関係で小国のほうに調剤薬局がいくつかございますけれども、その中の薬剤師に御協力をいただいて、訪問であるとか、事業計画を作ったりであるとか、そういった事業を展開していこうということで、今回委託事業を受けまして補助金をいただきながら、こちらのほうの事業を展開すると。その中で薬剤師の報償費を一応上げさせていただいているという形のものになります。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは質疑がなければ、質疑を終結いたします。

なお、条例の6本及び補正予算1本の討論ならびに採決は、最終日にもっていきます。

ここで暫時休憩をいたします。午後の会議を1時から行います。

（午前11時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます

（午後1時00分）

情報課長（村上弘雄君） 午前中の専決の質疑の中で1点確認事項がございましたので、この場で確認が取れましたので、御報告させていただきます。

鍋ヶ滝の入園料の半額についてですけれども、小国町の鍋ヶ滝の設置及び管理に関する条例の中で、入園料第11条第4項です。町長が必要と認めたときは入園料の全部または一部を免除することができるという項目のなかで、今回運用をしていきたいと思っておりますので、報告させていただきます。

以上です。

建設課長（時松洋順君） 午前中の道路占用料徴収条例の金額につきましては、熊本県道路占用料徴収条例の金額に合わせて、同じ金額を設定しております。

以上です。

5番（児玉智博君） すみません。その必要と認めるときというところで、それをするというところでありましたけれども、やはりあまりにそういうのっていうのは、いわゆる小国町の子供たちが無料ですとかいうことで、限定的な場合においてはそれでいいと思うのですけれども、今回の場合は期間を定めるにしても、そのときに来る人たちには全員半額に引き下げるというわけですから、それはやはり必要と認める場合というよりも、要するに次元的に条例改正をしてからするべきなんじゃないかなと思いますので、まだ会期中ですので、その辺はもう一度検討をお願いします。

議長（松崎俊一君） 日程第11、同意第1号から日程第18、同意第8号までは小国町農業委員会の委員の任命についてです。関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の10ページをお開きください。

同意第1号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字宮原1977番地1の1

氏 名 飯沼 由彦

生年月日 昭和43年5月28日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めためでございます。

少し説明をさせていただきますと、飯沼由彦さん、52歳、認定農業者でございます。また、推薦団体といたしましては宮原農事振興会からの御推薦をいただいております。農業の経営状況といたしましては水稻とアスパラを中心に、その他は農業委員会は今回初めてでございます。元JA阿蘇の職員をされていた経緯もございます。先ほど言いましたけれども、アスパラを中心とした農業経営を行っております。農業についての見識を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができると思いたしましたので、皆さま方に同意を求めさせていただきます。

よろしく願います。

では関連がございますので、続けて8名説明させていただきます。

同意第2号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求め。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字西里2815番地

氏 名 穴井 千年

生年月日 昭和28年12月26日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めためでございます。

現在穴井千年さん、66歳、こちらも認定農業者の方でございます。推薦は個人からの推薦で辛嶋文昭さんからの推薦でございます。農業の経営状況としては、肉用牛の繁殖、水稻、シイタケをされております。現在、現職の農業委員でございまして、次が2期目になります。農業経営は小国の特徴であります複合経営を行っておりまして、地域のリーダー的存在でございます。同じように農業についての見識を有しまして、農業委員の業務を適切に行うことができるとの判断

により、同意をお願いしたいと思います。

同意第3号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字北里3777番地

氏 名 穴井 英雄

生年月日 昭和32年10月11日

でございます。

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるためでございます。

現在が62歳、こちらの方は認定農業者ではございませんが、個人からの推薦です。後藤信介さんからの推薦がございます。農業の経営状況といたしましては水稻、ハウレンソウ、ミニパブリカでございます。現職のこちらも農業委員でございます、次が2期目でございます。息子さんが認定農業者でございます、共に農業を行っているという状況です。元阿蘇広域行政事務組合の職員でございます。こちら、農業委員の業務を適切に行うことができると思います。

次に、同意第4号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字黒淵3507番地1

氏 名 石松 雄平

生年月日 昭和30年9月25日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるためでございます。

現在64歳、認定農業者でございます。大字黒淵協議会からの御推薦をいただいております。農業の経営状況といたしましては、水稻、ハウレンソウでございます。こちらの方も現職の農業委員で次は2期目でございます。JA阿蘇職員として永年勤務され、営農指導員としての実績を持たれております。退職後にハウレンソウを中心に農業経営をされています。こちらも農業についての見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができるということで、御同意をよろしくお願いしたいと思っております。

次に、同意第5号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字黒淵574番地8

氏 名 梅木 美代

生年月日 昭和27年2月26日

でございます。

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めためでございます。

現在、梅木美代さん、68歳、認定農業者ではございません。大字黒淵協議会からの推薦で、こちらの方は農業の経営はしておられません。現職の農業委員で次は2期目になられるところがありますけれども、法律で定められた利害関係を有しない中立の委員ということで、お願いしたいというふうに思っております。また、積極的な女性の登用というところで、お願いしたいと思っております。長年、婦人会の役員を務めておられて、農業委員の業務を適切に行うことができるということで、御同意をよろしくお願いしたいと思っております。

15ページでございます。

同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字上田 3 9 3 3 番地

氏 名 松岡 克明

生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 3 1 日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めためでございます。

松岡克明さんは現在 6 7 歳、認定農業者でございます。農事組合法人の代表理事を務めておられまして、大字上田協議会からの御推薦がございます。主に水稻を経営されております。現職の農業委員で、次は 3 期目をお願いするところでございます。現在の会長を務めておられます。農事組合法人かみだの代表理事として、上田 3 部、4 部、5 部地域の水稻を中心とした経営を牽引している方でございます。当然のように、農業についての見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができますので、御同意をよろしくお願いいたします。

次に、1 6 ページをお開きください。

同意第 7 号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め。

令和 2 年 6 月 1 5 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

住 所 小国町大字下城 1 0 2 8 番地 2

氏 名 宮崎 博美

生年月日 昭和 2 4 年 2 月 1 0 日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めためでございます。

宮崎博美さん、7 1 歳でございます。認定農業者の方で、個人からの御推薦がございまして、時松達也さんからの推薦がございます。農業の経営状況といたしましては、ハウレンソウと水稻、現職の農業委員で 3 期目をお願いしたいと思っております。現職が職務代理者をお願いしているところがございます。ハウレンソウを中心とした農業経営で、生産量は毎年上位にございます。過去にはハウレンソウ部会部会長を歴任され、平成 2 8 年には農業コンクールにて経営体部門優良賞を受賞もされております。同じく、農業についての見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができると思います。

次に17ページをお開きください。

同意第8号 小国町農業委員会の委員の任命について

小国町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字西里575番地

氏 名 佐藤 仲子

生年月日 昭和33年6月18日

提案理由といたしましては、小国町農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、小国町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるためでございます。

佐藤仲子さん、現在61歳でございます。こちらの方も認定農業者でございまして、大字西里協議会からの御推薦がでございます。農業の経営状況といたしましては、ダイコンと水稻、現在農業委員をされておりました、次で3期目をお願いしたいと思っております。ダイコンを中心とした農業経営で産地形成の維持に貢献をされております。また、積極的な女性の登用ということでお願いをしたいと思っておりますし、農業についての見識を有し、農業委員の業務を適切に行うことができるということで、お願いしたいと思っております。

以上、同意8号までよろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより同意第1号から同意第8号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 素朴な疑問で伺うのですが、各団体の宮原の農事振興会とあと各大字の協議会で推薦で今回出てこられた方と、あとは個人推薦という方と二通りあるわけですが、それはどういう違いなのかを教えてくださいませんか。

町長（渡邊誠次君） 議員の皆さま方も前回の農業委員会の選考のときにも携わっておられて、同意で選挙されてですね、同意をいただいたところがありますけれども、現在、選考基準の部分で各大字の協議会で選考していただけるところと、その仕組みを持ち合わせていないところがありましたので、現在の農業委員に御相談を申し上げました。各大字、各農事振興会から、また各種団体からもいろいろとお話をいただいたところ、もちろん各大字、そして農事振興会から御推薦いただいたあと、その団体以外のところというのが非常に難しゅうございましたけれども、やはり各大字からは必ず一人ずつは出ていただきたいという旨を申し上げたところ、実際のところ

ろ話を個人からでも推薦ということは、もちろん他薦、自薦問わずというところがございますので、他薦の部分を優先させていただいて、このような状況になったわけでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

同意1号から順に採決を行いたいと思います。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行いたいと思います。

では、最初の無記名投票は「同意第1号 小国町農業委員会の委員の任命について」です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、江藤理一郎君及び8番、松本明雄君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び8番、松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番、江藤理一郎君及び8番、松本明雄君に立ち会いをお願いします。

（開 票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のおり同意することに決定いたしました。

では、第2回目の無記名投票は、「同意第2号 小国町農業委員会の委員の任命について」です。

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、穴見まち子君及び7番、西田直美君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、穴見まち子君及び7番、西田直美君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1 番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番、穴見まち子君及び7 番、西田直美君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 8 票

反対 1 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に3 回目の無記名投票は、「同意第3 号 小国町農業委員会の委員の任命について」です。

ただいま出席議員は9 人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第3 2 条第2 項の規定より、立会人に4 番、久野達也君及び6 番、大塚英博君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に4 番、久野達也君及び6 番、大塚英博君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありますか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、久野達也君及び6番、大塚英博君に立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

4回目の無記名投票は、「同意第4号 小国町農業委員会の委員の任命について」です。

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君を指名します。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(松崎俊一君) 以上のおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のおり同意することに決定いたしました。

5回目の無記名投票、「同意第5号 小国町農業委員会の委員の任命について」

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君に立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

6回目の無記名投票は、「同意第6号 小国町農業委員会の委員の任命について」

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君を指名します。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

7回目の無記名投票は、「同意第7号 小国町農業委員会の委員の任命について」

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、穴見まち子君及び6番、大塚英博君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、穴見まち子君及び6番、大塚英博君を指名します。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番、穴見まち子君及び6番、大塚英博君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

最後8回目の無記名投票は、「同意第8号 小国町農業委員会の委員の任命について」です。

ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、久野達也君及び9番、熊谷博行君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、久野達也君及び9番、熊谷博行君を指名します。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載

願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、久野達也君及び9番、熊谷博行君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第19、「報告第1号 専決処分事項の報告について(報告第1号:公共工事請負契約金額の変更について(町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事))」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長(渡邊誠次君) それでは議案集の18ページをお開きください。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分

をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次の19ページを御覧ください。報告第1号別紙です。

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和2年2月26日

変更に係る議案 令和元年 議案第31号

公共工事請負契約の締結について

補第47号

町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事

変更前契約金額 1億890万円

変更後契約金額 1億1千67万6千10円

でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（時松洋順君） それでは、報告第1号、専決処分事項の報告について御説明させていただきます。建設課資料（4）と書かれてある資料をご覧ください。町営住宅柏田団地外壁・屋根改修工事でございます。去る令和元年9月議会におきまして、議決いただきました請負契約に係る変更契約でございます。率に約1.6%の増加となっておりますので、専決処分事項の報告とさせていただきます。

主な増額の理由といたしましては、資料（4）の4ページ目に書いてございますが、外壁クラックのひび割れですね、実施数量が当初設計値よりも増加したためでございます。クラックの確認状況や着工前竣工につきましては、それぞれ写真を添付しております。次のページがクラックの確認状況、次のページが着工前と竣工でございます。資料につきましては、以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 確認ですが、この公共工事請負変更契約書を見てみると、2月26日に変更契約が結ばれて、その契約が成立しています。それであるならば、3月議会は3月9日に開会しましたので、3月議会で報告という形でもよかったと思うし、工期を見てみると3月31日までということで、3月いっぱいでは工事も終わっているわけですね。そうしたら、3月議会に間に合わなかったとしても、この前の臨時議会で報告ということもできたかと思うのですが、今日まで報告されなかった理由を教えてください。

建設課長（時松洋順君） 今、議員がおっしゃったとおり、3月議会中は工期内でございます。

そのことが1点あります。それから5月の臨時議会につきましては、新型コロナ対策に絞ってということでございましたので、報告はさせていただいておりません。今後は速やかな報告に努めてまいりたい、そう思っております。

5番（児玉智博君） 理由になっていないと思うんですね。工期中だからまずできないということも、まずおかしな話だし、そして5月の臨時議会は新型コロナに絞ってというけれども、別に絞って、そういう要求を私は知らなかったのですが、議会がそういう要求をしたのですか。新型コロナに関連する以外の議案は出すなみたいな。初耳なんですけど。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

議会からそのような指示はいただいております。私のほうで、コロナ対策に特化したほうがいいのではないかと判断をさせていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） 建設課長というのは、そんなに偉いのですか。そういう判断ができる立場にないですね。何でそういういかげんなこそくな答弁をするのですか。もうちょっと誠実にしてくださいよ。だから、今回は遅くなりましたけれども、次からはなるべく早く報告するようにしますで、それでいいじゃないですか。なんでそんな余計な工期中だったからできないとか、コロナウイルスに特化した議会だったからとか、何でそういう。すぐ、そういう何か適当なことを言っているって分かるような答弁を何でするんですか。これは、あまりに議회를軽視しているんじゃないですか。本当に課長としての適格性が問われると思いますよ。

建設課長（時松洋順君） 今後は的確に報告させていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 変更理由の中に、最初は設計時の外壁調査は1階のみを調査し、概算数字を計上していたということで最初の計画はそうだったんですけども、今回の工事において足場を設置して、全てを調査したところ実施数量が分かったために補修工法を変更したと書いていますけれども、これ実際、最初からの目的というものは1階のみの調査ということは、1階のみのそれで終わる状態でやっていたのではないかと思うのですが、しかしその足場代というのが結構いるのですが、足場を組んだことによって2階、3階というものが分かってきたと。それに対して新たに補修工法を変更したということになりますと、最初からの目的というものが途中で変更されているわけですね。今から先、そういうふうな工法でいくとすれば、実際に言うと、この増額の部分というのはどこからお金が出てくるのかということが出てくるのですよね。結局は最初の本体工事の中には、起債とかいろいろな補助金という絡みの中で設計の段階で出てきますけれども、補修工事においてはそれがまた同じように該当できるのかなという、このところをお答え願いたいと思います。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

こちらにつきましては、補助の対象に該当しております。最初の設計につきましては、かなり高い箇所になりますと確認が難しいために、工事に入りましてから2階、3階、4階とそちらを確認した上で、変更させていただいておりますので、そのことについては国と県等とも了承の上で事業は進めさせていただいております。

以上です。

6番（大塚英博君） 今聞きましたところ、途中から変更できるということでございますけれども、本来ならばそういうものを今回の場合は特に、あとから補修ができるというのが2階、3階の部分もあるというのが分かっていたと思うんですけれども、そういう全体のことの中に対して補修とか変更はしないというような。よっぽどでないとは補修はするんですけれども、なるだけ補修しないような感じ、変更しないような形でやっていただきたいというふうに私はお願いしたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「報告第2号 令和元年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の20ページをお開き願います。

報告第2号 令和元年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、これを報告する。

令和2年6月15日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明願います。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは内容についての説明をさせていただきます。

この件につきましては、3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき、可決いたしました繰越明許費の中の8事業で繰越額が計算できております。それをここに報告するものでございます。翌年度への繰越額の合計といたしましては、3億1千408万円を繰り越すものです。補正予算時ですと3億1千545万2千円を計上しておりましたので、若干金額は少なくなったということになります。この財源内訳としましては、国県支出金1億8千430万9千円、地方債が9千570万円、一般財源が3千407万1千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第21、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、3月議会以後今日まで、研修会等に各議員を派遣しましたことについての報告となりますが、新型コロナウイルス感染症防止に伴い、全ての研修会が開催中止となっております。

議長（松崎俊一君） 日程第22、「行政報告」。

執行部より報告事項がございましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 行政報告をさせていただきます。

まずは1点。職員採用試験についてです。7月の部長行きで周知を予定しております。募集人員は一般事務3名程度ということで、募集させていただきたいと思います。

それから2点目。国民健康保険の運営についてでございます。本年度に保険税率の見直しの予定をしておりましたけれども、現在の新型コロナウイルス感染症の影響が大きい社会情勢を踏まえまして、今回は見直しを見合わせることにいたしました。

3点目。令和元年度事業で作成した小国町健康増進計画、食育支援計画の食育計画、令和2年から令和5年及び小国町子ども・子育て支援計画、令和2年から令和6年の冊子が完成しましたので、配付をさせていただきたいと思っております。

それから4点目です。株式会社肥後銀行、公益財団法人地方経済総合研究所とSDGs推進に関する連携協定を令和2年5月21日に締結いたしました。小国町、肥後銀行、そして地方経済総合研究所はそれぞれの資源や機能などの活用を図りながら、幅広い分野で緊密な相互連携と協働を行って、地域の課題やニーズに迅速かつ適切に対応することで、SDGsの理念である持続可能な地域社会の実現並びに地域循環共生圏の構築に寄与することを目的といたしております。

5点目、I.D22というところと旧西里小学校活用に関する連携協定を令和2年6月2日に締結をさせていただきました。持続可能な社会をつくる人材育成に取り組む業者でございますけれども、小国町におけるSDGsの推進及びESD持続可能な開発のための教育でございますけれども、このESDの拠点としての旧西里小学校の再活用に対して、できるだけ双方の持つ力を寄せ合って取り組んでいくことを目的として、連携協定を結ばせていただいたというところでございます。

以上5点、行政報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたしたいと思います。
お疲れさまでございました。

(午後2時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和2年第2回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 令和2年 6月16日(火)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 6月16日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 6月16日 午後 4時15分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教委事務局長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 6. 16)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

梅雨前線が南下し、爽やかな風が吹いています。小国地方では対馬付近に前線が停滞しているとき、過去にも大きな雨が降っているようです。それから、皆さま御存じと思いますが、庭の立葵の花が一番上まで咲いてしまうと梅雨が明けると聞いております。今年も大きな災害などが無いように祈っているところです。

さて、本日は6月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、1番目に時松昭弘議員、2番目、西田直美議員、3番目、児玉智博議員、4番目、久野達也議員、5番目、江藤理一郎議員となっています。よろしくお願ひします。

それでは1番、時松昭弘議員、登壇をお願いします。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

改めまして、おはようございます。今年に入りまして、新型コロナウイルスの感染が発生をいたしました。特に3月から5月にかけては非常にピークを迎えまして、国内での感染者、都市部を中心として増えております。県内では2月21日に発生をしておりますが、昨日現在、国内の感染者1万7千661名となっています。また、死者が933名ということですが、当時から各議員から町のほうに対策をとということで、執行部へ要望してきました。その後、4月7日に国のほうで緊急事態宣言というものが出されております。議会では4月8日にコロナ対策の会議を執行部と一緒にやっております。今回の感染症発生に伴いまして、飲食業あるいは観光業、納品業者、そしてまた農林業その他、そしてそこで働く多くの方々には大きなダメージを受けております。町民所得の減収、そして農業収入の減、営業収入の減というのは計り知れないものがあるかと思ひます。関係者の方々からもいろんな相談を受けながら、苦情も受けてまいりました。「町は何をしているのか」というような声も随分と聞かされましたが、当然、町も対策に奔走し、情報課職員の方々を中心として個別に相談等も行っております。しかしながら、町民の方からは大変な不安を現在でも持っているというような状況でございます。健康への不安、そして仕事への不安、また生活への不安、またその他多くの不安を抱えて、日々を過ごしているのではないかと思います。国も臨時交付金1兆円を含めまして1次補正、そして6月12日に2次補正というものが出ております。この中の2次補正には予備費というものも出ておりますけれども、

これはもうなかなか国会のほうでも問題になっているようでございます。国も県も対策等も進んではいるようですが、町として財源を含めてどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御提案、ありがとうございます。

議員、おっしゃるとおり町単独での支援は非常に厳しいということは、私も当初から言わせていただいております。町といたしましては、当然のように、1つだけ議員にお伝えしなければいけませんけれども、今回、この議会中にコロナウイルス関連の質問がかなりの数があります。ですので、それぞれの議員にお答えしなければならない部分もありますので、私からは概略だけしかお伝えできない場合がありますので、御了承もいただきたいと思っておりますけれども、その町の単独の支援をすることは非常に難しいと思っておりますので、当初から国や県の事業をしっかりと支援事業を受けるために、町もそのサポートをさせていただきたいという旨を伝えさせていただいておりますし、最初の段階ではまず感染の拡大防止というところの観点に努めさせていただいて、動かさせていただきました。経営については、あとからまた詳しく議員からの質問があったときに答えさせていただきたいと思っておりますけれども、町といたしましては、国の臨時交付金があります。先ほど言われたように、今から補正等々もありますので、しっかりと見極めていながら、やっていかなければならないと思っております。しかしながら、来年、再来年、これが影響がどれまで続くかは分かりませんので、単年度だけの考えではなくて、来年度に向けてもしっかりと考えていかなければならないと思っておりますので、なかなか町単独の給付また支援等々を手厚くするわけにはいかないというような気持ちでいるところでございます。しかしながら、支援と給付というよりも、町はしっかりとこれからは振興策を練っていかなければならないと思っておりますので、単年度ではなく複数年度にわたって、しっかりと振興策を練ってまいりたいと思っております。

私からは以上です。

1番（時松昭弘君） 非常に財源的には、どこの町村も厳しいかと思っておりますけれども、今年度の当初予算が3月18日に成立をしております。当初予算というのが51億9千500万円という数字が出ておりますが、その中の議会の中でも予算として議決をしておりますけれども、今後コロナ関係で3密の関係、そういう関係で感染症予防として予算が執行できないということが考えられると思います。そういった場合に、執行部がいわゆる減額補正をするのか、あるいは修正をするのか、そこあたりがどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。

執行部といたしましては、国の臨時交付金、これが付く前に単独でどれだけのことができるかということで、予算が通ったあとでしたけれども、1回各課のほうに調査をかけております。その後、2回目の調査ぐらいで中止が決定した事業というのが、全体的にこのコロナ関係では約5

00万円が、もう中止が決定しております。これから先の発生状況によって状況が悪くなれば、中止するような事業が1千万円ということで、工事関係等はやはり地元の思いもありますし、熊本市等は今回減額をしたところですけれども、庁舎の設計ということで、なかなか事業関係になりますと起債や補助の裏の部分のお話が出てまいります。ですから、事業の方はまだ今のところ、これをやめるというような結論には至っておりません。ただ1回はいたしまして、約1千500万円は最高で中止にできる金額かなと考えております。

以上です。

1番（時松昭弘君） ただいま総務課長がいろいろ修正をして減額をしたというようなお話がありました。これから先2次感染あるいは3波という感染が発生するというようなことも言われております。このような状況を考えた場合に、当初予算あたりで今申しあげましたように、修正ができる場所、あるいは減額補正ができる場所、そういったこともしっかり町民の方たちに理解を求めて、その予算をコロナ禍の関連の予算に使用すると。そして国の2次補正等も出てきておりますけれども、そこあたりもしっかり考えながら予算の執行をしていただきたいと思っております。特に町のほうもいろいろ考えながら、いろんなことも今度は提案をしていただいておりますけれども、まず現場が非常に混乱をしているような状況です。特に働く方たちにつきましては、収入がないようなことも含めて、雇用調整助成金等もなかなかうまくいっていないような状況で、どこまで出てきているのかも疑問に感じるところであります。

このような感染症予防としては、3密対策というのが必要であるというように言われております。いわゆる密閉・密集・密接というようなことですが、このような状況が続けば、予算の執行ができないような予算もあるのではないかと。そういった場合は、当然のことながら修正をして、町独自の支援策も考えていただくということが必要ではないかと思っておりますが、そこあたりはどうお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 町が支援できる場所がどこまであるのかも含めて、検討はさせていただきますけれども、先ほどもお伝えしましたように、今年度だけではない可能性も非常に高いです。それから小国町では公立病院もあります。それから3密に今現在なっているところ等々も予測されたり、現実まだ3密になっているところがありますので、当然ですけれども優先順位があると思っておりますが、優先順位をつけて対策できる場所から充てさせていただきたいと思っております。

しかしながら、先ほどもお伝えしましたように、できるだけ支援の部分、給付の部分では国や県のお力をいただいて、また町のほうでは振興策をしっかりと練ってまいりたいというふうに、重ねてですけれども伝えさせていただきます。

以上です。

1番（時松昭弘君） 今、修正減額ということもありますけれども、このままの状況で予算が執行されない場合は、当然決算の段階では不用額あたりが発生すると。不用額が発生すること

になりますと、繰越金あるいは財調資金のほうにまわります。ちなみに近隣の町村の財政基金の残高を調べさせていただきました。これは昨年度の決算ですけれども、小国の場合は決算で5億2千万円ほどですね。今現在は5億8千万円ほどありますが、南小国町については7億6千万円ということであります。もちろん、今年度これも金額的には現在は増えていると思いますけれども、産山村あたりもあの小さいところでも7億8千万円の財調資金があります。高森町につきましては、14億円という形であります。特に町の税収というのが決算状況のなかから見ますと、交付税、昨年の決算では24億円ということです。南小国町につきましては17億円と、産山村は9千400万円ほどしかありません。特に高森町につきましては20億円ほどであります。今年度はちょうど国勢調査の年にあたるとは思います、この交付税あたりが今度の算定基準のなかの対象になってくれば、また交付税あたりが減ってくるような状況になってきますと、非常に財政的に厳しい状況があります。特に、先ほど総務課長からもお話がありましたように、事業等社会保険等も含めまして、そういったものを利用して予算の執行をしていくということは、非常に大切なことであるというふうに思います。そういうことも含めまして、この将来的に災害、いろいろなことが想定されますけれども、今後第2波、第3波、また来年過ぎにあった場合に、この財調資金あたりのことも含めて、町長いかがお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 当初から私のほうも皆さまにお伝えしてあるとおりでございますけれども、先ほど総務課長も言いましたとおり、きちっと国の財源である社交金を使って、過疎債を使って建設等を行ってまいりたいと思っておりますし、財源的には一般財源をできるだけ入れないような形で、通常は一般財源はできるだけ少ない金額で最大の効果を得るよという形では、昨年就任して以来ずっと続けているところでございます。財源のほうもしっかり、少ないというのも自分で分かっているところでありますけれども、町といたしましては、今年度は特に昨年1年間見させていただきながら、特にふるさと納税についての財源をしっかりと確保していくこと、そして地域再生計画を立てての企業版のふるさと納税に取り組んでいくことに、今年度からチャレンジさせていただいて、新たな財源の確保をしっかりと考えていきたいというふうにも思っておりますし、もう一つ今、私の中で考えているのは、ふるさと納税についての窓口、その部分も今4つ5つぐらいに分けてありますけれども、そこらあたりもしっかり考えさせていただいて、小国町が使うふるさと納税の使い道ですね、使い道の部分をしっかりと皆さま方、寄附をしていただく方に御提示を指し上げて、共感をいただいて、その部分で御寄附をいただくというような取り組みあたりも、今からは取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、また皆さま方にはいろいろと教えていただきたい部分もありますけれども、新たな財源の確保も含めて町は取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） 今、町長の考え方はよく理解をしましたが、昨年の決算の中で町のいわゆる

自主財源、今町税ですが、これが決算の中で7億6千万円ほどであります。特に、ほかの町村あたりもそうですけれども、今回コロナ関係が発生して、所得関係で住民税の減額を来年はされるというふうにならざるを得ない想定をします。そうしたときには町の税収、これがかなり昨年の決算では7億6千万円ですけれども、こちらのほうが減額をされてくるような状況になろうかと思えます。そういったことまで含めて、これから先に財政のこと、そして町民に対するコロナ対策のほうをしっかりと考えていかなければならないと思えます。今後、不用額等の発生が決算で出てくるといってもありますが、そういったこともしっかりと考えて、思い切った修正あるいは町民の不安の解消ということをしていただきたい。そして第2波の感染対策のことも想定して、町も支援をしていくということを求めたいと思えます。そこについて、もう一度答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 財源も含めて、しっかりと考えさせていただきます。当初から伝えているとおりでございますけれども、今年度だけではなく、非常に長くかかる恐れもあります。第2波、第3波感染防止に努めさせていただきますし、少し繰り返しの事業になるかもしれませんけれども、しっかりと感染防止に努める、そして次に給付支援策を行う、そして振興策を行う、そして次にまた感染防止の対策の準備を進める。この4つの段階の繰り返しをやらなければいけない可能性もあります。しっかりと考えて、執行部それから議員の皆さま一緒になって考えてまいりたいと、教えていただきたいと思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） 他の議員の方もコロナ関係で質問がありますので、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

施業安林の今後の取り扱いについてということで、通告をいたしております。今、小国町には町有林、施業林というのがありますが、今非常にこの管理というのがこれから先、高齢化あるいは高齢少子化のなかにあります集落の中で維持管理ができないような集落も出てきているように思えます。少し施業安林の歴史というのを調べさせて調査をしましたが、町の面積が大体1万3千700ヘクタール、この林野率というのがありますが、この78%が山と。その中で人工林というのが大体74%ほどが各大字のほうに存在しております。これは、当時総務課長が一番詳しいかと思えますけれども、1870年、いわゆる明治2年ですね、このときに藩政改革というのが行われております。そして統合された当時、その前はいわゆる小国郷という形で9村にされて、そのうちから6カ町村というのが町村制施行によって北小国村となっておりますね。その後、1935年、昭和10年ですけれども、町村制施行で小国町という形で町の改名をされて、現在に至っているということです。当時、明治32年ですけれども、国有土地森林原野下戻法という法律ができています。これは下に払い戻すということですが、1905年、明治38年ですけれども、各大字に一度払い下げて、北小国村にそれを寄附するというような仕組みがあっているようですね。その背景には、当時政策で入会原野の所有権を町村へ移行するというような国からの指示が

出されたとの事情があるようです。国や県からの統制が強まっていくというなかで、小国町でも昭和10年に町制施行に合わせまして、当時3千町余りの原野等が町有化されております。その当時1935年ですけれども、昭和10年ですね、いわゆる部落有財産寄附条件の第1条というのがここにありまして、採草地あるいは放牧地、いわゆる薪を取るその他の使用に関しては、統一後も従来どおりの慣行とするということですから、今までの仕様は全然変わっていないというような状況で、そういった状況があります。土地所有権が町に移りましたけれども、その土地で得た売却利益は従来どおりということになっています。小国町のなかでも、そういったところが今でもありますけれども、また別に大字や地区や組とか、共有林を今でも持っておりますが、これも1935年ですけれども、昭和10年に町の名義になっております。その後一斉に、その後の施業安の方針というのが示されておりますが、山林は通称は施業安ということで、名前が今呼ばれております。今後、その施業安というのがいろいろありますけれども、これは造林組合の山、あるいは今こういった山があるかどうか分かりませんが、軍人会の山とかですね、壮年会、消防林、婦人会、老人会、いわゆる橋を架けるための山と学校林、薪炭林とかあるいは記念林等があります。そういった名前が大体全体で小国町の中でも1千800町あまりが、これはちょっと総務課長にあとで数字は分かりませんが、あるというふうに調査の中では出てきておりました。住民側が造林管理したものについては、これは分収関係で最後のときであろうと思えますけれども、75%ほどが4分の3か、これが造林の管理した人に上げるようになっていたようです。ただ、自分たちが町が造林をして住民の方たちが管理をしたと。そうした場合はその45というような数字も出てきておりますが、ただ学校林とか公共団体、橋備えとか公共の目的については全額使用してもよいということでもあります。

これらのことを考えてみますと、過去の施業安の歴史というのが非常に深いものがあります。ただ、これを今から先に維持管理をしていく、地籍が終わってはっきりした境界等も分かっていますが、集落の中では管理ができないから、町のほうはどうにかしてもらえないかというような話も出てきております。しかしながら、町のほうもそれを管理をするというのは大変なことであると思いますが、今後一つの問題を提起したいと思えますけれども、こういったことについてもしっかりと今後考えておかないと、高齢化の時代になって大変なことになるのではないかと思います。そういったことについて、町としてどのようにお考えかお尋ねをしたいと思えます。

総務課長（小田宣義君） 歴史背景は今、時松議員がおっしゃったとおりでございます。その昭和10年時代に1千300町ぐらいの山があったのですけれども、その中に町の直営林も入っております。その当時は昭和10年以来で200町歩、町の直営林がっております。ただ、議員の皆さま御存じのとおり、現在町直営林はもう400町少し超えております。というのも、何でこうなるかといいますと、やっぱり元々が町の土地を有効利用するために地元へ植えてもらったり、手入れしてもらったりした経緯がございます。その中で少しずつ集落で管理ができないというこ

とで、町がその後少しづつまた元に戻して、町直営林の面積が増えてきた経緯がございます。そうは言いましても、今尚やはり750町ぐらいの山林が残っております。分収林といたしましては、造林組合が75%、町が25%ということで、植木のほとんどスギ・ヒノキの関係になりますけれども、施業安になりますと元々が大字からもらって、昔の村ですね、町がそこに手入れをしてもらっているということで、ほとんどの部分が、結局木を切った場合の地元の収益は100%と。土地だけが残っているような状況でございます。ただ、この森林の背景を見ますと、元々がやはり国が山で成長していく時代でしたので、それに合わせて作った制度でございます。ただ、今思いのほか、やっぱり森林価格も高くはなっておりませんで、なかなか維持管理のほうに苦勞しているのが現状だと思っております。ただ、かなりの大字ごとに面積がございますので、おっしゃるとおりある程度、地籍が今宮原、黒淵、下城はもう終わっております。まだ完成していないのが、上田、北里、西里で、これが最終的に地籍が令和9年度で一筆の調査が終わりまして、その後に法務局を経てきちっと図面に表れるのが、その2年後ぐらいということになりますので、それに合わせるよりも少し早くから持ち主、結局一番町のいけないところは、「土地は町のです」といいますけれども昭和10年の話で、どこからどこまでが町の面積かというのが定かではありません。ただ、地番等は出ておりますので、場所は分かるのですけれども。ですから、ここは地籍の立ち会いでまた地元の造林組合の方が立ち会ってもらっていますので、もう分かるところからお話をしたいと考えております。ただ、先ほどから申しますとおり、地元の持ち分、ほとんど植木の部分は調査すると何箇所か違うところがあるかもしれませんけれども、100%の山でございますので、その権利は地元でございます。ですから、まず地元の意向を聞きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） 総務課長がいろいろ詳しく説明をしていただき、ありがとうございました。

施業安というのが元々の流れのなかでは、公共建造物、あるいは地域の団体の運営資金という形で当時あったようであります。戦後、公共建造物が地方自治体のなかの管理下に置かれているようになってからは、その意義役割というのが半減を来しております。当時は道路改良とか地元負担金等を施業安の一部を土地ごと町のほうに捻出させていただいて、学校建築の際とかそういった建築負担金を当時負担をしているようでございます。特に最近では万成小学校あたりが施業安林を一部町のほうに出しております。

また、先ほどから総務課長から話がありましたように、地籍関係ですね、特にここ数年前までは上田1部地区ですね、牧野の関係、ここあたりも境界の未確定ということで、実際は南小国は分収林というのがありますが、3割は南小国が分収で利益を取っているわけですね。ああいったことあたりにしても、当時上田村、満願寺村の境界というのが、はっきり確定をしていないような状況で、いろいろ過去にそういった歴史もあります。こういったことも今後、ほかには出てこ

ないというふうに思いますけれども、この土地の利用というのもしっかり考えておかないと下手すると分収が、小国町のほうは分収はありませんけれども、分収が上がる可能性も出てくるというふうに思います。

今まで、この施業安の維持管理におきまして、町のほうに買い取っていただきたいというような話も出てきておりますが、これをいろいろ調べてみますと昭和43年ですけれども、小国町のほうに払下げ要綱というのがありますか。払下げ要綱の中で、結局は町のほうが買い取ったと。そういった形で先ほど説明がありましたように直営林が増えたということではないかというふうに思います。今まで、過去の状況を見てみますと、この施業安のなかで公共的なものに使っているわけですが、当時は維持管理というのが非常に大変な時期があったと思います。そこには管理をするのに、集落のなかで不足と。いわゆるその作業ができない人は不足という言葉で徴収して、長年の維持管理をしているということでもあります。今後、いろいろなことを考えながら、施業安の植え付け、下刈り、枝打ち、そして除伐、これも今までの方が先人の苦勞というのが計り知れないというものがあるというふうに思います。

今後、人口減少、高齢化、今後の維持管理になることが予想されますので、その対策をしっかりと考えていただきたいと思います。

総務課長（小田宣義君） 先ほど言いましたとおり、この施業安につきましては、地元の人が汗をかきながら知恵を出しながら管理してきた経緯がございます。やっぱり立木の権利の100%は地元になっておりますので、そこらを受けながら、そして地元が「ちょっと無理だ」という場合には、町もその経緯で受け付けてきた今まで経緯もございます。ただ、私今言いましたとおり、全部の750町、これがみんな町に返ってきましてちょっと管理がなかなか事業等を入れないとできないと思いますので、そこらはまた木の持ち主とよく話ながら、相談しながら進めていきたいと考えております。

1番（時松昭弘君） 今後、施業安林あたりが高齢木になっております。いずれ伐木がくるような状況になりますが、今町もいろいろな形で間伐補助、面積補助等は国からの補助でありますけれども、いわゆる主伐ですね、主伐促進、こういったことも町のほうも今後、大変予算が厳しいかもしれないけれども、主伐促進に対する予算を現在もありますけれども、言うなれば面積に対してだんだん増えてくれば、当然ながら主伐促進の予算を増やす。私に言わせれば年間1千万円ほどの主伐促進の予算があれば、だいぶいいかなというふうに思います。ただ、財源的なこともありますので、そういったことを含めながら施業安の管理をしっかりとさせていただきたいと思っております。私自身もそういった施業安関係に対しては補助等を利用してするように関係者の方々には進めていきたいと思っております。

これで、質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。10時50分から行います。

(午前10時35分)

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 7番、西田です。6月の一般質問をいたします。本日は3点について質問いたします。1点目、地熱発電請願のその後、2点目、観光政策について、そして3点目、学校再開後の取組みと給食についてお話をうかがいたいと思います。答弁方、よろしく願いいたします。

まず1点目です。地熱発電請願のその後。昨年11月26日に小国郷の自然を守る会が約450名の請願を集めて請願書を提出しました。12月に議会で特別委員会を設置し審議することになりましたが、その請願の内容が3点ございます。まず、第1番目、小国町地熱資源活用審議会の組織改編並びに審議の中止。2、小国町地熱発電事業協会の設立。3、小国町地熱資源開発の適正活用に関する条例第6条の罰則強化。この3つについての請願でした。特別委員会が12月から今年の3月まで、合計4回開かれました。12月の1回目、私も紹介議員の一人として説明をしました。私が紹介議員になったのは、まず町民の請願があったということ。町会議員として町民の声を町に届けるのが町会議員の仕事だと思ったから。それから、私自身も今の地熱開発について、よく知らないことがあるので知りたいと思った。その3点があったために、私も紹介議員となって説明をいたしました。1月の2回目に請願者の代表の方3名、それから町当局の3名の方からお話をいろいろうかがいました。2月の3回目のときに、3月定例会中に採決をする。そのときの方法は一括採決であるというふうなことに決定いたしました。その後、3月2日でしたが、請願者の方から追加の署名が提出されました。請願者数は全部で615名になっております。これは、小国の人口のほぼ10%近くにもなるくらいで、かなりの数字だと思います。そして3月17日、4回目の特別委員会。ここで趣旨採択の動議が出されました。趣旨採択というのは請願一つひとつについて一括で町に提出するのではなくて、議会としては請願者の気持ちはよく分かる。それで実現性の面で問題があるのではないかと考えるので、趣旨は同意して趣旨を採択しますよということでした。便宜的なものだと思いますが、そういう動議が出ましたので、そこで討論をして結果として一括採決の賛成が4名、趣旨採択の賛成が4名と同数でした。そこで委員長採択で趣旨採択というふうになりました。

地熱資源の有効活用は、非常に大事だと思いますし、地熱発電で小国の収入が増え、豊かになることは大変ありがたいことだと私も思っております。しかし、今現在小国に住んでいる町民の安心安全なくして、開発はあり得ません。問題は何が起きているのか、町民に十分な情報開示や周知がなされていないままに開発が進んでいったということにあったと思います。町民がこれからも安心して暮らせるように、そして小国町が発展していくようにと思い、請願の紹介議員に

なった経緯もありますので、3回目の一括採択から趣旨採択になったということは、紹介議員として正直残念な思いはありました。しかし、決定は決定ですので、それに従うしかありません。そこで大切なのが、今後地熱開発の可能性、安全性、これを確保し、請願者を含む小国の皆さん全体に何が起きているのか、何をやるのかということをしかりと知らせていくことが大切だと思っております。

請願の項目の2項目、地熱発電事業協会の設立について、小国町では協議会ができております。しかし、そのことを知らない町民の方もたくさんいらっしゃると思います。そこで、本日は質問をいたします。3点まとめてお答えいただければ、ありがたいです。まず1点目、現在、協議会に何社入って、進捗状況はどのようになっているのか。2点目、請願者との連絡は取り合っているのか。それから3点目、請願者の希望のなかに水の安全性を調査するモニタリングをしてほしいということがありましたが、このモニタリングについてはどのようになっているのか。以上、3点まずお答えいただけますでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

現在、協議会のほう3月末に正式に設立をさせていただきました。企業者というか5社になります。それに町が入っております。

それから、請願者との連絡という部分につきましては、今現在、いろいろな開発の進捗という部分があるかと思えます。先日も11日の日ですかね、小国町おこしエネルギーが生産井を掘りたいというようなことで、説明会等を行っております。その場合、生産井の井戸のまわり、小さい1キロメートル範囲程度と思えますけれども、そこの方々への説明、それから町民全体への説明というような部分で行っております。

もう一つはモニタリングという件でございますけれども、協議会のほうでもモニタリングについての重要性は認識という部分で企業にいろいろ求めております。その中で現在、先ほど言いました生産井の井戸から1キロメートル範囲、それから影響する下流に対してのモニタリングを各社でやっていただいております。それについては、町へ今後データを提供していただくというような方向になっております。それから、協議会で共通モニタリングの箇所を8箇所ほど決めまして、そこについてはデータをその状況を町も見れるようなことにしていくというところで、モニタリングについてはそのような方向で今進めております。

7番（西田直美君） そのモニタリングなのですけれども、内容的にはどういうものになっているでしょう。請願者の方の中にはヒ素とか有害物質に関する調査がなくて、最初提案してきたのが2点だけだったと理解していらっしゃる方がいらしたのですが、その辺で誤解や進捗とかそういうものがあれば、教えてください。

政策課長（佐々木忠生君） 先ほどの共通モニタリング箇所という部分で具体的に申し上げますと、熱田神宮水源、それから高早水水源、それから山川水源、それから桧山様宅の水井戸、それから

山川温泉の共同浴場、それから旅館山翠、天狗松裕花、岡本豆腐店というような部分で、共通のモニタリングをするようにしております。そのなかで、機器設置モニタリングという部分で水源等をカメラ監視、それから温度、それから電気伝導率という部分で、伝導率が高いほど何か混じっているというような部分の判定になろうかと思えます。それから水質調査のモニタリングにつきましては3カ月前に温泉の部分につきましては8項目、それから水質調査の部分につきましては11項目、それには当然ヒ素及び化合物等も含めて検査をやらせていただきたいというふうに思っております。

7番（西田直美君） 項目が思ったよりも多いので、その点では安心かなという気がしますが、くれぐれも抜けることのないようによろしくお願いいたします。

それから、先週ですね、6月11日に小国町おこしエネルギーの生産井についての町民説明会というのが木魂館でありました。私のほうも伺ったのですが、正直申しまして、あまり誠実味の感じられない説明会だったと思います。というのが、資料を何もいただけなかったですね。受付で名前を書いたり電話番号を書いたりとか住所を書いたりしたのですが、通常何かの説明会に行くと、「これが今日の資料です」といって渡されます。ところが何もなかった。しかもコロナ対策だと思うのですが、椅子は離れてみんな座るのに、20名ぐらい来ていらっしまったと思うのですが、離れて座ります。前のほうにスクリーンがあって、そこに映し出されているのですが、文字がとても小さくてなかなか読めないのです。説明を社長のほうで始められましたので、一生懸命メモを取ろうと思いましたが取れません。皆さん、何もおっしゃらないので、私だけかな見えにくいのはと思っていたのですが、やはり皆さん見えなかったというところで、途中で「何か資料をいただけませんか」というところをお願いをして、急遽そこからパワーポイントの分を印刷して渡していただけたのですが、やはり最初のうちから、それをきちんとやっていただくようなことをしないと、恐らくよそでこれをやるだろうかというのが、私の中では疑問でした。役場の担当の方が来られていまして、あとで「今からの分は全部こういうふうにちゃんと資料を渡すように」と言ってくださったので、これからのことではそれほど心配しておりません。ちゃんと、そういうことをやっていただけるだろうと思えますので、その辺のところもよろしくお願いいたしますと思いますが。

もう一つ、町のほうで町民への説明会を行うということをして5月に当初予定をしていたと思うのですが、これがコロナのせいでどうしても延期になるということはやむを得ないことだと思うのですが、今度いつ町のほうでは町民に向けての説明会をやるとか、決まっているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私がここで答弁させていただくというのは、決まっていないというところで課長も困られるので、現時点では決まっています。前年度の分で3月に行いたいと思っていた事業でございますので、今年度に入って間違いなく水資源について、それから地熱資源について

の説明会というか勉強会に近いような形かもしれませんが、町民の皆さま向けに行いたいと非常に思っています。しかしながら、今の現状でたくさんの方に集まっていただくというのが、非常にまだ私としては踏み切れませんので、もう少し時間をおかせていただいて、また皆さま方には地熱・水資源について知っていただきたいなど、そういう機会を設けたいなというふうにはもちろん感じているところです。

以上です。

7番（西田直美君） やむを得ない事情はあると思います。

それで、これは提案になるのですが、例えば何か進捗があったときとか、こういうニュースをちゃんと町民に伝えておいたほうがいだろうというときには、広報おぐになどで「地熱発電の今」みたいなものでもいいのですが、そういうものを何か掲載していただければ、町民の方も誰一人逃すことなくというか、おぐちゃんを見ない方もいらっしゃると思います。広報は各家庭にほとんど配られますし、組うちに入っていない方でも、あちこちで手に入れることはできますので、そういうことを提案させていただきたいのですが、それはいかがでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 大変、有意義な御提案をありがとうございます。確かに機会あるごとに広報等でコーナーを設けるのか、お知らせ程度にするのか、今後ちょっと内容を検討して、前向きに進めさせていただきたいと思います。

7番（西田直美君） はい、ありがとうございます。前向きなことは、とても大好きです。

もう一つですね、見ること。見ることで納得できること、百聞は一見にしかずですが、どうしても町民の皆さんたちが疑心暗鬼とまでは言わないですが、不安に思ったりとか不審に感じたりすることがあるというのは、目に見えないことだと思うのですよね。何が起きているのか自分の目で見て知りたいということがあれば、希望者に現地を案内するというようなことは可能でしょうか。例えばコロナが終わらないことには何とも言えないといっても、私自身も去年でしたか、その町おこしエネルギーの開発のところを同僚議員2人と3人で見させていただきました。現地を見ることというのは、やはりとても参考になることが多いです。先日はわいた会のやっている発電のところも見させていただいて、どういうことをやっているのかというのを、よくよくはじめて知ったようなことだったので、とても参考になりました。例えば、いわゆる現地説明会ではないですが、そういうことは可能でしょうか。

町長（渡邊誠次君） 西田議員、おっしゃっていただけたので、ちょっとありがたい部分ではありますが、事業所の皆さまは現地に来ていただくのに関しては、ぜひとも見ていただきたいという旨を私のほうも聞いております。特に、町おこしエネルギーは今、馬も飼っていらっしゃいます。それから養殖も今準備を、実験の段階ですが、されたりしておりますので、ぜひともできれば、後にはですが、子供さんたちにも見ていただきたいというようなお話もいただいております。まずは、議員の皆さまがよければ、今の現状を見ていただくようなことも、

もちろんできると思いますので、まずは議員の皆さんに見ていただけないかなというところは、私の正直なところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。ぜひとも、そういうふうにしてしっかりとお互いに聞く事、見る事、尋ねること、いろいろとあると思います。両方知らせたいことも、もちろん事業者側のほうにもあると思いますので、ぜひ、それをやっていければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、観光政策についてお話を伺いたいと思います。3月から小国でも各施設が閉鎖になり、観光客も来なくなりました。当然、観光収入が減ります。幸い、小国町のほうではまだ感染者が出ておりませんが、6月に入って各施設がまた再開するようになり、観光客も期待できるようにはなってきております。しかし、福岡、北九州ナンバーの車、久留米ナンバーの車など、たくさん来ているのも私たちも知っております。そちらのほうでは感染者が出ておりますので、町民の皆さんの中には不安に思われる方もたくさんいらっしゃいます。そこでお伺いします。各観光施設でのコロナ対策はどのようになっているかをお聞かせください。

情報課長（村上弘雄君） 答弁いたします。

コロナ対策における観光施設の在り方でございますが、まず、今議員がおっしゃられたとおり、コロナにおける影響下で、指定管理者関係の主な施設がまず閉館ということで、5月いっぱい閉鎖をしたという経過があります。その部分については背景がいろいろありまして、まずゆうステーション、それから木魂館、記念館そして鍋ヶ滝等については、それぞれ観光客の入ってくる客層も少し違ってまいりまして、まず鍋ヶ滝については主要な観光施設でありますし、年間7千万円等の町の大きな収入にもなっておりますので、その部分についてどうやって運営していくかということで議論をしていきましたけれども、まず観光客が圧倒的に福岡方面が多いと。また中には北九州ナンバーも多いということで、町の直営ということもございまして、まず1番にそこを閉鎖するという経過として決めさせていただきました。

それからゆうステーションにつきましては、ゆうステーションカンパニーという組織のほうで指定管理者を受けていただいておりますので、代表の方との協議をしながら、またそこにはスタッフの方もいらっしゃいますので、その辺のスタッフの方との折り合い等も考えた上で、最終的にはやっぱり「出さない」「持ち込まない」というスタンスの下で閉館を、道の駅ではありますけれども、閉鎖させていただきました。当初は駐車場とトイレについては一部開放しておりましたけれども、閉館した次の週の土日の状況があまりにも車、トイレ、駐車場がちょっと満杯ということで、この部分について再度代表と協議しまして、また全国の道の駅の動きも鑑みまして、やはりトイレ等が一番感染リスクが高いということもありましたので、その部分についてまた駐車場の閉鎖という背景がございました。

また併せて、記念館等につきましても新紙幣の発行ということで本当は勢いづいたところで、たくさんの観光客を導きたいところではございましたけれども、そこも代表のほうと協議をしまして、最終的には閉館ということで、今回6月からまた新たにオープンしましたけれども、今から徐々に増えていくのかなというふうな感じはします。ただ、鍋ヶ滝については、今非常に状況が3密ということで、平年ですと月の状況が今1千300人ぐらい来たりしているのですけれども、それをオーバーした日もすでにありましたので、この辺は今後3密の関係でまた状況を見ながら、運用のほうを考えたいというような状況で、今取り組んでおります。

以上です。

7番（西田直美君） 今後、第1波はこれである程度、収束、収束ではないですけども休憩中みたいなどころがあるのですけれども、今後第2波、第3波が来る可能性は十分にあると考えますが、その第2波が来たときへの備えというのは、具体的に何をしているものがあるでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） まず、第2波や第3波についてですけども、これは全国日本中の観光地が同じような悩みを抱えておりまして、一般的な考え方としては半ば必ず2波やってくるだろうという予測の下で、対応していかなくてはならないと考えております。

そういったなかで観光施設におきましては、国のほうは経済対策としてG o T o キャンペーンというものを大きく打ち出して、国内の旅行の喚起を国の財源を使ってお得感を出しながら取り組んでいくと思いますので、その部分について第2波、第3波のことを想定はしますけれども、やはり準備だけは備えておかないと他の観光地との遅れも取りますので、先般専決させていただいた振興策等についても、その辺を準備させていただくところで、現在その辺は感染予防と経済対策を見極めながら、取り組んでいきたいというふうに思っています。

7番（西田直美君） 観光収入が減って、これを回復するのは大変なことです。今、おっしゃられたようなG o T o キャンペーンなどを国や県もやるということをやっているのですが、小国町独自の取り組みというのが何か考えていること、具体的なことがありましたら、教えてください。

情報課長（村上弘雄君） 今回の件につきましては、振興策の前にコロナのダメージが大きかったものですから、まずは商工業の支援を先にした上で、振興策に取り組んでいきたいという背景で、先般臨時議会の5月8日の日に、第1期経済対策としまして、休業支援給付金それから家賃の支援給付金、そして事業継続支援給付金というのを、まず2千550万円の支援策を講じさせていただきました。あわせて、第2期の経済対策として宿泊業の支援給付金ということで、また専決させていただいております。この部分をまずは支援を充実させてもらって、その後に振興策にあたりたいと思います。今回は6月号から広報にもその部分をちょっと触れさせていただいておりますけれども、中身については、飲食店の応援キャンペーンが一つです。それから、昨日も議論がありましたけれども、国のG o T o キャンペーンに合わせた小国町のCM等の広告宣伝費

用、そして商工業者については、まだ給付金関係が十分な部分がないので、その部分を小国町独自でフォローするための相談会、そして代行サービス等を実施しているというのが、観光の切り口からの支援と振興策でございます。

以上です。

7番（西田直美君） 支援は大変大切なことだと思います。ただ、支援だけでは足りない部分というのは何かというと、今、私も産山村、南小国町、そして小国町は私だけなのですけれども、新しいツアーのコースとかを今造成中です。人が来られないときだからこそ、今のうちにやっておかないといけないこと。「コロナが終息しました、はい、じゃあ観光客の方に来てください」といっても、なかなかできないです。去年、町長も私が質問したときにおっしゃいました。小国の観光行政は遅れているというところで、ASOおぐに観光協会がやっと動き出したということは聞いておりますけれども、「じゃあ何をやっているの」というところが、まだ見えていないので、ASOおぐに観光協会と小国町、それから民間が一緒になって観光客誘致のためのプランをいっぱい作っていかないといけないと思うのです。それを、やはり町が率先してリーダーシップを取ってやっていただけるのが、一番いいことだろうと思うのです。具体的に決まっていることというのが何もないのではいけないので、と思うのがそこなんです。コロナはいつかは終息すると思います。外国からの観光客とか訪問客に関して言えば、恐らく2年間は見込めないだろうということを想定して、私たちも今プラン作りをしております。それでもやっておかないと、いざというときにということがあるわけです。ASOおぐに観光協会のホームページもまだ見えておりませんし、去年質問をしました小国のホームページの更新もまだ満足いく程度まではいっていないと、正直思います。リンクが貼ってあったりするの、情報がまだまだ日付が遅かったりするの、そういうことをしっかりやっていただければと思っております。ぜひ、町のほうがリーダーシップを取ってやっていくんだというところ。よその観光行政に関していえば、よそに遅れているのであれば、追いつけ追い越せの気持ちでやっていただければと思います。それには民間の力や外からのマンパワーも十分に活用していただければと思います。情報を持っている方、アイデアを持っている方はたくさんいらっしゃいますので、そういう方たちを十分に活用して、小国の観光行政を進めていただければと思います。いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 情報課長からもいろいろ答弁させていただきましたけれども、私は観光政策全般について、アフターコロナ・ウィズコロナ両方今言われておりますので、そこについても全体的に答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ASOおぐに観光協会を設立して状況の中で、町といろいろ話をさせていただいておりますけれども、去年立ち上げて、このコロナウイルスの影響がありましたので、非常に混乱しているところが大きいと思われま。通常であれば、いろいろとまたASOおぐに観光協会の中での事業とかも組み合わせていたのかもしれませんが、非常に難しい状況のなかで今、ASOおぐに観光協会を主導していきながら観光を立て

直していくというのは非常に難しいと思われまますので、当然のように町は主体となってやっていかなければならないなというのは、西田議員のおっしゃるとおりでございます。

コロナウイルスに関して、今後見解は様々でございます。西田議員がおっしゃられるように2年間ぐらいはインバウンド、戻ってこないかもしれない。今の段階では「かもしれない」の話がたくさんあるところでございますけれども、小国町が有する観光資源を独自に活用することは、今までと同じことでございます。町固有であるところからでございますけれども、鍋ヶ滝そして博士の記念館、美術館、それから杖立・わいたの2大温泉地。従来の観光地としての機能だったり魅力だったりというものは、非常に観光資源としてはあるというふうに思っておりますけれども、機能と魅力をもってしてまでも、これまでが十分であったとは言えないと思っております。今後このアフターコロナ・ウィズコロナを含めて、宣伝や充実といった観光地の能力の底上げを今、しなければならぬのではないかとこのところが、今観光地を主体的に動かしている事業所の皆さま、それぞれが考えていらっしゃると思います。ですので、現時点でお客様が少ないときに自分たちでやらなければいけないことを、事業所の皆さんは必死でやっているような状況もあると思っております。しかしながら、その底上げした部分、今から見せていくところを「見せ方」それから「発信力」「企画力」また哲学的なところの発想等々を含めて、付加価値・商品価値をこれまでの観光要素にプラスすること。それから地域の魅力の独自性を増すこと。まさに観光小国町のアップデートが最重要な課題ではないかなと思っております。

さらには、今後阿蘇全体で進んでいくであろうJR豊肥本線の開通が8月に予定されています。それから57号線北側ルートの開通が10月、南阿蘇大橋の完成が3月、来年に向けたインフラの整備とまたとない情報発信のチャンスでもあるように考えられますけれども、同時に阿蘇全体での観光客の誘致をしっかりと取り組んでいく。まずは九州の中から阿蘇を選んでいただく。そして、阿蘇全体から小国町を選んでいただくというような観光地の競争原理も同時に働きます。阿蘇という面的な観光地のマネジメントの強化、そして小国町という個性のブラッシュアップと情報の明確をしっかりとしていくこと。質・量ともに必要であると思っております。特に情報発信では、IT化を含めたデジタルトランスフォーメーション、昨日も少しお話をさせていただきましたけれども、ITの浸透が人々の生活をよりよい方向に変化させるというような概念でございますけれども、この概念は「地方であるからできない」という言い訳を、「できる」という方向に導くのではないかなと思っております。今後は、多分今年よりも来年のほうが町もそうですけれども、私としては財源が厳しくなるのではないかなというふうにも思っておりますし、来年のほうが観光地としても勝負の年になると考えております。来年に向けた観光の企画戦略をしっかりと立てながら、質・量ともに情報戦略を考えていかなければならないのではないかなと思っております。

西田議員も現場でいろいろとお話を聞かれていますとおり、観光地がすごく疲弊しているのは間

違いありません。しかしながら、給付支援策でも当然、全然足りない部分も非常にございます。しっかりと、町も支援策というよりも地域の振興策を含めたところで携わってまいりたいと思っております。観光地はなかなか今の状況で観光されているお客さんを増やすといったところと、このコロナウイルス感染を防止すると、この二つは相反する部分があって、非常に難しい部分は分かります。ですので、その部分も含めてIT化を少し進めさせていただいて、新しい仕組みづくりも考えていかなければならないのではないかなと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） おっしゃることは分かるのですが、どうしても豊肥線が通る、57号線が通る、二重峠が通る、南阿蘇鉄道が、となると、阿蘇なんですけれども残念ながら、そのカルデラ内の話にどうしてもなってしまうのです。南阿蘇というのは独自の観光政策を作っていて、南阿蘇はとても人気があります。残念なのは、北外輪山の側になるカルデラの外になる小国、南小国、産山村というのが、阿蘇の感覚の中になかなか入りづらいというところがあるので、私たちが今作っているのは、それです。ここが力を合わせて、ここの魅力をどうやったら発信していけるかということ今考えているところですが、町長がおっしゃるようなあっちこっちで民間の方たちがそれぞれのスポットで一生懸命努力なさっているのです。何が足りないかという、やっぱりそれを一つのネットワーク化することというのが、ITを使うのも一つの方法だろうと思います。ネットワーク化して、よそからのときにアプローチがどっちからでも行ける、というようなネットワークづくりをしっかりと作っておけば、取りこぼすことなしに阿蘇と言えば、小国、南小国、産山村も入っていくというようなことをしっかり入れられるようなことができると思うので、それも含めてみんなで考えていかないといけないと思っております。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

3点目、学校再開後の取組みと給食について、質問したいと思います。小中学校が3月のはじめから5月まで、3カ月近く休みにになりました。この休みは安倍総理の突然の休校宣言だったので、通常の夏休みとか冬休みの準備をするようなのとは違って、学校側のほうも家庭学習とか休み中の生活についての指導もできないままの急な休みになったということで、戸惑いがあったと思います。休みが長くなるにつれて、課題を与えたりとかおぐチャンで先生たちが授業をやったりとしたことがあったのですけれども、それがどの程度、子供たちのなかに浸透したかということに対しては、やはり疑問が残ります。

お伺いします。教育委員会として、休み中の子供たちがきちんと学習をして、規則正しい生活を送るための指導はできたと思っていらっしゃいますか。

教育長（麻生廣文君） まず答弁の前に、かつて経験したことのないコロナウイルスの感染防止の取組み、またそれに伴う長期的な休校など、議員の皆さま方はもとより、地域住民や保護者、学校関係者には多大な心配と不安をおかけしたと思っております。まず、そのことをおわび申し上げ

げます。

それから、その間に対応の一つひとつに対しまして、御理解あるいは御尽力、御協力いただいたこともたくさんございましたので、この場を借りて感謝を申し上げたいと思っております。特に最大の被害者の子供たちでございます。子供たちにはよく頑張っているということに賛辞を送り、あわせて今後さらに子供たちを最優先した取り組みを推薦していくということを約束したいと思っております。

さて、先ほどの質問でございますけれども、3月から5月末まで、この間におきます学習の内容ということにつきましては、非常に議員のおっしゃるように家庭学習あるいはテレビ、その他の努力はしていったところではございますけれども、対面型の教育ができないというような部分で非常に満足するものではなかったということは、教育委員会としても考えているところでございます。

7番（西田直美君） 家庭学習の問題というのはたくさんありますが、私も学校で授業をやっておりましたので、何十人かの子供たち、例えば5人10人の子供たちを相手にするときというのは、100%全員に理解させるという気持ちはあります。ところが、やっぱり20人30人と子供が増えていくと、50分とかの授業中に理解のできる子となかなか理解ができない子というのは、どうしても幅があります。その幅があるときに、教師は何をするかという、真ん中の子をどうしても標準に合わせないとしょうがなくなります。できる子でやってしまうと分からない子が増えてしまうので、真ん中中心ぐらいで、いかに分かる子の幅を広げるかということを教師はみんな苦労してやっていると思います。でも、それをどんなに頑張ってもできる子、分かる子、分かっているにもかかわらず面白くないよという子と、どうしても分からない、ついていけないという子がどうしても出てきます。そういう子たちをどうやったらいいのかなというのが、私の中では非常に苦労するところで、以前から申し上げていることなのですが、ここに書いてあります家庭学習の問題点です。学校で課題をもらいます。家でちゃんとやる子とやらない子がいます。ちゃんとやる子、もしくは保護者がついていて「これはやりなさい。どこまでやったの、ちゃんとやりなさいよ」というような子供たちと、保護者は仕事に行っていて、なかなか昼間いない。苦手なことは大体誰だってそうです。私たちでもそうですが、苦手なことはやりたくないです。そうしたら「もう、いいや」みたいな感じになってしまいます。そうすると、学校があっているとき、授業でやっているときに、この幅だった理解できる子と苦手な子の幅が、家庭学習が長くなるにつれてこの幅がもっと広がっていきます。もっと広がっていくと、今度は学校が始まったときに、学校で先生たちがどうするかというと、休みの間だったところは遅れているから取り返さないといけないです。実際に学校が今始まっていて、私も子供たちに聞いてみたら、「スピードが速い」と言います。それは先生も追いつかないといけないから、ここを何とか早く行って、こう行って、という半飛ばし飛ばしになるところがあったりして、「こ

こは読んでいません」とか、「ここはやっていません」とか言いながら、先生も大事なポイントだけを押さえていこうとします。そうすると分かる子はいいです。でも、苦手な子にとっては、これはますます分からなくなる、つまらなくなる、面白くなる。私が教えていたのは英語ですが、英語に関して言えば、小国の場合は小学校からありますし、今は小学校の5年生から全国ありますが、どうしても高校まではあるわけです。高校に行って授業なんか全然面白くもなんともないです。それを何とかしないといけないというのが、やっぱり中学校の段階だろうと思うわけです。それを考えたときに、3月にも質問いたしましたけれども、地域未来塾のような学校外のところでできることがあるはずなのですが、教育長はその提案についてはいかがお考えでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 小国町未来塾のなかの町営塾の構想には、まだ進展がございません。小学校の放課後子ども教室とそれから中学校の未来塾が進めることができればいいかなということで、構想には入っておりますけれども、まだ進展はございません。

7番（西田直美君） 以前のときに、地域未来塾についてお話を伺いに南阿蘇村に行ってまいりましたが、南阿蘇村の教育長が準備から、こちらのほうで指導員をやられていたので、そこから南阿蘇の教育長に決まった時点で町営の塾をやらなくてはいけないという思いを持って南阿蘇村に行ったと聞いております。南小国も町長のほうから言われて3カ月で、きよら塾を開いたというふうに聞いております。やろうと思えば、それくらいでできることだろうと思うのです。南小国で言われたのが、「全部整ってからではなかなかです。やりながら補足していけばいいですよ。改良していけばいいですよ」というふうにおっしゃってくださったのですが、まだ教育長の口から「もう何月にはやります。今年中にはやります」とかというようなことを一度も聞いておりませんので、私としてはここは頑張ってしっかりやりましょうということをお願いできないかと思っているのですが、それはいかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 塾といった部分と、それから子供たちの学力を付けていくという部分については、若干の考えの違いもあるかなということで。私はここに赴任して、全部の子供たちが参加できるような形のものを、これまでは作り上げてきたところでございます。そんな中に地域学校の共同活動という部分が出てきましたので、その中で地域未来塾をということを考えております。それは、全部の子供にというのが現在のところは対象になっていない部分もございます。そうした部分を議員のおっしゃるとおり一つひとつという部分では、まず構想の中で取り入れていくというのが私にとっての一つの部分であったかなと思っているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） これは広島県の女性の教育長だったと思うのですが、その方の書いていることを読んだときに、全部がそろわないとできないという不公平ということがあったのですね。小国のほうもまだタブレット端末とかが、今年予算を組んで子供たち一人ひとりにいくようにとい

うふうになっているのですけれども、実際には小学校も中学校も何台かあるわけですよ。子供たちも家庭でインターネットの環境の整っている家もあるわけです。もちろん、それはどれくらいかと調査されていると思います。そしたら、もう始めたらいいいじゃないかと思うわけですよ。どうしても環境がないところの子供たちだけ、町民センターに集める、学校に集める、その環境が整っているところに来てもらえばいいわけです。そのほうが数は少ないわけですから、できないことではない。とりあえず、やらないことには始まらないということがいっぱいあると思うのですけれども、動かないとスピードが必要だと前にも言いましたけれども、特に子どもは大きくなるからスピードが必要です。まわりが整えてやらなければ、どうしようもない子供たちがいっぱいいるわけです。何とかして、そこをやっていただけないかと思います。ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

教育長（麻生廣文君） 端末等を使ったものにつきましては、すでに中学校ではやっております。例えば、この4月5月の休みの間でございますが、御存じのように最初はおぐチャンで先生たちからメッセージを送るような場面があったかと思ひます。

次に今度は、先ほど議員も満足できるようなものではなかったと言ひますけれども、私から見れば学校の先生方は大変頑張つて授業の形を一生懸命子供たちに向けて発信していたと。そのあと、今度は中学校はオンラインで授業の動画を発信しています。そちらは20から100ぐらいの視聴のデータが学校に届いているということでございます。教科ごとによりますので。ただ、それ以外に有名塾のオンラインの無料講座ですか、これも中学生向けには出してありますし、それから家で見られないというところについては学校に来れば端末がつながるからということで、そうした部分も議員がおっしゃったように調べまして、そういうことは実際にやっております。あと、今度コロナ関係ので先日議会でも説明しておりますけれども、9年生向けの塾のオンライン講座も予定しております。今、どこがいいのかということで教育委員会のほうで交渉しているところでございますが、ある程度急ぐところもござひますので、そういう部分については一生懸命取り組んでいるところでございます。

7番（西田直美君） 今回の補正予算で有名塾の動画配信ということが出ておりました。正直反対です、私は。なぜかという、それを見てどれくらいの子供が分かるかということを考えたときに、できる子はいいのです。その子供たちにとってはとても良い機会だと思います。でも、分からない子にとって、その動画を見て理解しようとするかということを考えていただきたいです。予算を取りました。有名塾の動画配信です。いいものです。いい先生が教えています。とって、それは一人ひとりにやるわけではないわけですよ。私が言っている無料塾は何かという、一人ひとりその分からない子に中学生でも小学校の2年生3年生のところから分かるようにしてあげたいという思いがあつて言っているわけです。どうかそこをですね。なぜ分からないのかが分からないのですよね。しっかり考えてください。

教育長（麻生廣文君） 先ほど申しあげましたコロナ対策のオンラインの講座でございますけれども、議員のおっしゃる御心配は私たちもしっかりよく分かりますので、子供たちにどういう形でどういう講座を提供すれば分かっていくかということ、今第一義に考えておまして、一番いいのは授業で明日こういう授業があるというときに、前のときにその予習ができるような内容のものはできないかということで、今最終的にはそういう方向で学校の授業がいつ頃どういう形が進む、それに合わせてそうした講座ができるかどうか、そうした部分で今一生懸命交渉しているところでございます。非常にありがたい助言をいただきました。さらに、そういうふう子供たちに寄り添った形で進めていきたいなと思っております。

7番（西田直美君） それでは、次に移らせていただきます。

最後になりますが、休み中の子供たちというのは、当然給食が食べられないわけです。給食というのは大変ありがたいものだと思っております。私は20数年前になりますが、家族でそろってイギリスロンドンに住んでいたことがあります。子供たちは現地校に行ったので、現地のお昼ごはんを食べていたのですけれども、そのときに日本の給食がどんなに素晴らしいかということを実感しました。学校で子供たちは自分でランチを持ってきてもかまわないし、ランチレディの作るお昼ご飯を食べてもかまわない。どっちでもよかったのですけれども、大体子供たちがお昼ご飯を持ってきている子を見せてもらうとですね、食パンと食パンの間にピーナッツバターを入れて、パタンと挟んだ分ですね。それにリンゴが1個ごろんと入っている。別に牛乳があるわけでもないし、何もありません。それで大体子供たちは基本的なランチ、家から持ってくるランチです。それに対して現地校のほうで出るランチというのが、フライドポテト、それからたまによければピザが出るらしいですが、私は実際にそれは見ていないのですが、息子が言っていたのですね。とか、大体豆ですね、チリコンカンのような煮豆みたいな感じのが出たりする。それにビスケットが付いてくるという。さすがイギリスなのでデザートは必ずビスケットがくると言っていました。正直言って、栄養的にバランスのとれたものでは何でもない。だから日本の給食はありがたいねと、あの時はよく何回も言っていたものです。

ここ3年間ですね、去年の2月までは私も小国中学校でお世話になりましたので、3年間給食をいただきました。その給食をいただいて、私も一人暮らしなので日頃フライパン一つで御飯を作るようないいかげんなことをしておりますので、ゴボウを使ったりニンジンを使ったりレンコンを使ったりした料理を家で日頃作ることにはなかなかないです。給食はその中では、とても私にとってはありがたい食事になっておりました。日本の子供たちの7人に1人が今貧困層に入ると言われていて、給食が1日の中でもとっても大事な食事になっている子供たちもたくさんおります。現実として本当にそうです。今回みたいに学校の休みが長く続きますと、御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、ディスカウントストアのラーメンのコーナーとか、レトルトパックのコーナーはすごく品薄になっておりました。それだけ子供たちも家にいることで、食べるも

のに親も困る、ということがあると思います。特に保護者の方が仕事に行っていたりすると、昼間一人でいたり兄妹だけでいたり、子供たちだけでいたりすると、どうしても御飯を作るというのは大変になりますので、給食はやはり充実したものが食べたいなというところがあります。小国中学校におりましたときに、私も給食をもう少し何とか考えていただけないかな、というのが、大人は構わないんです。大人は今さら大きくなるわけでもないですから。でも成長期の子供たちなので、何とか給食のことに興味を持っていただきたいと思っておりました。それで許可をいただいて、これがつい最近の小国中学校の給食です。これはちょっと名前が出ていないですけども、大体、小国ジャージー牛乳ですね。それとごはん。それからこれは多分具たくさんのお味噌汁だと思います。それにモヤシとかキュウリとかの和え物です。酢の物だと思います。それに、これはスコッチエッグが半分です。これが中学生の給食です。別の日の給食。これはちゃんと付いております。献立、キャベツとベーコンのスープ、鶏のピカタ、モヤシのゴマサラダ、ごはんなのですが、これが大体普通の給食です。もう一つお見せしますとですね、これがカレーです。子供たちに大人気です。ポークカレーに福神漬け、ヨーグルト、麦ごはんがこれについています。

問題は何かと言いますと、どうしても欲しいかという、もうちょっとボリュームが欲しい。もう一品足りないのではないかと言う感じがしませんか。中学生が食べるには。当然、給食費というのはそんなに高いわけでもないです。一食273円の予算で保護者が出しているというふうに私も聞いております。それ以外に、調理員の方たちの人件費であるとか施設費であるとか調味料とかというのは町のほうを持っていることですので、あれなんです。この牛乳が50円です。牛乳が50円。ごはんが換算でいくと31円だそうです。ごはんが31円。ということは、273円から引くとこのカレーのルーとヨーグルトと福神漬けが192円換算になるわけです。先ほどお見せしたこれもそうですね。このスープと鶏のピカタとこの和え物、モヤシのゴマサラダ、これで192円です。もうちょっと何とかならないかなと正直思うのですよ。もう少し食べさせてあげたいです。運動会の前とかに子供たち、遅くまで練習するんです。お昼ごはんが12時50分から始まって、そのあとに掃除があり5時間目、6時間目をやり、そのあとに部活動をやったりとか運動会があれば運動会の練習とかやるわけです。夜の7時ぐらいまでやったりして、これではやっぱりちょっと足りないと思うのです。時間がなくなったのですが、一つお見せしますと、これが私今一人暮らしなので、週に3回、サポートセンター悠愛のひなたぼっこから夕ご飯を届けていただいております。おかずが5品、それにお汁がついて一口だけデザートがついております。バナナがこれくらいです、オレンジがこれくらいとかですね。これに野菜がたくさん入っているのです。とても私はありがたく思っております。これで400円です。これにごはんがつくと450円らしいのですが、私はごはんは取っておりません。別の日だと、こういうふうですね。魚があるか肉があるか、それに野菜が何種類かあってということで、スープとかも具たくさんです。そういうのをいただいておりますので、もう少し何か考えていただけないかなとい

うところで、お伺いします。給食をもう少し検討していただくということは、できないでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず、給食につきましては、当然中学生、小学生、その学年に応じたカロリー計算、また塩分計算、そういったものを栄養士のほうが作ったなかで献立を作って、毎回給食として提供させてもらっています。そういうなかで今おっしゃるように、品数であったりとか、そういった部分についても現在調理員が8名、学校給食センターのほうでは今年から8名体制でやってもらっておりますけれども、そういった中で400数十食の毎日、給食を提供するという中で、そのカロリーと栄養価値を考えて、日々栄養士のほうがそれぞれ考えて作っておりますので、今の段階としては1品増やすというのは、私の口からとても今の時点では言えませんので、さらによくような充実するような内容というのは、当然、教育委員会としても検討していきたいと思っております。

教育長（麻生廣文君） 局長は今年から参りまして、ここ2、3年につきましては私のほうが学校のほうをよく分かっております。学校給食につきましては、これまでも母親部会だとか、それから学校運営協議会の試食会などが、毎年行われておりますし、周りの人の意見を聞く場を設けてきております。これまで大きな課題を指摘されたことはございません。逆によくやっていたいところがございます。支援学校の子供たちにも給食は提供しております。それから学校の先生方も毎年異動で来られますけれども、「小国町の給食が」というようなお話をお聞きしたことも、これまでございません。校長会で尋ねることを毎年しているけれども、役員会等で話題になった事も、この数年はないというふうに言っておりますが、議員のお話もございまして、安心・安全で美味しい給食の提供ということについては、引き続きしっかり考えていきたいと思っております。

7番（西田直美君） ぜひとも、栄養のバランスもそうです。カロリー計算は当然されているのは分かっておりますが、ボリュームのあるもの、バランスの取れているもの、もうちょっとたくさん野菜を食べさせてあげたい。できれば給食の調理員の方頑張っているのも分かっております。その頑張っているときに、もう一つ何か惣菜でも作って、作り置きのお惣菜ができるのであれば、それでも足りないなと思うときに、一つ入れていただければありがたいかなと思います。

時間になりましたので、終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。午後の会議は1時からです。

（午前11時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 熊本県など39県の緊急事態宣言が解除されて、まる1カ月が過ぎました。

全国的な解除からは3週間であります。旅館や飲食店の通常営業や学校も再開され、また今日から元気クラブも再開ということで、ひとまず日常が取り戻されつつあるのかなと感じているところでもあります。しかし、昨日15日も東京で新たに48人の感染が確認されるなど、まだまだ油断はできませんし、秋には第2波がやってくるだろうと言われており、国や自治体には今のうちにしっかりとした備えを求められているのではないかと思います。

はじめに、公立病院について3問。昨年9月、厚生労働省が全国424の公立公的病院を再編統合の検討が必要な病院として名称を公表した中に、小国公立病院も含まれておりました。前々回の12月議会でこの問題を取り上げた際、渡邊町長は現状を守っていかなければならないという立場を明らかにされました。これはもう、小国郷内の誰もが共通した認識であると思います。ただ同時に、国から検討を求められたからには検討は実施しなければならないとされ、そしてその検討の場は地域医療構想調整会議であるということも明らかにしていただきました。ただ、12月の時点では厚生労働省からの具体的な指示文書も届いておらず、一体どういうプロセスで検討が進むのか、病院も町も分からないということでありました。後ほど触れますが、今回の新型コロナウイルス感染症でも、小国公立病院は全国的にも相当早かったほうだと思いますが、発熱外来をいち早く設置して対応にあたりました。これを見ても、小国公立病院の地域社会の中での重要性が今後ますます高まっていくと思います。厚生労働省が最初示していた報告期限は、再編統合を行わない場合は3月末、再編統合を行う場合、これは10月が期限ということでありました。最初の話なら、最終期限まで4カ月を切っているということになるわけではありますが、まず12月議会以降の動きを御報告ください。

町長（渡邊誠次君） 私からは、少しだけ触れさせていただきたいと思います。

児玉議員がおっしゃるとおりでございます。昨年の9月27日に新聞紙上に発表されてから現在に至っているところです。現在の体制を維持して改善していくというところでは、病院の中でも話をしているところですが、この今般の新型コロナウイルス感染症の影響から、再編検討に関して先ほど言われたとおり12月に届くはずの厚生労働省からの正式な採用検討要請の通知は、現在でもまだ来ていないというところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応を公立病院もしていただいておりますけれども、公立病院の設置の意義、その評価についてさらに重要性が再認識されるものというふうに、町でもしっかり考えさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） 全く動いていないということでありまして、本当この先どうなるのかというふうで、ちょっと不安すら覚えるところでもあります。

それで先ほど触れましたが、小国公立病院は新型コロナウイルス感染症が国内で流行を始めましたら、いち早く発熱外来を設けました。県内で最初の患者が熊本市で確認されたのが2月21

日の金曜日でありましたが、その週明けにはこの発熱外来が設置されており、非常にスピーディに対応をしていただいたと思っております。

発熱外来は、最初の病院への入り口から一般の患者と完全に分けて診察診断されますので、物理的な負担に加え、何よりスタッフの皆さんの緊張感が強いられるわけでありますので、病院としては非常に負担が大きかったと思いますが、住民にとっては非常に安心につながったのではないかと思います。

そこで今回、小国公立病院が新型コロナウイルス感染症対策で果たしている役割を、設置者の一人である小国町としてどう見ているのか。また、発熱外来の診療実績等を示して御説明いただければと思います。

福祉課長（生田敬二君） お答えいたします。

公立病院のほうからの聞き取った内容も含めて、回答させていただきたいと思えます。今回の新型コロナウイルス感染症に対しまして、公立病院としましては大きく2つの目標を掲げております。1つは小国郷内での感染症の早期発見と拡大防止・阻止すること。2つ目として、その他の疾病の対応についての従来 of 病院機能を維持していくこと、大きく2つの目標を掲げております。

前からのウイルス感染症との大きな違いというのが、今回治療薬がないということになりますけれども、濃厚接触者は約2週間の自宅待機をせざるを得ないということがございます。公立病院は、医療スタッフのほうが大変少なくなってきましたので、複数名の自宅待機者を出すとするのは、病院の維持にとって致命傷になりかねないという事態となる危機感があったということでございます。

そのために、対策を講じてまいりました。議員が言われますように、2月25日から発熱外来を設置。これは県内で一番はじめてでございます。原則、午後からの予約診療ということで、院外での病院者であるとか、あるいは自家用車での診察としました。このところ5月12日からは、病院の裏にプレハブを作りまして、そちらのほうで診療をしたということで、他の患者と隔離する状態で診療ができていくという役目を担っております。

また、従来から相談センターへの連絡という、その時点での全国的なルールがございしますが、発熱の症状について公立病院で診てもらえるということにつきましては、医師の先生方やスタッフの皆さんは大変心配、御苦労もあったかと思えますけれども、特に公立病院はかかりつけの高齢者等、住民の皆さんにとって、議員も言われましたように大きな安心感につながったのではないかと思います。

お尋ねの診療実績というところでございますけれども、2月25日発熱外来を設置してから6月4日までの期間、68日間ということになりますけれども、発熱外来の受診者の方、かかった方というのが約100名ということでございます。そのうち、阿蘇保健所を通すことにはなりま

すが、指定感染症医療機関でのいわゆるPCR検査につないだ例というのが18件ほどございました。結果としては全て陰性ということでございます。このような形で、小国郷の地域医療体制の中で今般のコロナウイルス感染症を対応した医療機関として公立病院が果たしている役割や貢献度は、大変大きいものがあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 改めて説明を受けまして、本当に頭が下がる思いです。この場をお借りして感謝を申し上げたいというふうに思います。

そうしたなかで、医療機関を取り巻く現状というのが、全国的にですが大変厳しくなっております。新型コロナウイルスの影響で病院経営が大変苦しくなっているわけです。日本病院会と全日本病院協会、日本医療法人協会が合同で調査し、18日に発表した結果で厳しい実態が明らかになったわけです。新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた269病院では、収入に対する利益の割合を示す4月の利益率が前年同月比12.2ポイント減のマイナス11.8%に落ち込み、平均1億円の赤字に陥ったということです。同時に、新型コロナの感染患者をまだ受け入れていない病院でも、外来患者が感染を警戒して大幅に減るなど影響があったということで、有効回答を得た1千49病院全体でも、前年同月比10ポイント減のマイナス9%で、平均3千600万円の赤字ということになります。

町としては、小国公立病院のこうした経営状況は把握されているでしょうか。また民間医療機関の状況も聞き取り調査など行っておられましたら、合わせて御報告ください。

福祉課長（生田敬二君） 公立病院の運営に関しまして、2月から5月までの4ヶ月間での外来の受診者数について、調査をいたしました。昨年の同期間4カ月で100人未満は切り捨てますが、1万5千100人ほどでございます。今年の2月から5月の実績で1万3千人ほどに減少しております。約14%の減少というところでございます。

診療費に係る診療報酬につきましては、時間のずれがありまして、計算のほうができておりません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 事前に公立病院事務局のほうに概要だけでも分かりませんかとお尋ねしましたら、やはり10ポイントほどということで、この全国平均ぐらいの落ち込みになっているわけです。先ほど申しました日本病院会などの3団体は、緊急的な助成がなければ、新型コロナへの適切な対応は不可能となり、地域での医療崩壊が強く危惧されるとして、政府に支援を求めています。

これは町長に伺いたいのですが、やはり町長としてもこの自治体病院を抱える町の長として、政府与党へ公立病院に対する、小国公立病院だけではなくて全国の地域医療を支える病院に対する支援を要望いただきたいと思います。私としてもこの2次補正では何

らかの予算が組まれるのではないかと思ったのですが、残念ながら今現在なっておりませんので、今後の対応の要望として、お考えをお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 病院の運営委員会のほうでも、私それから隣の町南小国町の高橋町長、両名ともに毎月1回会議に参加させていただいて、現場の話、交えながらしっかりと聞かさせてもらっています。今2月から5月とおっしゃいましたけれども、4月5月単発的な月でいいますと、非常に落ち込み方が2月よりも激しいような状態であるというのも分かっております。病院の坂本院長も非常に今の経営は厳しいというふうにおっしゃっておりますし、数字上見ても、今日私のほうは数字は出せませんが、数字が非常に厳しいということだけは間違いないです。町といたしましても、両町で話をしながらも前回の病院の運営委員会のときに、しっかりと町の状態を国のほうに訴えさせていただいて、臨時交付金の2次補正でもし使えるのであれば、まずは公立病院に入れないといけないのではないかなという話もさせてもらっておりますし、当然町のほうも公立病院と一緒に今後病院の運営のことも考えていかなければならないと思っていますし、どちらかという病院と町と両町と一緒に、もちろん考えていくところでございます。以上です。

5番（児玉智博君） やはり、国が出した給付金にしても最初は1世帯30万円で、しかもそれはみんなもらえるわけではなくて、本当にコロナウイルスの影響が大きい人にだけ30万円とっていたわけですが、やっぱりそれではだめだということで、国民的な声となって一人10万円ということで、小国町内の皆さんにはほぼ行き渡っている状況だと思いますが、そういうふうに道理ある主張に対しては国の政治も動くというのが、この間、証明されていると思いますので、ぜひ町長も国に対しての予算措置も周りの南小国町の高橋町長とも一緒に頑張っていきたいと思っておりますし、私としても声を上げていきたいと思っております。

次に移ります。新型コロナウイルスの影響は小国町でも幅広い層の町民の家計に影響をしております。特に宿泊業や飲食業を営む人たちが、その従業員はもちろんのこと、中国との輸出入が止まった関係で設備関係の方たち、あるいは林業従事者にも影響が及んでいます。

そこで伺います。営業収入や給与収入など、町民所得へのこのコロナウイルスの影響をどう評価されているでしょうか。またその評価をするための調査というのは、こういったものを行われていらっしゃいますか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから、まず伝えさせていただきたいのは、全般的に先ほど児玉議員がおっしゃるとおりに、まずは商業系のまずは観光地、そして飲食店が大きく影響を受けているというふうに思います。もう全般的に言うと、ゼロからマイナスにどれぐらいいくのだろうというところは、多分その幅が一番大きいのではないかなと思っておりますし、そこに基づいて関連する、例えば観光地に食材を下ろすところとか、そういったところが影響を受けているというふうに思っておりますので、まず一番先の経済対策として、休業されたところ、そして融資を受け

たところ、今度のコロナウイルスによって収入が減るというよりもゼロよりマイナスの部分にどんどん落ち込んでいるところが、やっぱり融資を受けないと逃れられませんので、そういったところで融資を受けたところに重点的に、そして同じような意味で家賃補償というところで、携わらせていただいたというのが、まず1番最初です。このあとの数字等々におきましては、情報課長より伝えさせていただきます。

情報課長（村上弘雄君） 情報課のほうで、商工業者の関連についてのコロナの影響ということで、聞き取りをさせていただいております。その部分について、少し報告させていただきます。4月から6月までですけれども、杖立温泉において6月のキャンセルまで含めまして1億5千400万円の影響が出ております。同じくわいた温泉のほうでは、920万円のほどの影響額が出ているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

5番（児玉智博君） せっかくの機会ですから、アンケートなども商工会を通じてだったかもしれませんが行っておりますので、その概要なども今説明できれば、できますか。

情報課長（村上弘雄君） 緊急アンケートというものを取らせていただきました。対象者は288件ほどに及びまして、回収率が42%ぐらいで120件ほどの回収をいただいております。記述式を主にあえてするようなアンケートにさせていただいて、お困りごとそれから今後の不安について、あえて記載をしていただくということで、アンケートを取らせていただいております。その部分で傾向として圧倒的にダメージが大きかったのが、これまでいろいろ議論の中にも出ておりますが、宿泊業者それから飲食業、そして月をまたいで3月の被害の状況よりも4月が圧倒的に8割9割の客がキャンセルというような状況があって、その上でどうしても熊本県の休業要請とか国の動き等もありまして、感染者が出たら困る心配と客が離れていくということのもとで、自主的にお店を閉めるというような動向のもとで、休業の不安、それからお客がいないことによる事業継続そのものの不安、そしてテナントの場合は家賃の不安というものがあまして、最終的には今回は第1期で経済対策を取らせたという背景がございます。

以上です。

5番（児玉智博君） これまでの同僚議員の質問や今の答弁などでもお答えいただきましたとおり、小国町はこれまで2度にわたり独自対策を打ち出してこられました。町長からございましたけれども、一度目は事業者支援を中心に打ち出されました。売上が前年比15%以上減少し、なおかつ金融機関から借入れを行った事業者に30万円を上限に借入額の10%の給付金や、上限5万円の家賃補助、これも15%売上が減っている方ですね、そして7日以上自主休業をされたところに対して5万円の休業補償などであります。

この第1期の支援なのですが、非常に幅広い業種が対象とされていた点では、ほかの自治体と比べても優れていたのではないかと思います。小国ぐらい幅広い業種を対象にしているところは、

そう全国的にもないのではないかなと思います。2度目、5月補正では子育て支援と旅館・飲食店への支援が打ち出されました。18歳以下の子供一人に1万円の給付金とひとり親世帯にはさらに1世帯1万円の給付、あるいはスクールバスを利用せずに小学校の児童を送り迎えする保護者への通学費支援や5月分の給食費補助なども併せて行われました。旅客業には客室数に応じて20万円から100万円の給付金、飲食業者に対する支援として25%のプレミアム率の飲食チケットを売り出しております。このほか、小中学校へのタブレット端末購入関連予算なども含めると第1期と第2期あわせて約9千800万円の対策事業が行われたこととなります。

私はこれらの小国町の生活や営業支援について、一つひとつの予算規模を見てみると南小国町が上限100万円の補償などを出しましたので、それを見ると見劣りする感じがするのかもしれませんが、内容一つひとつを見てみますと決して見劣りするものではないのかなと思っております。ところが、これらの支援に該当していなくても、コロナウイルスの影響で収入が減少した人への支援を第3弾支援として検討できないか、伺いたいと思います。特に、旅館など観光業に労働者として雇われて勤めている方は、休んだ分はそのまま収入源になっている人もいますし、たとえ雇主から休業補償を受けられても、6割の休業補償かあるいはどんなに多くても8割の給料しか補償されていないのではないかなと、私の聞き取った限りでは思っております。

また、先ほど述べましたように林業従事者の方も木材需要低下のあおりを受けていらっしゃいます。こうした方々への支援は検討できないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから少しか補足といいますか答弁をさせていただきます。

まずは、林業者の方々、林家の方たちは確かに昨年の1月ぐらいから値段が下がってきております。ですので、できるだけ大きな木は切らずにというところの話が進んでいるというもお聞きしております。しかしながら、森林組合にお話も直接聞きに行きました。また、ひとり親方組合の方にもお聞きしましたところ、先月の時点、5月の時点では大きな影響は現時点ではないけれども、6月以降ひょっとしたら先々になって影響が出てくるかもしれないというお話をしておりました。その時点では、影響があまり認められなかったということですので、支援はさせていただいておりませんが、このコロナウイルス、どれだけかかるか分かりません。今の現状、2次補正、3次補正もあるというようなお話も聞いておりますので、予算規模当然ですけれども、国の予算等々をしっかりと見ていきながらではありますけれども、考えなければいけないというふうにも思っております。

それから、ほかに先ほど言われたところに関しては、もちろんこれからもっとマイナスになる部分が出てくるかもしれません。ですけれども、やはり国それから県の雇用調整助成金、これとか事業継続給付金を受けていただくための窓口業務のサポートとかさせていただきますので、しっかりと国や県の事業の取りこぼしがないように町はサポートをさせていただきたいと思います。特に雇用調整助成金につきましては、事業所のほうに重きを置いて、事業所が従業員の方のため

にやらなければいけないと私も認識しておりますので、できればその部分も含めて周知をさせていただいて、できるだけたくさんの方に雇用調整助成金を受けていただくお話し合いといたけないというふうにも思っているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） その林業従事者ですね、ひとり親方の方たちの状況はまだ今後も見守りつつ、必要に応じてということでした。

それで雇用調整助成金と持続化給付金の話をさせていただきました。持続化給付金については議会からも要望を出させていただいて、行政書士にパソコンを使っての申請などでうまく慣れていない人などは、なかなかうまくいかないという人が町内にもたくさんいらっしゃって、それを町としては行政書士への代理申請を町が行政書士を呼んで、していただくという事業もやっていたのですね。ところが、雇用調整助成金になると社会保険労務士の業務になりますので、社労士をしないといけないのですが、やはり持続化給付金と比べても雇用調整助成金のほうがややこしい難しい。そしてまた代理申請を頼むと余計お金がかかるわけなんですね。やはり私もいくつか雇っていらっしゃる人数は少ないのですけれども、それでも雇われて、そういうちょっと影響を受けるような業種の方がいらして、「どうされましたか」と聞いたら、「もう来てはもらっているけど、話をしたら働くほうが怖いので、休ませてくれ」と、要は休業に同意するという意味ですよ。事業所を閉めてくれという要望ではなくて、どうしようかなと、「少なくなっても大丈夫ですか」と聞いたところが、「それは気にしないで、働いてもしょうつされたほうが私も困るので、それはいいですよ」と言われてそこで話がついたので、迷惑を掛けているけれどもと、大変心苦しそうにおっしゃっている方もいらっしゃいましたし、中にはそういう雇用調整助成金というのがあるのであれば、どうなるか分からないけどチャレンジしてみようかなというような気持ちがある方もいらして、なかなか申請自体がそんなに進んでいないのではないかなと思ったんですよね。私、6月に入りましてから、5月末時点で熊本労働局にどれぐらいの雇用調整助成金の申請が来ていますかとお聞きしたら、すみません、手元に持ってきていないので定かではないのですけれども、ただ900件以上。900数十件の申請ですと。5月末時点で。ああ、そうですか、と聞いてですね。900数十件というと、熊本県内の旅館の数よりも少ないわけですよ。だから、申請が難しいから5月末時点。だから半月ぐらい前の話ですから今はもっと増えているのかもしれないですけど、5月末時点でそれぐらいの申請しかなかったというのは、相当申請の手続きというのがややこしい、難しいのだと思うのですよね。ですので、これは通告はちょっとしていなかったのですが、雇用調整助成金についても社労士への代理申請の補助ですね、検討いただけないかということ伺います。

町長（渡邊誠次君） 先ほど900件、数字を出していただきましたけれども、私としては5月19日に確か国の方針が変わるといふか、少し雇用調整助成金に関しては事務の負担が軽くなると

ということがありましたので、そこがネックになってみんなちょっと待っていたようなところもあると思いますし、実は5月6月、この1カ月2カ月どこまで雇用調整助成金で自分が抱えている従業員の方の給料を出そうかという判断も、それぞれの事業所であったかというふうに思いますので、申請の多い少ないに関しては、僕も900件と聞きましたので少ないなというふうには思いましたけれども、そういう見極めの段階で事業主が選ばれているのかもしれないなというふうには正直思ったところです。

それから雇用調整助成金がすごく難しい段階の一つには、やはり不正を行う可能性もあるのではないかなというところの懸念があるので、やはり資料をしっかりとそろえなければならないというところの観点があります。もちろん、そこも大事なところではありますけれども、町といたしましては、いろいろな事業者、私の周りの関係者ですと従業員を抱えているところほど、雇用調整助成金は非常に大事な給付的な事業でありますので、しっかりと申請をさせてもらいたいというような、申請をしますというような方たちが非常に多いのですけれども、もしそういった方が事業所でいらっしゃるのであれば、まずはどのぐらいいるのかの把握をしないといけないと思いますが、現時点で私の段階でいきますと、ほとんどのところは法人であれば事業所、経理士を抱えていらっしゃると思いますので、経理士と御相談をしながら資料をまずそろえるという段階では経理士と一緒にできます。それから資料の事業の雇用調整助成金を申請する段階では、確かに代理申請はできないのですけれども、少しずつ書類をそろえていって、申請にたどり着くようなケースもありますので、そこは事業所でまずは雇用調整助成金を申請したいけれどもできないという事業所がどのぐらいあるのかの把握を、まずはお聞きしたいなと思っていますところです。

5番（児玉智博君） ぜひ、調査をしていただきたいと思います。あわせて、昨日参議院の決算委員会を見ていましたら、雇主が休業補償を出せないところの雇用されている人たちが、直接自ら申請をすれば給料の8割は補償されるという制度が、今後始まっていくということですので、このことについても町も周知に努めていただければということをお願いして、次に移ります。

それで給付などの補償とあわせて収入が減少した人たちへの税や保険税が、適切に減免されることは応能負担の原則から重要であります。どのように町関係の税金、それから保険料を対応されているか、現状を報告してください。

税務課長（橋本修一君） 町税、税金につきましては、収入が少なくなって納付に困られた方の相談を今受け付けております。徴収猶予または減免等の制度がございますので、先週末現在では徴収猶予は7件です。減免につきましては、3件ほど決定をしております。

以上です。

福祉課長（生田敬二君） あわせて保険料についてということでございましたので、福祉課のほうで介護保険料また後期医療の保険料、納付いただいております。そちらのほうの減免につきましても、今月号の広報に両保険料とも広報をさせていただきました。規定等要件がありますので、

お困りの方はとにかく御相談をいただけると対応してまいりたいと思いますので、ぜひ御相談をいただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） すみません。税務課長、7件と3件と言われましたが、その税目まで教えていただけますか。それと福祉課長は、介護保険料と後期高齢者医療保険料については、まだ今のところ相談もないし、何も対応もされていないということなのですか。

税務課長（橋本修一君） まず、徴収猶予の7件の内訳ですけれども、固定資産税が5件です。法人税が1件、法人町民税ですね。それと国民健康保険税が1件、これは徴収猶予ですね。減免の3件は全て国民健康保険税でございます。

福祉課長（生田敬二君） 介護保険料、後期医療ともに数件ずつの相談はきております。1、2件でございます。どちらも。後期のほうにつきましては、申請は広域連合のほうになりますので、そちらのほうには1件申請をしたという実績があります。

5番（児玉智博君） それで65歳以上の介護保険料は、一人ひとり全員が払わなければなりません。基本的にその人の年金から天引きをされます。つまり、ほとんどの人が自分の分は自分で払っているというのが実態だと思うのですね。しかし、例えば旅館で働いている方が3月4月5月の給与収入が激減したとしても、同居する配偶者の方あるいはお子さん方の収入があれば、減免など全く受けることができません。これは、本当に制度として矛盾しているのではないかと思います。これは小国町だけではなくて、国の制度がそうなっているわけなんですけれども、しかしやっぱりその人の収入が減っていれば、家計全体としての収入も減っているわけですから、ここは町独自の減免など行うことも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 議員、言われますように、減免規定の中に介護保険料につきましては、それぞれが納付をしているのですけれども、要件としまして、その収入を見る場合にその世帯の主たる生計維持者ということになっています。つまり、収入が多い方というふうにとれると思いますけれども、この要件につきましては、国のほうで示されている数字でございますので、それに見合う形で適応をすると。それに減額した分は国のほうから補てんされるという制度でございますので、今議員が言われますように町独自の減免までは考えておりません。

5番（児玉智博君） だからですね、では今言った人は補償の分も受けられない。要するに私が例えで言ったのは、旅館で働いていて給与が減少したという方です。国からの10万円は多分もらうでしょう。しかし、町としての補償はされないわけですね。これは町が取らないといけないものだから仕方ないけれども、町に払う介護保険料も下げてもらえないと。全く本当に救済、救われないと思うのですよね。だから、私は国から何もないというのは分かった上で質問しているわけですけれども、それでも検討はするべきなのではないかと言っているわけです。ここで、答えは変わることはないと思いますので、次にいきますけれども、やはりその問題意識は持ち続けていていただきたいかなと思います。

それで、冒頭述べましたようにウイルスはまだ終息したわけではありません。またいつ感染が拡大するか、第2波といわれる状況になるかは分かりません。もし国内でそのような状況になったときに、小国町にウイルスを入れない、あるいは入ってきたとしても早く見つけて、町の中で拡大させないため、これにはやはり補償がしっかりとされることが重要だと思うのです。それがあることで、安心して自粛ができると思います。東京であれだけ感染が拡大したのは、小池知事は夜の町と言っていました、休業しても補償がないから、そうなれば家賃も払えず廃業せざるを得なくなるということで、店を開け続け、そこで働く人たちも働かないと暮らしていけないからと自粛できずに働き続けてきた、そういうところで拡大をしていったという部分が、事実あるわけですね。やはりこうしたものを教訓に、自粛に対する補償も備えておいて、第2波が来てもすぐに対応できるようにしておくことが大事だと思います。小国町ではその場合、今回第1第2弾として行った補償などの独自支援は、第2波が来たあとも最低でも行うということでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 町の一番最初からの方針でございますけれども、児玉議員が言われるところは経済と感染症対策とのバランスというところでございます。しかしながら、町としても財源が非常に厳しいというのも最初からお伝えさせてもらっていますけれども、国県の支援なくては町独自の経済対策では、とてもではないですけど皆さんの支援というのはできるものではありませんので、町としては一旦経済対策を出させていただきましたけれども、今後続けるかどうかは、そのときの判断しかないというふうに思っておりますが、感染症対策はもちろん繰り返しさせていただきます。経済対策をそのときに町の支援としてするのかどうか、それは今はお答えすることはできません。

以上です。

5番（児玉智博君） ここで先ほど時松議員が述べられましたように、やはり町の予算の組替えですね。やはりこのまま減額補正をせずに、大体考えではすでに中止した分が500万円と、可能性があるのは1千万円をあわせて1千500万円と、工事などはその考えはないと言われていましたけれども、やはり第2波が来たらとんでもないことになるわけですよ、やっぱり経済の部分もですね。ですから、やはり需要喚起の部分は準備をしていきますよというふうに、西田議員の質問にはおっしゃられていましたけれども、第2波が来たらそんな需要喚起どころではなくなるわけで、やはり需要喚起の部分を補償にまわすとか。それは検討はしておいたほうがいいと思うんですよ、来てから考えるよりは。ですので、いろんなパターンの検討というのはぜひやっておいて損はないと思いますので、検討だけはやっていただきたいなということで、今回はここでとどめておきまして、次の質問に移らせていただきます。

森林整備について質問します。九州北部豪雨などの近年の土砂災害や河川氾濫の原因の一つに山林の荒廃が指摘をされております。九州北部豪雨では、朝倉市など筑後川中流域で大量の丸太

が川をせき止め、洪水被害を拡大したとも言われております。今さら言うまでもないことでありますが、森林には多くの広域的機能があり、その一つが国土保全機能であります。これは土砂災害や土砂流出を防止したり、土壌を保全する機能です。この機能を発揮させるためには、森林が健全に保たれるように管理する必要があります。例えば、適切に間伐等の保育を行わないと、林床に光が当たらず、風通しも悪くなり、下草も育たず、土壌の保全機能が低下し、山崩れ等の山地災害が起こりやすくなると言われておりますし、気候変動と相まって、菌類が繁殖しやすい環境となり病気が蔓延し、台風で倒木しやすくなることも考えられます。伐採などが実施される際に重要になるのが、林地残材を出さないことだと思います。例えば日田市天ヶ瀬町の木質バイオマス発電所の株式会社グリーン発電大分天ヶ瀬発電所は、林地の荒廃につながる林地残材の有効活用を目的につくられたものであります。こうした取り組みは非常に重要だと思いますが、この林地残材を出さないための取組み、小国町ではどうなっているのでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 今、議員おっしゃいましたように林地残材の処分については、今の現状では伐採後に植林のための地拵えをする際に苗木の植栽に支障のないように平らなところに集積する。地形が急峻で斜面等であれば簡易柵等で落ちないように片づけているということが現状です。

それと、さっきおっしゃいました木質バイオマスとしての搬出はD材である曲り材のほうは天ヶ瀬の日本フォレストのほうに今搬出しているような状況でございます。

5番（児玉智博君） 配付資料の表紙をめくっていただいて、1枚目御覧ください。写真が3つございますが、最近町道や県道、国道などの道路沿線の山が伐採されている光景を、いろいろなところで見かけます。これは町内だけではないですが、そうしたところでは、今課長が御説明いただいたことなのですけれども、丸太を何本も杭のように突き刺したところに、杉の葉を寄せている光景をよく見かけます。なかには、時間がたっていくにつれ、枯れた葉の間から短い丸太が露出しているところもあります。これは一番下の写真ですね、これは道路が写してありますけれども、ここにあるのが、これ下城のある町道なのですけれども、小さな丸太でしたけれども朽ちて切り口が丸くなったものが道路上に落下していたわけですね。真ん中付近でバウンドして、この左側のガードレールのところにはまっているような状況ですが、人通りの少ない道路なのですけれども、これが万が一通行中の車や人に衝突していたら、命に関わることになっていたかもしれません。だから、せめて道路沿いの山に残されている残材を適切に処分する仕組みをつくって、災害や道路通行の安全につなげていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

資料をもう1枚めくっていただきまして、A3のものを御覧ください。これは自走式のチップパー、シュレッダーもするこういう機械がいろんなメーカーから、種類もいくつも出ています。大体私もメーカーではありませんので、いくらぐらいですよとは言えませんけれども、大体数千万円ぐらいではないかなと思うのですね。やはり今、森林環境譲与税というのが出ていますけれど

も、そうした国からの補助金ですね、1回では買えないかもしれませんが、ためたりとかいろいろ工夫も必要だとは思いますが、防災、通行の安全という観点からも、こういうものを導入して、危なくないような処理方法を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 残材の処分には、その山林から搬出する方法等と今おっしゃいましたように、粉碎して敷き詰め、堆肥化する方法があるかと思います。ただ、搬出するにしても林内でチップー等で粉碎して、敷き詰めるにしても、また機械がチップー等は大きいものですから、林内での搬入路等の整備も必要となります。でも、こういう経費負担というのは山主の方の負担になりますので、一概に全部やるというのは難しいかと思います。

また環境譲与税の使途につきましては、現在管内はもちろん、森林組合等とまたそういうところを今詰めておりますので、今後、そういう中でまた検討していきたいと思っております。

建設課長（時松洋順君） 町道の通行の安全、災害の防止という目的のために、今現在やられている事業について、少し御説明をさせていただきたいと思ひまして手を挙げさせていただきました。申し訳ございません。

現在、町道沿線立木安全対策事業補助金という事業を使いまして、町道に支障を来す恐れがある木を持つ持ち主の方が、伐採搬出する経費について補助率2分の1で30万円を限度に町が補助金を交付する事業をやっております。事業につきましては、現在のところ森林組合のほうで実際の作業とかをやっていただいておりますが、伐採後の残材につきましては、先ほど産業課長が申し上げたとおりの同じような処分をされているようでございます。しかしながら、安全に十分配慮していただいて事業完了とされていると思っております。先ほど、産業課長が言われたのに繰り返しになるかもしれませんが、残材を搬出処分とか機械を用いて粉碎ということにまでなりますと申請される所有者の方の御負担も増えるというところが多いので、今の段階でお答えはできませんけれども、検討は必要かと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） そもそも、その森林環境譲与税がつくられた目的というのが、今まで自治体がやってこなかった取組みを喚起するために、農水省が始めたという。もちろん、地方からの声もあったと思うわけですよ。道路沿線の支障木の伐採費用というのは、森林環境譲与税ができる前から町の独自施策としてやっていた部分なんですよ。やはり、こういうやっていない事業を新たに取り組んでいくことこそが、森林環境譲与税の本来の目的なんじゃないかということをお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

町営住宅について、質問します。まず、現在の団地ごとの戸数と直近5年間の抽選倍率をどうなっているか、お示してください。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

柏田団地が160戸、福坂団地が20戸、雲雀ヶ丘団地が2戸、殿町団地が9戸、桜ヶ丘団地

が86戸、帯田団地が34戸、岩爪団地が6戸、倉原団地が14戸、関田団地が24戸、新橋団地が4戸、西帯田団地が6戸、計365戸が管理戸数でございます。

抽選倍率につきましては、年度ごとに回数が違ってまいりますので、1回ごとでよろしいでしょうか。平成27年度が1回目が3.2倍、2回目が2.5倍、平成28年度1回目が5.2倍、2回目が10倍、3回目が7.25倍、平成29年度が4.67倍、平成30年度が11倍、令和元年度が4倍、ちなみに今年度予定されております抽選につきましては、1.13倍となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 世帯数に対する公営住宅数は小国町は10%を超えていますので、ざっと見ただけでもですね、全国平均の6.2%と比べて4%以上高くなっています。しかし、抽選倍率を見てみますと、中には10倍を超えるような状況があるわけですので、私もさまざまな世代の町民の方から町営住宅を増やしてほしいと、入りたいけど入れないという声もお聞きしますし、実際、以前小国に住んでいらした方で、ずっと何回も抽選に申し込むわけですけれども、なかなか当たらないので、結局その方は近くの村の住宅が当たったということで、引っ越されていったという方も知っております。ですので、やはりそういう要求を町も聞いてらっしゃるのではないかなと思いますので、今後町営住宅を整備していくことは、若い世代にとっては定住を促す、人口減少対策にもなろうし、高齢者の方にとっては安心して住み続けることのできるまちづくりにもなると思いますので、ここは時間がなくなってきましたので、要望にとどめておきますが、検討をお願いします。

最後に連帯保証人について伺います。小国町町営住宅条例は入居手続に入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人2人の連署する請書を提出することと定めており、さらに施行規則には連帯保証人となることのできる資格を町内に住所を有する者。ただし、1人については、町外に住所を有する者のうち入居決定者の4親等以内の親族とすることができると定めています。4親等ですから、従妹や大叔父、大叔母というところまでということなんです。保証人の経済力や住所、しかも町外在住者は割と近い親戚でないといけないとしており、これは結構限られてくると思います。日本共産党小国支部が行ったアンケートには、ある30代女性から、このような声が寄せられました。「母子家庭で今の家賃が高いので町営住宅に入りたいのですが、保証人がいなくて困っています。できれば保証人不要の住宅があれば、助かります」ということです。この間、各メディアで公営住宅の保証人に関する報道が相次いでおります。1月12日付け朝日新聞では、公営住宅に保証人廃止の動き。「背景に身寄りない高齢者ら」という見出しでこう伝えております。「国土交通省の2018年の調査によると、公営住宅のある1千674自治体のうち、2割にあたる366自治体から希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれたり、諦めたりした事例があったと回答があった」と。「身寄りのないひとり暮らしの高齢者が

増えていることが背景にある。さらに今年4月から改正民法が施行され、保証人が負う上限額の設定が義務付けられる。請け負う金額をあらかじめ具体的に示されることで、かえって保証人になることを避ける動きも見込まれ、今後一層確保が難しくなると予想される。国交省は平成18年3月、都道府県と政令指定都市に、保証人確保を条件から外すよう促す通知を出していた」ということです。これが配付資料3枚目につけてある文書であります。町はこの通知を知っていたと思いますが、これを受けて検討は行ったのでしょうか。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

小国町の現状といたしましては、保証人の滞納時の抑止力でありますとか、債務の保証、緊急連絡先といったような重要な役割を果たしていらっしゃるというところで、保証人を取らないというところまでには至っておりません。

5番（児玉智博君） 何が何でも取るということですか。

建設課長（時松洋順君） 入居者の方の努力にも関わらず、保証人の方が確保できない場合には、町長が認めた状況にある方であれば、保証人を取らないことができるという規定はございます。

5番（児玉智博君） それで1枚だけ別に配った資料、町営住宅申込書の添付書類についてを御覧ください。これですね、一番下のまる、「入居決定時で連帯保証人2名が必要になります。うち1名は小国町在住者の方に限ります」ということで、抽選に申し込む時点で排除する文書が出ているのですね。今の答弁と矛盾するではないですか。それで、先ほどのアンケートにお寄せいただいた方、先週金曜日に窓口で今月の締め切りの抽選があるということで、相談に行かれたそうです。1名は町外在住者の方で何とか頼めますけど、という話をしたら、1人は町内の人ではないと受け付けられないといって、申請用紙も出さずに追い返しているのですよ。やはり私ね、これ重大だと思いますよ。国土交通省の住宅総合整備課の鈴木コウタ課長補佐は、保証人の規定を存続しても条件を緩和する自治体も多く、本来入居すべき人が入居できない状況は、改善されつつあると、公営住宅のセイフティーネットとしての側面を理解いただいた結果と受け止めていると、今後廃止できない理由で多い滞納増加への不安については、保証会社などの活用などをさらに自治体に働きかけていきたいというふうに言っているのですが、残念ながら小国町はそういうセイフティーネットとしての理解が浅いのではないかなと思います。

今後、そういう保証会社を使うとか薩摩川内市は今月から保証人を一人ひとり頼ませるのは大変だからということで、そういう保証会社の活用なんかも始めているわけですよ。小国町もそういった検討を進めていただくことを求めまして、少々オーバーしましたが質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は2時15分からです。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（松崎俊一君） 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。それでは6月定例会の一般質問に入らせていただきたいと思ひます。

同僚議員からもあるありましたとおり、コロナ関連に関する質問で私も進行させていただきたいと思ひます。重複する部分が多々あるかと思ひますけれども、私なりの考え、意見として述べさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の新聞を見ますと、昨日現在で1万7千549名の方が罹患し、くしくも933名の方がお亡くなりになっております。まずもって、お見舞いと御冥福をお祈りいたします。

この世界中で全ての世界で、各国で予期しなかつた、こんなことが起きるのだろうかと思ふような新型コロナウイルス感染症ということで蔓延しております。誰もが経験したことのない部分でありますし、緊急事態として国、県、町、それぞれがそれぞれの責任分野の中で取組みをしているかと思ひます。国の政策を補完する目的で県の事業があり、あるいは国、県を補完する意味合いで町の事業があり、町は特に住民生活と一番密接しておりますので、その地域、地域での特性を生かした対策がそれぞれ行われているかと思ひます。

少し、これまでの経緯を整理させていただきましたなかで、阿蘇管内での感染症が発生し、その翌日には庁舎内で対策本部を開設されたと聞き及んでおります。迅速な対応であり、町に病気を持ち込まない対策、あるいは住民の方々が罹患しないような啓発、防疫活動につながっていったかと思ひます。町の議会といたしましても、4月8日には議会と執行部との意見交換会も行っております。その中で町から考えられる提案もお聞きしましたし、翌々日の11日から各町の施設、あるいは指定管理に基づく部分については閉鎖を実施されております。当初は5月1日までの計画だったんでしょう。ただ、3月に入って急速な展開がありました。緊急事態宣言ということで、5月末までを延長するというような経緯も出ております。また、4月末には小国町議会としましても、議員間での情報交換を行ったあと、町長を交え、全議員で町の対応策について懇談もさせていただきました。その翌日には、町は一般会計の補正予算ということで、これは国の10万円の定額給付金の専決処分ということで、早急な対応に取り組んでいただいたと思っております。また、5月4日には町長から町民の皆さまへということで、メッセージの放送もありました。町の独自支援、事業の説明、それからやはり罹患しないように防疫に努めていただくようにお声掛けをいただいたのも、これ町長自らの言葉で住民に話しかけるという部分では、大いに意義深いものがあつたんじゃないかなと思っております。その後5月8日の臨時議会で、補正予算、町独自のコロナ対策あるいは経済対策、これらが可決され、町のホームページでも紹介されております。

国もいろんな個人給付的な部分、事業支援の部分で事業を展開され、県町とそれぞれが実施してきたところです。また、議会におきましても、19日に議長名で「新型コロナウイルス対策に

係る提案等について」ということで、議会で取りまとめた提案書を町長のほうへも提出させていただきました。それを受け、25日には一般会計の専決処分ということで、町独自の経済対策が行われたところです。

町としまして、休業支援給付金あるいは家賃支援給付金、事業継続支援給付金と様々な角度から、あるいは宿泊施設、中小企業個人事業主の相談会、ここはある意味意義深いものがあったのではないかなと思います。やはり、国県に対する申請あるいは町に対する申請について、不慣れな部分、あるいは不安な部分があれば、それを補う意味からも相談会を設け、行政書士等によって行ったということは、安心を与えるという意味で事業主の方のやる気もそこで生じてくれば、ありがたかった部分もあります。このように、いろんな形で町の施策をしていただいております。ただ、この施策をしたから、この新型コロナウイルス感染症が解決した、打破したというものでもありません。今後も当然続いていく話でしょうし、ある意味、住民の生活形態が変わっていく、そのような一大事の真っ只中に私たちはいるものだと思っております。

町としまして、防疫、生活支援、地域経済活性化など、現在進行形でありながらも今後さらに対策を講じなければならない部分があるかと思えます。これらのこれまでの2月末3月から5月末までの流れのなかで、町の対応について、町長どのように動きを整理され、今後の部分もお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 久野議員から時系列にわたって町の説明をしていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、久野議員おっしゃっていただいたのは、4月5日の対策本部の設置というところでありましたけれども、実はこの時点で熊本県でのコロナウイルス患者の発生の時点で、実は町は阿蘇管内もしくは日田、まわりの市町村等で発生したときには、もう対策本部を立ち上げるということは、実は決めておりました。ですので、4月5日の朝一に集まった時点で、課長全員に阿蘇管内で発生したので、まずは対策本部を立ち上げさせていただいて、行動計画に基づいて初動体制を取らせていただく旨を4月5日の時点で指示したり、話し合いができたのが非常に大きかったのではないかなと思います。

それから、その一番最初の段階で、まずは感染の防止に努めさせていただくところを徹底させていただきましたので、経済対策はその間、考えながらではあります。課長の皆さんにはそれぞれ情報の収集、それから調査を含めまして、少しずつ情報収集をしながらどういう対策ができるのか。これは当然、感染防止が一番最初ですけれども、そのあとで経済対策を講じることになるであろうから、少しずつ御意見をいただきたいということで、4月20日までの週は主には感染の防止に努めさせていただきましたけれども、同時進行で4月20日の週から経済対策の部分も含めて課長たちと話をさせていただくようになりました。現在、迎えておりますけれども、町の対策の優先順位としては、まず第1に議員おっしゃるとおり、感染の拡大の防止対策、

そして次に給付だったり救済だったりの策、その次に振興策、次の波ですね、第2波、第3波に対しての準備策であろうというふうに考えているところでございます。特に、今回は「迅速に」というお話も非常にたくさんいただきましたけれども、まずは「安全」、そして「確実に」、そして「迅速に」という順番で町のほうは考えをさせていただいたようなところもあります。しっかりと、当然ですけれども、それに基づいて行動して、事業の展開も進めていきたいというふうに、今後も心にとどめておりますけれども、この繰り返しではないかなと思います。次回の波が来たときも、まずは感染防止。そして必要であれば救済措置、そして振興策、そして次の準備、やっぱりこのバランス、経済とそれから防止対策のバランスが今後は必要になってくるというふうに思っているところでございますけれども、なかなか新しい状況であります。このコロナウイルスの一番の難敵という、やっぱり無感染者の方が多というところというのが非常に今回大きな特徴であるというふうに私も思っております。なかなか、経済状況のなかでも先を読むというのは難しいところではありますけれども、町が取ってきたような形で今の現状では、さっき言いましたように感染の防止、そして救済、振興、そして次の対策、この繰り返しを町としては基準に置きながら、また新たな情報関係機関と連携を取りながら、情報を収集して行って対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

4番（久野達也君） 今、町長から御答弁いただきましたように、やっぱり今何をなすべきかの部分が大事かと思えます。第2波、第3波だけのことを考えても、例えば経済活動との整合性は取れるのか、いろいろな課題も生じてこようかと思えます。しかしながら、少なくとも解決したわけではありませんし、ある意味第2波、第3波は必ずあると思ったところで生活していく部分ではないかなと思います。ですから、当然日本に限らず世界中、あるいは小国なんかでもそうですけれども、生活パターンが恐らく変わってくるのではないかな。生活パターンが変わると、経済パターンも変わってくるのではないかな。ですから、そんななかで今をどう確実に見つめるのか、これも当然、求めていかなければならないのではないかなと思っております。

そんな中で、2月の末に総理のほうから3月1日から学校は休業ということで、全国的に臨時休校の中に入っていました。小国でも3月2日から小中学校の臨時休校と、当初は15日までだったのですが、終業式のある24日まで延長するというので、この間、おぐちゃんを通じて小中学校の先生の自主制作番組も流していただきました。私も見させていただきました。そのときに、小国中学校の「ああ、なるほど。これが電子黒板なのかな」と電子黒板の在り方を確認させていただいた部分もあります。それから、小学校の先生方は子供たちのリラックスを促す意味も多分にあったかと思えますけれども、子供たちと一緒に遊びも交えたような情報伝達の方法ではなかったかと思えます。そのように、5月24日まで延期され、当然春休みが終わって、始業式、入学式となるころだったので、先ほど申し上げましたように3月末の段階

で緊急事態宣言ということで、始業式、入学式が終わったら、また新たに臨時休校ということに
至っております。それも5月の連休明けまで、5月6日までといたったのが、5月末までと再延長
され、この次の延長はもう正直、子供たちもつらかったろう、きつかったろうと思います。そん
な中で、今度はおぐチャンのほうで学習支援、前段の3月の部分とは違いまして、授業形式で進
めていただいております。見させていただいて、中学生の分野なんか、「ありゃどんなかな」
と自分で「あれ、これ分からない」と思いながらも、見させていただきました。ある意味、そう
いったような意味合いからは、なかなか授業参観等の機会を得ることができなかった保護者の
方々も、もし見られたのであれば、ああ、こういう形で授業は進行しているのかの確認もできた
かと思います。そういった意味合いからも、学校で子供たちの生活そして家庭での生活、このあ
まりにも差のあるなかで子供たちも厳しい思いをさせたかなとも思っております。私、5月末ぐ
らいのときに、子供たちが分散登校で行っております、帰ってきている小学生に「今日は登校
日だったの」と聞きました。ちょうど、集団下校をしていたのですけれども、そんな中で「うん、
今日は徒歩の子供たちが登校日だった」「楽しかったか」と言ったら「うん。学校いいね」そん
な言葉を聞くと、やっぱり「おお、そうか。良かったね」と感じていたところです。そんな中で、
中学生の子供とも話をさせていただきました。「部活はまだでも、友達と一緒に会えてよかった
ね」と言ったら、「はい、よかった」という、何か子供たちの明るさにある意味救われたような
気もしました。

そのようななかで、学校という義務教育の部分での学校の位置付け、それから子供たちと先生
方の信頼関係、子供同士のつながり、これらを考えたときに、ぜひ教育長、この臨時休校が無駄
にならないような、そして子供たちがまた学校で会える喜び、そして生活していく部分、これら
を保証する取組みが大いに今後も求められるのではないかなと思います。もし、よろしかったら
そこらあたりのお気持ちをお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） かつて経験したことのない長期の休校、さらには慢性的に続く感染防止の
対策、この推進など、新しい生活様式の中でコロナと共に生きるという、そういう社会に突入し
たということかなと思っております。そうしますと、このような状況の中で、当然教育の姿も変
わってくると。新しい在り方が求められてくるのかなと思っております。6月1日の朝、私の在
所の近くを中学生が通っていましたので、「今日から始まるね」と声をかけたら「はい」と、す
ごく元気な声で、良かったねとこちらから声を掛ける間もなくすぐ「はい」と、すごく元気のい
い返事をもらったし、嬉しそうで笑顔で私を見返してもらった中学生がおりました。「よかった
ね」と「はい、はい」と。そのときは、その言葉で気持ちが伝わったなと思っているところでご
ざいます。

これまで、この3月から5月末、あるいは今6月途中でございますけれども、教育委員会をは
じめ臨時校長会等を繰り返しながら、何ができるかといったような部分が不十分ななかでの取り

組んだことを御紹介をします。それは、なぜ紹介するかというと、これからの学校の在り方、取組の指針に私自身考えていきたいと思ったからでございます。3月に始まった休校中に学校両校長としっかり話し合ったことは、子供たちの家庭における生活をどのように安定させるというか、落ち着いたものにするかということでございまして、これが最初のころのおぐチャンに先生方に発信していただいたビデオメッセージのような形になっていったと思っています。ただ、その後休校が長引きましたので、先生方も授業の一端を提供しなくなったという状況に変わっていきましました。また、さらに中学校では、おぐチャンも離れてホームページ上に授業の動画発信をしていくというふうに、次第にその内容というのは変わっていきまして、この動画発信については第3弾まで配信できていたところですが、先生方の思いは子供たちのこともあったかと思えます。伝わったのではないかなと思っております。子供たちの感想を頂いております。「自分が分からないところがあったら、動画を止めても考えることができるので勉強しやすかった」「学校から出ている宿題と同じ内容だったので、効率よく勉強ができた」「学校で勉強した内容を復習することにつながったので、よかった」と。役員会が中学校のほうであったそうで、そのときに保護者の声を聞いていただくようお願いしておきました。そうしたら、「おぐチャンで白ナビ、緑ナビ、青ナビごとに解説動画があったが、分かりやすかった」これは保護者の意見です。「ホームページから小国中学校の先生方が作っていた動画を見ましたが、とてもよくできていました。びっくりしました」それから、要望もありまして「個人情報に触れない範囲で学校の様子も動画で紹介してほしい。安心できる」ということだろうと思えます。この提案を受けて、学校はすぐに、ちょうど感染症対策動画をつくってホームページに公表しておりました。廊下を左右必ず一方通行でいくだとか、廊下に矢印をつけるとか、こういったことは小学校も中学校も取り組んでいる内容でございましたが、中学校のほうは動画で発信できたということでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後どのように進めていくかということ、これがまず大事なかなと思えます。まずは学力保証、これをどのように進めるかということが焦点になるかと考えております。それで、両方の学校には5月18日から登校日が再開される頃に、6月からは感染防止は最優先するけれども、教育委員会の努力事項は学力充実・学力維持向上ということになりますよということを2週間ほど前に事前に提示しまして、そして今後の学力向上ということをしつかりお互いに連携を取って、過程も含めて取り組んでいきたいと思いますところまで進んでいたところでございます。そのためには、今後まず学力調査、これはしっかりしないといけない。この分析を通して、もしつまずきがあればどこかといったような部分で、そして短期・中期・長期で対策を考えていきたいと考えています。6年、9年生はこれは待たなしのところがありますし、それからこの1年間でできる部分、それから次年度に持ち越してもいいという部分についても、文科省や県教委からもある意味示されておりますので、そうした部分を含めて考えていきたいと思っております。

一番目に考えていくことは、つまりは1時間1時間の授業時間をいかに充実していくのかと、これが最大の努力事項ということになるかと思っています。コロナとの共存を図るということでございますので、今後の学校現場ではリアル教育という言葉が、今出てきております。こういう対面型のこれまでの授業のスタイルですが、それがやっぱり大事なんだということが言われておりますので、教師と子供、子供同士が対面して進める教育形態、こういったものをこれまでの一般的な教育スタイルでございますけれども、これに少しイメージが変わるのはICTが入ってきた形のをどう取り入れていくかということかなと思っています。そういった意味では教育のICT化はさらに加速して取り組んでいきたいと思っています。

以上、今後の見通しとしては、まだ大きな青写真のところがありますけれども、こうした方向で取り組んでいきたいと思っています。どうぞ、よろしくをお願いします。

4番（久野達也君） 今、教育長からの御説明の中にもありましたように、当然、義務教育の部分ですので、学力の保証、これは大前提でありますし、そこで学ぶ子供たちに「学校はいいんだ」という、その生活をきちっと整理できるような先生方と子供たちの信頼関係、それらの構築もあわせてお願いいたします。当然、ICT GIGAスクールということで今後、将来的に渡っての教育改革につながる部分、あるいは今回のこのような緊急事態においては、遠隔での授業が展開できる、そのような予算も組まれておりますので、ぜひ、大いに活用できる体制を取っていただきたいをお願いいたします。

次に、ちょっと観点を交えて、私今回のコロナウイルスを通じて思ったのですけれども、やっぱり一過性のものでないし、これを今後の危機管理、いわゆる物事が事案が起きた時、どう対応し、それを過去の経験を生かしていくのか、この危機管理がある意味今後も問われてくるのではないかなと思います。私が行政職員現役時代に思い起こしますと、10年ほど前に宮崎、鹿児島でありました口蹄疫、これをいかに熊本県に持ち込まないかといったような対策で、全職員が道路への消毒に交替でまわったりだとか、そのときもどんな体制をとるか、そのことが起きたときに考えて対策を取ったのが、正直なところではないかなと思います。

また、これは熊本県が対応した部分ですけれども、数年前には鶏インフルエンザの発生で熊本県が一晩のうちに、その対応に動いたと。恐らく事前に危機管理、こういうことが起きたら、どういう体制を取って、どう動くんだという部分があったのではなかろうかと思っています。

また、最近では豚熱のこともニュースでも見させていただきました。家畜防疫も課題の一つではなかろうかと思っています。このように一事案、一有事の事態には、やはり行政役場として全庁的に取り組む、対応するというものが求められてくるのではないかなと思っています。新型コロナウイルス感染症対策の取組みについては先ほども町長からの話もありましたように、前もって近隣町村で発生したら、どういう対応をするのかという事前の部分、そして発生したら即、対策本部を設けると動きをする、そういった部分もお聞かせいただきました。

それぞれの課、全庁的に取り組む、今後何が起こり得るか、それらを危機管理の中にどう生かしていくのが課題かと思います。そのような中で、今回のコロナ対策について、それぞれの自治体だけの財源では限界があったらと思います。各自治体の地域の実情に応じた対応を可能にするためには、国の臨時交付金、これによって自治体が動きを示したという部分もあります。それとあわせて、自治体は独自に動ける財政状況、それらを構築する必要もあろうかと思います。先ほど言いましたように、今後社会形態が変化します。そうなってくると、行政経費にも当然変化が生まれてこようかと思います。緊急対応を可能にするための財源構造、財政構造、これをどう構築していくのか。これが求められようかと思います。対策、それからそれに対応する資金計画。これらも踏まえて、財政構造の変化に対応し得る部分として、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

確かに国が臨時交付金をコロナウイルスの対策でつけてくれるまで、事前に会合も何回もしております。ただ、小国町で一番不安になったのは、基金の少なさというのが露呈しまして、先ほど時松議員からもちょっとありましたけれども、やっぱり有事のとき、今の額で足るか足りないかはちょっと分かりませんが、他町村に比べるとかなり積立は持っていないという状況があります。これは、このコロナウイルスだけではなくして、各種災害に対応する場合にも当面の資金は必要でございます。今後考えられるといいますと、議会で1回提案しました特定の基金を作るとか、あとは財政調整基金、困ったときの基金をもう少しでも積み上げるとか、そういう方向で、今後は予算を査定していきたいと考えております。

以上です。

4番（久野達也君） 今、御答弁ありましたように、財政調整基金と比例する形で、特定目的基金、この必要性も問われてこようかと思います。そういったような意味合いからも、今回、小国町つながる未来基金ということで基金の設置もしていただいております。どうか、これらが本当は活用されない状態のほうがいいのですけれども、不幸にして活用しなければならないことも起こってこようかと思います。そういった意味合いからも、日頃の財政状況には注視していただき、同僚議員の中からも出ておりましたように、いかに予算の組替えあるいは振替で運用するのか、それらの予算が決まったから全てというのではなくして、それらもその状態、状態に応じて、考えていただきたいと思います。

それから、危機管理ということでもう1点、総務課長のほうにお尋ねしますが、災害対策に関する対応の変化、これは今回新型コロナウイルス感染症について考え方が少し変わって変化しつつあるのではないかなと感じております。特に避難所の運営についてです。3密回避の観点からも避難所運営や避難形態の変化、特に一部では分散避難という対応も議論されています。また、数日前の熊日のほうにも載っていたのですけれども、これは来年度の国の概算要求なんで

しょうけれども、避難所の増強、開所について概算要求を出していくというような国土交通省の見解も載っておりました。まだ、梅雨末期にかけて避難準備情報、避難勧告、避難指示ということも起こり得る状態です。そのような中で可能であれば、今現在考えておられる対応策等についてお聞かせいただけたらと思います。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

避難所の運営ということで、今町が考えておりますのは、梅雨時期真っ只中でございます。増水によるもしくは大雨による避難勧告、避難指示ということで、集める種類といたしましては8箇所の避難所をベースに、まずその8箇所に集まってもらうと。大字ごとに1箇所ないし2箇所設定してありますので、そちらに集合してもらって、そしてまたその中の人数が多ければ、その中で間隔を取る。そしてちょっと体調の悪い人とかは部屋を別にするような対策を取って、今避難所は準備しております。ただ、今お話にありました分散避難ということですが、現在まで小国町もかなり杖立地区や自分の裏が危ないところは、町の避難所に避難する前に、自分たちで分散して避難しております。町は一時的な避難であればそれでいいんですけども、後々の生活それから何日か生活しなくてははいけないとなりますと、今度は結局そこに、どこに何人避難しているかという情報が必要となります。これにつきましては、またそういう避難が出ているということであれば、役場職員そして消防団等で把握をしながら、なるべく1箇所に密にならないようには考えて、この梅雨を過ごしたいと考えております。

以上です。

4番（久野達也君） 今、災害時の分散避難等についての考え方を説明いただきました。その集会場あるいは体育館等で密にならないようというのが、言われております。分散避難も選択肢の一つでしょう。それから、あわせて総務課長から先ほどの説明の中にありましたように、これまでも恐らく分散避難という形態も取られていたかと思えます。ただ大事なのは、そこで確実に避難しているのかの把握、これの体制を整理しておいていただいて、誰々が見当たらないとかいうことのないよう、お願いもあわせていたします。

それから、危機管理という部分で1点確認させていただきたいのですが、本来今回の新型コロナウイルス感染症については、例えば保険診療、いわゆる病気ですから、感染症ですので、保険診療ではなかろうかと思うところなんですけれども、ただ今回はあまりにも世界的で急々で、そして対応策も国も取りまとめできていなということで、国費で対応してきた経緯があるかと思えます。今後、期日を経過していくにつれ、国費の負担から保険診療に代わっていったときに、町としては、当然国民健康保険を運営している部分ですので、国保運営としてこのコロナ問題をどのように考えているのか。あるいは、前にありましたように新型インフルエンザだとか、感染症については予測もしないようなことが起こり得るかと思えます。これらを考えたときに、先ほど冒頭に申し上げました小国町としての財政構造もそうなんですけれども、国保運営につい

てもやっぱり財政基盤の安定というものを図っていかなければならないのではないかと思います。今の時点でも構いませんので、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

福祉課長（生田敬二君） 今回の新型コロナウイルス感染症が今後もたらす可能性のある影響と国保財政についてというご質問かと思っております。今回の感染症の対応につきましては、当初から未知なるウイルスというようなところで、議員が言われますように、国のほうで特定感染症と指定されまして、検査や入院費用など全額が国の費用として対象されております。PCR検査であるとか抗原検査等は保険適用とされましたけれども、現状としましては一般診療から検査という形ではなく、保健所相談センターを通して感染症指定医療機関での受検ということになっておりますので、公的医療機関が適用されたというような事例は全国的にはほぼないものだというふうに思っております。議員が指摘もされますように、今後、新型コロナウイルスが一定の感染の終息を見て、また治療薬であるとか予防ワクチンのほうが開発をされたとしまして、現在のインフルエンザのように一般病院での一般診療の取り扱いという形になった場合、今後深刻な感染拡大の状況を想定しますと、山間部の小さい自治体である本町、国保のように財政基盤が弱いということ、また運用基金もほぼ確保ができていないという状況のもとでは、国保財政に与える影響はかなり大きく、運営が厳しい状態になってくるというふうに推測ができると思っております。これはインフルエンザの大きな流行についても同様なことが言えるものというふうにも思っております。ただ、平成30年度に運営主体が圏域化をされております。これによりまして、ある都市に感染流行があったとして、医療費が増大したとしても、その年度の支払い全額は県のほうから交付されるというような制度となっておりますので、その都度の支払い、財源準備は必要とされません。ただ、結果としましては次年度以降に町が負担すべき事業費納付金に影響してくるものとするという形となってまいります。また、反面広域化された、圏域化されたということによりまして、本町の医療費の推移にとどまらなく、県内市町村の例えば感染状況にも左右されてくるという側面もあろうかと思っております。県内で感染が高水準で拡大をしていくということになると、本町の感染発症が確認されていなくても、全体として財源確保の底上げというか、高くなってくると考えられますので、中期的なスパンで本町国保財政にも影響してくるものというふうにも考えております。

いずれにしましても、危機管理上、保険財政について緊急時に備えての準備は必要だと考えております。今回、行政報告において町長から申し上げましたように、今回の新型コロナウイルスがもたらした大きな経済影響の中で、今回税率等の見直しについては見合わせるという形を申し上げております。こういう状況を踏まえまして、平常時から中長期的な視野を持って緊急時を想定しての国保財政の安定化に向けた検討準備が必要になってくるものと、改めて感じているところでございます。

以上でございます。

4番（久野達也君） 今、福祉課長から御答弁をいただきましたように、やはり最小限の負担で最大限の効果というもの、これは全てに関して求められる部分でもありますし、やっぱり感染症、病気、これに対する対応、保険診療、いろんな面で考えていかなければならないかと思います。今回の新型コロナウイルス感染症対策に対応した中で今後の危機管理を、ということで3項目について質問させていただきましたけれども、この3項目だけに限らず、やはりこの対応して経験した部分をそれぞれの所管課で今後ぜひ生かしていただきたい部分がございます。今回の新型コロナウイルス感染症の対応が、社会的な有事の場合には住民生命を守り、生活の安定を図るなど行政総体として防疫、生活支援、復興支援など多岐にわたる対策が必要となってくると思います。今後も第2波を警戒する声も聞かれます。このような中で、この経験を生かし、今後の危機管理体制の構築に努めていただきたいと思います、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それでは暫時休憩をしたいと思います。次の会議は3時15分から行います。

（午後3時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（松崎俊一君） 2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

今回私は、まず新型コロナウイルスについての対応、それからアフターコロナのまちづくり、子供たちの教育、というテーマで一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの対応についてですが、4月24日に小国町のゴールデンウィーク前のコロナ対策の方針がなかなか見えないため、ゴールデンウィーク前に町は何も対応しないのかという町民からの声もあり、町長、総務課長へ休業協力金の検討がないか問いかけましたが、今後大雨や災害が起こった場合を考えると、財政調整基金に手を付けることになるので、休業支援金についてもまだ出す予定はないということでありました。結果、ゴールデンウィーク過ぎの5月8日臨時議会が開かれ、1事業者5万円の休業支援給付金を出すことが正式に決まりましたが、給付の額としては他市町村と比べて平均より少ない額ではなかったかと思われまます。先ほど、同僚議員からお話がありましたけれども、その他の救済等に関しましては財源が乏しい中、幅広く対応ができていないのではないかと私も感じております。

やはり、財政調整基金が少ないため、コロナウイルスの長期化の場合や梅雨時期の大雨等の災害が発生するかもしれないという観点のもと、そのような判断になったと思われまます、そのような解釈で間違いはないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 全てにおいて、財政が伴わないとできないというところではないと思われまますけれども、まず4月24日の時点では、正直具体的に経済対策を構想の段階ではありまます。しかし、確定はしておりませんでしたので、4月30日ではなかったですかね、皆様方に御提示で

きたのはですね。4月20日までは先ほど他の議員のときにお答えをさせていただきましたけれども、4月20日の月曜日だったと思いますが、はじめて課長会で今週から皆さま方に経済対策を考えていただきたいというところでお話をさせていただいて、1週間ぐらいで取りまとめをおこなったというところがございます。4月20日の段階までは完全に町といたしましては感染拡大防止に努めさせていただきましたので、具体的大枠として皆さんで頭の中で考えておいてくださいということは言いましたけれども、課長会を出していろいろと協議をし始めたのは4月20日の時点でございますので、24日の時点では皆さま方には御提示できていないというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君）　そもそも財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のことです。現在の小国町の財調金は5億8千万円ほどでしょうか。お隣の南小国町は今年度になれば、大体約6億円ほどと聞いております。財調金の額は県内30町村中27番目でありまして、貯金が少ない町になります。財調金の基準は一般的には標準財政規模の10%とされていたり、一般会計予算規模の10%を推奨したりする専門家もいらっしゃいます。小国町の標準財政規模は32億円ほどであり、また一般会計予算規模は約60億円で財調金の基準に近い形にはなっております。

では、小国町にとって財調金の適性規模というのは、大体いくらになるのでしょうか。目標とする額はどのくらいになるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君）　大枠として財政調整基金、もうおっしゃるとおりでありますけれども、やっぱり多いにこしたことはないのは間違いないところであります。先ほどから、コロナウイルスに関しては変化に対応するという話がたくさん出てきております。あとでも少しお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、時代の変化に対応していく財政をもっていくということは非常に大事なことでございますので、財政調整基金は多いほうが良いと私は思っております。しかしながら、今の現時点で今の小国の財政状況、そんなに良いわけではございませんので、御答弁をほかの議員の方のときもしましたけれども、財源を新たに見つけていくことも含めて、努力はしっかりとさせていただきたいと思っております。

2番（江藤理一郎君）　では、町長。町長はあるだけあったほうが良いというふうにおっしゃられました。そして努力をしていきたいとおっしゃられました。それでは、その目標額というかその財政調整基金を多くためていくためには、どのような方法があると思われませんか。

町長（渡邊誠次君）　私から概略のところではありますけれども、やはり出る部分を少なくして、入る部分を多くするというのが基本的な考え方であるというふうに思っております。事業においても、国県のしっかりとした補助をいただきながら、また起債等々を使っていきながら、一般財源の持ち出しを少なくする。また、新しい財源というか、ふるさと納税だったり、寄附であった

り、また企業版のふるさと納税であったり、というところで地域再生計画あたりも含めて、町としては相対的に考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、何回も言うかもしれませんが、少ない出で最大の効果を得るところを目標にしております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） ありがとうございます。

私は、財調金を増やすには町長と同じように、出るものを少なくするというのは、もちろん賛成です。一番は町民からの税収を上げるということが最も理想な形ではあると思います。しかし、なかなか簡単ではありませんし、これまで何十年も行政を運営してきた結果が今です。収入が増えない場合、民間企業は経費を削ります。原価を下げようとします。行政であれば、原価というのは多分ないと思いますので、人件費を抑えるということになると思いますが、要は職員数を減らす、そして増やさないということも必要ではないかと思われまます。前回も一般質問で職員数について触れさせていただきましたが、他市町村と比べるとやはり職員の数が多いのではないかと、町民からの声もよく耳にいたします。小国町より人口が2千800人も多い多良木町にありましては、職員数は101人です。同じく2千500人多い嘉島町でも82人です。110人の小国町より少ないのです。総務省の財政状況資料数を見ると、小国町の人口1千人あたりの職員数は県平均が9.90人に対し、小国町が15.41人で類似67市町村の中で15番目に多い平均値となります。それでも、前回の執行部の回答でも業務量が多いため、精一杯の職員数でやっているというものでありました。であれば、小国町は他市町村より業務量が多いということになりますが、何がその原因となっているか、検証したことはございますでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 検証というか、基本的に他市町村の今のデータは、私、今はじめて聞きましたので、正確な回答はできないのですけれども、行政によっては保育所が行政の職員に入っていないところもあると思います。事前に通告をいただければ答弁ができたのですけれども、小国は保育所の分が20数名分、ほかの町村より多いのではないかと私は今自己分析では思っております。

町長（渡邊誠次君） 私も元々というか、本来経営をしておりましたので、経営論から言えば先ほど言われるように人件費を削ったりするという可能性もあります。しかしながら、行政は行政サービスを充実させていくというところが非常に大きい重点を置いておりますので、その部分についても議員もそういったところからも人数の削減あたりを考えていってもいいのではないかなという発言かもしれませんが、このコロナウイルスに関して、今までの経営論からも実は非常に人間の数を減らしたり、サービスを例えば一般の飲食店、大きいところであればビュッフェスタイルはやめて、新しい形にしていくとかいったところで、今まで一番先に頭によぎるのは、経営で利益を大きく作ろうと思ったときには人件費を削るというような考え方もありましたが、その考え方がコロナウイルスによってなくなったのかもしれませんが、今からずっと考えていくな

かでは、底上げの部分を非常に考えていかなければならないというふうに考えておりますので、町の在り方として、経済の部分の企業の在り方として、こういった形が正解なのかもまだ不透明でございますので、検討は当然させていただきながらの事業の見直しを図ったり、もちろん人件費の見直しだったり考えないといけないと思いますけれども、このウィズコロナ、アフターコロナの時代に合わせて行うべき行政サービスの在り方についても、もちろん人件費を考えて検討させていただきたいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 先ほど、総務課長からお答えがありましたけれども、保育士の数が20数名で多いと、恐らくそれが加算されているのではないかということでもありますけれども、それが加算されていたとして、大体110名の職員がいるとすると、それから22数名を引いたとしても、何名でしょうか、88名ですか、ですね。ということで、2千500人多い嘉島町が82人ですから、それよりも多いというような形になります。やはり、人口規模に見合った職員数というのは、検討するべきではないかなというふうには思われます。

また、町長の御答弁でもございましたけれども、今回のコロナウイルスの感染の拡大によって、人を削るというよりも人を増やして対応していくということもおっしゃられました。恐らく、民間の企業であればその分単価を上げる、そして収入を増やすということが、それに付随していかないと民間企業は成り立っていきません。ですので、例えば、行政に関しては人が増えると、人がそのままたくさんいると、雇用を確保すると、サービスも充実させるということであれば、税収を増やす努力というのは必須ではないかな。税収といいますか、税収を増やす努力と収入を増やすという努力は必須ではないかなと思われませんが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 財源の話だけで言えば、先ほどの財政調整基金も含めて財源がないと増えていけないというのも間違いないところでございますので、両方努力していかなといけないというふうに思います。私が伝えたいのは、このアフターコロナの部分に関しては、今までの常識が通用しなくなる恐れもあるので、しっかりと用心して検討させていただきたいという部分でございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 財政的な面でいえば、町長のおっしゃられることは私も十分理解できます。

では、町長。町長の掲げる「オール・フォー・ザ・ネクスト、全ては次世代のために」を実現に移すのでありましたら、財政の健全化を図るためにも、人口に見合った適正な職員数で行政を運営していき、次の世代を担う若者がこの町で住みたいと思えるように財政状況を整えていくことが、先決ではございませんか。今回のような感染症により、町民が困っているときもスピード感を持って救済できるような貯金の蓄え、財調金の蓄えをつくっていくことが大事ではないかと思いますし、財政が悪い状況では、あと10数年、20年以上勤務する予定の職員の方々や今後

入ってくるであろう新規職員も将来が不安だろうと思います。私としては、今からできることとして、職員の採用数を絞っていき、真の適正数でまわしていくことが大事ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 適正数に関しては、私よりも総務課長。今までの部分あたりも含めて計画に基づいて行っておりますけれども、先ほどオール・フォー・ザ・ネクストの話が出ましたので、当然のように就任当時から言わせていただくのは、経済と暮らしの部分、そして子供たちの教育の部分の三角形のバランスをしっかりと保っていきたいというふうに、私も常日頃から考えておりますので、今回の部分に関してもそうでございますし、将来のことに関してもそうですが、あらゆる形で挑戦をしていきながら、財源を確保していくことは間違いなく努力することは、お約束したいというふうにも思っております。ただ職員の適正数に関しては、今の現状でどのぐらい本当に、今の現状を回すための適正な人数であると思っておりますけれども、今から将来にわたって事業を増やして人間を確保していくのか、事業を減らして人間を減らしていくのか、その部分の兼ね合いも含めてアフターコロナというところで検討をさせていただきと思っています。

2番（江藤理一郎君） そうですね、人がいるからいいパフォーマンスを提供できるということは、一概には言えないと思います。例えば、サッカーのことを考えますと、11人でサッカーをやりますけれども、1人が退場になったとする。11人対10人、それでも10人のチームが勝つことは十分にあり得ます。そういったことを考えますと、1人欠けたから、その分を他の人がカバーしたりですね、そういったことも可能性としてはありますので、それはサッカーだけではなく、仕事の面でも行政の面でも通じる場所は多々あるのではないかなというふうに思われます。そういった面でも、ぜひ、職員数の適正化も。これから職員数を何名にしていくかというのを絞っていく計画というのは、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

次は、アフターコロナのまちづくりについてです。新規コロナウイルスの影響で、世の中の考え方が急激に変わってきております。コロナと共存していく新しい生活様式も厚生労働省から公表され、日本国内で大きな変化が起きておりますが、小国町においても同様で、まちづくりについて変化の時にあると思います。町長が就任されて1年が経過しましたが、くしくも今年も10年に一度のまちの総合計画策定の年でもあります。それらを踏まえ、アフターコロナ、つまりコロナウイルス終息後のまちづくりを町長はどのように描かれていかれるのか。町民は町がどの方向に向かおうとしているのか、非常に興味があると思います。まちづくりのこれからのビジョンをお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） ウィズコロナ、アフターコロナ、今からの話でございますけれども、町が目指すオール・フォー・ザ・ネクスト、全ては次世代のためというところのコンセプトは変わりません。SDGs 未来都市の選定を受けております。そのSDGsが基礎になるとも考えておりますので、小国町の特異の資源である森林資源と地熱の資源を使って、地域循環共生圏事業を行

っていきたいとも思っておりますし、北里柴三郎博士の恩恵を今までも受けてきましたけれども、2024年に向けてしっかりと準備していかないといけないというふうにも思っております。やはり、そういったところも含めて小国町の独自性を高めていくということは、非常に大事であろうと思っております。先ほどから議員それぞれ、たくさん質問をいただくなかで、私のほうからIT化、ICT化の話もさせていただきましたけれども、その根本的な基礎になるのは、やっぱり人間がそこに住むというところでございます。小国町の中で人が住む、その条件としてやはり自然も必要であろうと思われまして、今までの歴史も必要であるというふうに思われます。その人が住むという方法論の中にICT化が含まれていくというふうに思っておりますので、ICT化を進めていながら先ほど言いましたように、小国町の固有性というか独自性を高めていくような施策をしっかりと盛り込んでいきたいと。その中で共感を得られるのであれば、地域再生計画の中で企業版のふるさと納税、そしてふるさと納税をいただいきながら、財源も確保していきたいというふうに思っております。全て、全体的な掛け合わせではあるかもしれませんが、小国町としては今までの大きな方針の転換というわけではないですけれども、今まで進めていたのを少しずつ精査をしていながら、皆さんとまた相談していった進めていくといったところで、御答弁にさせていただきたいと思えます。

2番（江藤理一郎君） 私としては、もう少し具体的に聞いていければと思います。これまでも、SDGs未来都市として小国が選定されて、地熱資源と森林資源を活用した持続可能なまちづくりをテーマに掲げております。ここにも、地域循環共生圏づくりのパンフレットがございまして、この中には、曼荼羅というか絵が描かれていたりするのですけれども、その中に小国の電気で走るエコカーであったり、グリーンモビリティという周遊バスが高齢者を病院やスーパーへ運び、週末は観光客が町中を巡るというものであったり、地熱を使って野菜を育てていたり、温泉付き住宅を整備していたり、いろんな構想が表現されていますが、このような構想も具体的な例としてこれらを進めていきたいと思っていると解釈してもよろしいのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 現時点では、役場といいますか小国町独自で進めている施策はありません。しかしながら、今の現状、もう皆さん知っているとおりでございますけれども、小国町には5つの地熱の事業者がいらっしゃって、実際に1つが発電所を稼働させています。あと4つの事業所が動いていておりますけれども、そこしっかりと連携をしていながら事業を進めていかないといけないというふうに思っております。地熱の資源の活用に関しては、今小国町独自でできるものではありませんので、事業者と一緒に話をしていながら、自然と共生をしていながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

それから、いろいろと具体的に地熱の農業の活用だったりとか、さっきグリーンモビリティの話も出ましたけれども、行きつく先といいますか、構想の将来にはもちろん、たくさんの事業があります。しかしながら、今の現時点では財源を地熱の事業所と一緒に確保すること。それから

発電所の計画のなかで、しっかりと自然と経済のバランスを取っていくことを中心に、まずは数年間進めさせていただいた後に、地域循環共生圏に手を伸ばしていくようなことを行わなければいけないというふうにも思っております。地域循環共生圏、非常に全体的に構想が複雑でございます。また小国町はその中で、数年の計画の間に北里博士のこともございます。それから肥後銀行と連携協定を結ばせていただいて、SDGsの登録制度を考えていたり、またI.D22と西里小学校の利活用のことについて話をしていたり、新しく事業を進めていく事柄がたくさんございますので、地域循環共生圏事業また地熱、森林資源を活用しての部分と並行して、同時進行に多岐にわたります。ですので、議員の皆さま方に御提示さし上げている部分に関しても、中長期の部分、それから短期の部分ありますので、一様に一度に進めるわけではありませんけれども、段階的に追って皆さま方にも御提示していきながら計画を進めさせていただきたいなと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） いずれにしても、やはり財源が確保できなければなかなか実現化が難しいということもございますが、SDGsは考え方として必ず必要なことではあると、私も思います。しかし実際、やはり目に見えて分かりやすいものではないということはあると思います。ここは具体策を出してそろそろ取り組んでいくべきではないかなと思います。私としましては、まず第1に7月1日からレジ袋有料化法の施行によりまして、全国一斉にレジ袋が有料化となると思われませんが、SDGsの観点から小国町では、例えばバイオマスレジ袋の導入などは、検討されてはいないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今回の時点で具体的な計画はありませんけれども、まず小国町でSDGsを進めさせていただきたいのは、連携をさせていただきながら肥後銀行と登録認証制度を進めさせていただくのが3月までにはもう作らせていただきたいというふうに思っております。一般企業のSDGs登録認証制度の中には、肥後銀行との連動でございますけれども、融資のときの有利な部分であったりとか、また町にとってはSDGsに関しての啓発を一緒になって広めていただくとかたくさんの要素があるというふうに考えておりますので、連携事業も含めてSDGsに取り組まさせていただきたいと。またI.D22の連携協定に関しましては、ESD、教育の部分でありますけれどもSDGsに基づく教育を西里小学校を軸に考えさせていただきたいなと思っております。SDGsに関する取り組みを開始したところでございます。SDGsに関しては全世界がもう2030年に向けて取り組んでいくところでありまして、町といたしましても当然未来都市に選定されておりますので、全ての方向はSDGsの考え方に基づいて動かさせていただきたいなと思っております。

ちなみに、一つ観光の部分に関してもSDGsに基づいた観光の在り方というところを、今資料を持って来ておりませんが、それにも今年度から取り組ませていただいて、準備をさせていただいて、来年から始動させていただく。ASOおぐに観光協会ともその部分の事務局的な

ところではありますけれども、しっかり取り組まさせていただきたいなと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） I.D 2 2 ですかね、西里小学校の再生というようなことを考えられているということではありますけれども、こちらに関しては西里小学校、これまでにたくさんの企業、団体があつた建物が良いという形に惚れ込んで、入ってはまた立ち消えというような経緯がこれまでも多々あつたかと思われまふ。そういったことに関して、今回はしっかりした取り組みができそうな形はあるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 西里小学校に関しては、おっしゃるとおり何年になるんですかね。最初のスタート地点からして、もう数十年になるのかもしれませんが。このI.D 2 2とも、もちろんチャレンジの部分でもあります。しかしながら、情報発信力が非常に魅力があるところ、それから教育関係に長けていらっしゃるというところで、新たなSDGsでもありますけれども、ESD、Education for Sustainable Developmentというところがございますけれども、そういった形で話の中ではありますけれども、まずは第1段階として西里小学校の建物の再生、次の段階でアウトドアを含めた魅力づくり、そして最終的にESD、グリーンスクールと、バリ島にありますけれども、そこを目指してみんなで頑張っていくという方針を掲げて、情報発信を含めて今のところ進めさせていただいておりますので、ぜひとも見守っていただくというよりも、皆さんで御意見をたくさん出していただいて、また、西里小学校を盛り上げていきたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 西里小学校の建物の再生などに関しましては、私もいろいろと持っている情報などを提供させていただきたいと思ひます。建物を再生するだけではなく、アウトドアということもおっしゃられました。一番は、どこで稼いでいくかというところですね。運営をする維持費をどうやって稼いでいくかというところも、もう一つ建物を改修する以前にも計画が必要だと思ひますので、そのあたりも含めて、ぜひお話もさせていただきたいと思ひます。

もう一つ、先ほどのバイオマスレジ袋の話なのですが、これ実は無料で提供できる3つのタイプの袋というのがありまして、バイオマス材料を25%以上使用した、環境に配慮した袋であるというのが一つ。もう一つは袋の厚みが0.05ミリ以上の繰り返し使用できる袋であれば、無料で提供できると。また、もう一つが微生物によって海で分解される海洋性分解プラスチックの配合物が100%のものであれば無料で提供できるというふうになっております。例えば、小国町は木質バイオマスというところも掲げておりますので、1番のバイオマス材料を25%以上を使用した、これはデンプンやそういったものを原料にしたものと聞いておりますけれども、環境に配慮した袋というものを町として準備して、買い物をした方々に提供していくというスタイルも考えてはいかがかと思ひます。

もう1つ、御提案といたしまして、例えばレジ袋を使わないお客様にはSDGs未来都市のカード、これは北九州や壱岐市など、SDGs未来都市共通のカードを作りまして、ポイントが貯まるようにするというふうなものはいかがでしょうか。まず、そのポイントの原資としましては、普通のレジ袋は有料で料金をいただかなければいけません。その有料化で得られた収益の一部は、事業者より回収しましてポイント還元の前原資としたり、そういったところも考えてはいかがかなというふうに思います。

次に、コロナウイルスでの休業を機に、事業継続を辞めたお店が出てきております。町民にとってとても残念なニュースでありますし、あのお店のお味や場の雰囲気を楽しみにして訪れていた町外からの来訪者も多いはずで、お店だけでなく、農業や畜産などにおいても後継者不足から廃業するところも徐々に増えてくると思われまふ。それらについて、町として商工会やJAなどと連携して、町の産業を絶やさない施策等は考えられませんか。

町長（渡邊誠次君） 事業継続、少子高齢化を含めまして、特に都会でも田舎でも関係なく、事業継続については難しい世の中になってきていると思ひますけれども、一番大事なことは、やはり仕組みづくりだと思ひております。また、時代のニーズもそこに必要になってくるというふうに思ひております。例えば、杖立温泉、現状が非常に変わってきております。一昨年ぐらいまでは杖立は、これは永遠に難しい状態のまま過ごしていくのではないかなというふうな状況にありましたが、やはり皆さん、いろいろな考え方を持っておられる方がいて、事業を継承しておられたり古い建物を解体していただいたり、というふうな時代のニーズが迫ってくると、そこに合わせて非常に大きな変化が生まれるというふうなところもあります。コロナウイルスの影響等々も今、現状、非常に大きいところではありますけれども、小国町の全体的な幅広うございませぬので一様に答えるわけにはいきませぬけれども、事業継続の部分に関しても、仕組みづくりがうまくいけば、都会のように情報発信も含めて事業継承も成り立っていくのではないかなと思ひておりますが、やはり今までの現状を考えるなかでは、通常田舎のほうですと、子供さん、またお孫さんがその事業を継承していくといった今までの流れが非常に多かったものですから、その価値観であったり、その考え方がなかなか変わらないのであれば難しいのかもしれないけれども、株式会社的な要素であったり、M&Aだったり考え方を理解していただいて、なおかつ次の経済的な部分になりますけれども、発展性が見込めればそれも可能になってくるのではないかなというふうに思ひております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） そうですね、経済的な発展性は非常に重要だと思ひますし、正直言うと、もうからない仕事はどこも手を上げないというか手をつけない。今後、見込みがあるのであれば、やっぱり誰かが継いでいくというようなスタイルは自然の流れでなっていくのかなと思ひます。ただ町として、それから町全体の関係する機関としましては、やはり情報を収集していくという

ことは大事ではないかなと。そして情報を収集してできれば町内だけでなく、町外の方にも発信していくというようなことも必要ではないかなと考えられますので、そのあたりもぜひ。今後コロナによって廃業しなければいけなくなったりとか、後継者がいないというようなところに関しては、町の魅力を少しでも損なわないように、町全体のパワーを小さくしないように、そのあたりを努力していただきたいなと思っております。

続きまして、今後はやはり素であることが、好ましい世の中になってきております。きれいな空気と自然が残る、そして過疎の町である小国町にとって、発想の仕方次第では大きなチャンスにもなり得ると思います。特に進めるべきものは、就学や就職でこの町を離れていった人たちを戻らせる取組みUターン回帰の政策が大切だと思います。今回のコロナ感染拡大によりリモートワークできることが分かり、そういった働き方ができる職種の人たちは、親も家も土地も先祖のお墓もある慣れ親しんだ故郷に帰って来ようと思っている小国出身者も多いはずです。密集度の少ない、そしてゆっくりと子育てができる故郷へ向かうというパターンが増えると予想されます。

その中で私が今回重要視したいのは、小国町でなく隣の南小国町、産山村、隣県の日田市、中津江村や九重町などを含め、もう少し広い視野で見た町の住み分けです。人口がこれだけ減少している中で、一つの町で全て秀でているということは、なかなか難しいと思います。それぞれの特徴を生かしていったほうが得策だと思います。その意味で周辺を見渡すと、スーパー、コンビニ、夜間も救急で対応できる病院があり、夜も人口の割には飲食店が多く、中心部から車で10分かければ温泉に入りに行けるという暮らしという面では、周辺町村と比べると住みやすい立地条件にあるのではないかと思います。その点で、小国町は住む町として人が住むことに特化した政策を取っていくべきではないでしょうか。具体的には、何度か一般質問でもあげさせていただいておりますが、新しく家を建てたい若い人たちのニーズは必ずございます。その方たちのために約4千600坪ある町有地の分譲地化や、4年前の宮原で発生した火災跡地を利用したスポーツジムや温水プール、町民の健康維持を目的としたヘルスケア施設、空き屋のサブリースを進めることと同時に、今後は人口が減少していく中で町を少しずつコンパクトにまとめていくといった方針と、地方にステイしながら仕事と遊びを両立するワーケーションという新しいスタイルの地方での滞在の仕方も検討することも、大事ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 議員はコロナウイルスが発生して、阿蘇全体でも先に取り組みされて、阿蘇エリアの中で若手の有志の一同の方と非常に情報の収集、また分析もされております。私も阿蘇未来づくりのワーキンググループということでございますけれども、見させていただきまし、参考にも非常にさせていただいております。

今、過疎の話が過密よりも過疎というところでありましてけれども、よく小国町に観光で来られたお客様、そして移住された方も私はよく聞いているのですが、「ちょうどいい田舎」というふうな表現をされる方が非常に多いのではないかなと実は思っていました。ちょうどいい田舎、そ

んなに何て言うのでしょうかね、多分ものすごく良い表現で言われているというふうに思っております。今の現状で地域に移住して、豊かな生活を過ごしたいけれども、都会の生活に慣れている方が急に現状を変えるというのは非常に難しかったというふうに思っていました。また、会議等々でもオンラインで最近はしますけれども、これも実はコロナウイルスの影響でオンラインに切り替わっているのではないかなと思っております。別の考え方からすると、満員電車で毎日揺られなくてもこのコロナウイルスの影響でテレワークといった仕事のやり方も変わってきました。このちょうどいい田舎に皆さん来ていただきたいというような表現も、このコロナウイルスの影響がある前と後では、随分と変わってきているような気がします。過疎、過密いろいろ考えられますけれども、小国町としては「ちょうどいい場所」というところのコンセプトを今から大事にしていかなければいけないのではないかなというふうにも思っておりますし、議員が調べられたといいますか調査されたところの阿蘇でのワーキンググループのところでも、非常に変化に対応する力を身に付けることが大事であるというふうにも言われていました。確かに、小国町にも変化に対応する力を身に付けるというところでも、能力を身に付けるというところでも大事なところの要素であると思います。移住される方、それから観光客の方を含めたところで、町の在り方というような表現で議員は住む場所に特化してというところでありますけれども、今の現時点で限定的に住む場所というところでは、なかなか難しいと思いますが、今使えていない場所の検討は町としてもしていかなければならないというふうに思いますが、一様にこれを住宅地にとかな譲地にとという考えは、今のところ私のほうでは持ち合わせておりませんけれども、また皆さん方、そして役場の執行部内でしっかりと検討はさせていただきたいなと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） また、コンパクト化していくという点では、これもちょうど1年前の一般質問で質問させていただきましたが、町を維持し次へ繋げていくために、町の直営施設や指定管理施設、観光協会などの団体、企業、個人、そして行政が多様な主体として手を取り合い動くためのまちづくり会社の組織づくりも同時に必要だと思っております。地域のプラットホームとなる組織づくりを行い、そこが稼げる役場として地域課題を住民とともに乗り越える事業体となり、地域ビジネスの企業が育つ環境づくりを進めなければいけません。農林業や自然、景観を生かし保全をする、文化を活性化させ、次世代の担い手人材を育成する教育、子育て、福祉を支援するなど様々な支援があるでしょう。地域の課題を様々な業種でつなぎ、地域密着型の事業づくりも必要なことであると思われまます。予算と情報を集中させ、より効率の良い投資や行政では不得意分野とされる前例のないことを実施するための計画づくり、それらを進めること。時代に取り残されないように町長もおっしゃいましたけれども、ICT、IoT化に取り組んでいく体制づくりを実施し、行政と一体となって取り組む団体の設立を望みます。

これらの構想について、町長も前は同じ考えではあるが各団体からの声が上がってからとい

う発言をされていらっしゃいました。しかし発言を待っているのは3年後も4年後も何も起こらないのではないかと思います。特に、観光協会などといった組織は、町が毎年補助金を出して運営が保てておりますけれども、実際は自前で運営費を調達するような組織でなければならないと思います。ここは、町長がリーダーシップを取って進めていただかないと一向に進まないのではないかと思いますけれども、町長、その中で必要性というのはどの程度お考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 具体的な計画の中には今の現時点では進んでいない状態です。しかし、考え方としては、私はその方向でいけたらなという状況でお話をさせていただきますけれども、町が今取り組んでいく体力がないように思います。ですので、ちょっと地元のというか、現場の皆さんの声を聞きたいというところは正直なところでありますけれども、やっぱりコロナウイルスの関係でもそうですけれども、東京の一極集中が非常に弱いところも、今回も見えてきたというふうに思っておりますし、経済の効率優先の仕組みもこれではいけないなというところで、やはり環境だったり社会性だったりを考えないといけない。これはSDGsの考え方の根本にあるのと私は変わらないと思っておりますので、掛け合わせていながらではありますけれども、小国町でも経済優先の部分とどちらかというところを自然を優先する部分、いろいろな考え方があるというふうに思っております。仕組みづくりは非常に大事ですが、仕組みづくりのタイミングを間違えると計画がさらに遅れる可能性もあると思っておりますので、タイミングは少し見計らせていただきたいと思っているのと、今の現状で言うと2024年までには小国町として具体的に言わせていただきますと、鍋ヶ滝の件、それから北里柴三郎の件、SDGsの考え方、地域循環共生圏に基づきますけれども、地熱の資源そして森林資源、この4つ5つあたりに絞って、今期は力を入れさせていただいて、その後にはというところではいかがかなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町長の言わんとされることは、私も十分、分かっているつもりです。

では私としまして、この1年間議員にならせていただきまして、役場という組織体を見てきて感じるのは、最終的には平等ということ意識せざるを得ないがあまりに、新しいものへチャレンジすることに時間がかかってしまい、今やらなければいけない時期、機を逃していること、住民の情報や福祉、医療、保育や道路の維持など、ディフェンスの部分の守るという責任もあります。そういったものもあり、攻めと守りの両輪を効率よく回し続けるには、今の体制では先細りの方向にしか進まないのではないかと思います。やはり後退ではなく、何かを前に進め、新たなことに挑戦するには、ある程度の選択と先行的な投資がないと進められません。

また、役場や町関連の団体、企業、個人で各自各々パンフレットを作ったり、同じような取り組みをしたりしていることが多々あり、それらの情報を集約し、1点投下でまとめて情報を発信させること、ベクトルの調整ができる組織づくりというのは、町全体の無駄を省くという観点からも重要になってまいります。これらを理由に、「稼げる役場」であるまちづくり会社の計画と

早い段階での設立を望みます。

また、冒頭でも申し上げましたが、今年は10年に1度の総合計画策定の年です。ぜひ、役場と団体の充て職、外部コンサルタントの意見だけを集約させた計画ではなく、町民挙げての総合計画の策定をお願いしたいと思います。

最後に、あまり時間がなくなってきましたけれども、子供たちの教育についてです。令和2年度文科省補正予算により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、GIGAスクール構想における一人1台端末や、家庭でもつながる通信環境の整備を加速することで、緊急時においてもICTの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早期に実現することが閣議決定されました。それを踏まえ、小国町ではGIGAスクール構想をどのように捉え、進めていくのか伺いたいと思います。

まず、これまで実施してきた学校ICT環境整備の成果を伺いたいと思いましたが、時間もなさそうなので割愛させていただきまして、今回のコロナの休校で、私は小国町のICTの環境整備が遅れていると感じました。他地域でのタブレット等を使って、双方向の遠隔授業が成立しているニュースを見て、導入できている地域とできていない小国のような自治体との間に、教育の格差が生まれるのではないかと不安に感じている保護者は多く、特に最終学年である6年生や9年生の保護者は多いと認識をしております。現に今日の朝刊の地元紙で、町内市町村学校の夏休み期間が9日の地域と31日の地域で差があることが分かりました。小国町は11日間で、産山村や南阿蘇村の9日に次いで短い11日間の休みとなっております。休校中も双方向学習ができた熊本市は31日、高森町は24日と夏休みの短縮が最小限に抑えられている地域もございます。小国町が11日となった根拠、それから夏休み後も授業の遅れや取り戻すしわ寄せが今後発生するのか、お聞かせ願います。

教育長（麻生廣文君） まず、学力の充実ということを考えまして、長期休暇の短縮、それから学校行事の精選、この2点を学校とそれから事務局と教育委員会にも掛けながら、夏休みの短縮については考えていきました。今日、他の議員のお答えでもしたように、この学力充実につきましては時数確保、これが目標ではございませんので、時数を確保するのは学力を保証するためといった観点からのものがございます。

そして、11日間というところに落ち着きましたけれども、これは少しでもゆとりを持った授業づくりを進めていくという部分で、時数を少しでも多く取ったほうがよいと。詰め込んだり、一気に広範囲の授業を先生方が進めたり、そういうことにならないようにといった配慮で進めたところでございます。

2番（江藤理一郎君） ありがとうございます。教育長のお考え、分かりました。

しかし、授業等が遅れている中でも双方向とはなりませんが、先ほど同僚議員の話でもありましたが、ケーブルテレビを通じての先生方の授業の放映については、作成にあたった先生方の新

たなことへのチャレンジのおかげで、回を増すごとに伝え方が慣れてきている様子が伺えましたし、電子黒板を使つての授業も垣間見ることができました。特に中学校の放映では、テレビ放映としては最大限の授業をやっていただいていたのではないかと考えております。

その中で、コロナ休校中に小国小中学校へのWi-Fiの普及率及び家庭へのパソコンやタブレット、スマートフォン等の普及率について、アンケートを実施していると思いますが、その結果をお願いできますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、江藤議員がおっしゃったように5月に入りまして家庭でのアンケート調査をさせていただいております。個別の使用機器の保有率と申しますか、それについては必要であれば再度説明させていただきますけれども、結果としまして小学校のほうでは、インターネットを契約されている家庭が63%、Wi-Fiの環境がある過程が80%という結果でした。中学校につきましては、インターネットの契約をしている家庭が74%、Wi-Fi環境のある家庭が87%という形になっております。ただ、今回メールでアンケート調査をした回答としましては、小学校のほうの回答率が90%、中学校につきましては66%となっております、まだ正確な数字として先ほど言いました中学校のWi-Fi環境が87%からあと回答されていない方が少しそういった環境のない方のほうが多いのかなというの、少し考えられるところです。

ただ、これにつきましても、パソコンだったりタブレット、スマートフォン、いろいろな形で利用が可能だという、どれか1つであったり複合的に可能だということも入っておりますので、それが今度は、どれくらい通信容量として契約ができてきているのかとか、もう少し詳細な調査のほうを近いうちにやりたいと、もう一度家庭環境の調査を今度は紙ベースで少し詳しく書かないと、やっぱり難しいのかなと考えておまして、近いうちにその対応もしてまいりたいと思っております。

2番（江藤理一郎君） 第2波や第3波で再度休校になった場合には、授業の遅れの格差をなくすためにICT端末整備は必須の取組みだと思いますが、先ほど事務局長がおっしゃられたように、Wi-Fiが整っていない、インターネット環境が整っていない家庭もあります。これらの家庭の環境整備を、全児童生徒に実現するのにどのような施策をお考えでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まずは、GIGAスクールで今回一人1台の端末整備を進めさせていただきます。これが1番だと思っております。ただ、それでは家庭での双方向の遠隔授業には、それだけでは成り立ちませんので、そこについては先ほど言ったアンケート調査でどれだけ必要かというのがありますけれども、まだ予算化されていまして、今要望中という形になりますけれども、合わせてポケットWi-Fi等も準備して、そういった緊急時用として対応もできるような形、あとはできるだけ家庭環境として整備してほしいという周知、この辺も少し進めていきたいというふうに思っております。

ただ、最終的には完全にはならないと思います、やはりすぐにはですね。ですので、やはり環境のない部分については、午前中の話にもありましたように、町民センターなり学校にその子供たちが来て、授業をやるという形で対応せざるを得ないのではないかというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） では、少しGIGAスクールの方向の話をさせていただきます。時間もないので、私はICT教育を進めることに対しては、今回のコロナウイルスによる休校時のような緊急時の対応方法として、早く実現するべきだと思います。また、これまでの学校の授業は、先生が黒板に板書して、子供たちはそれを書き写すだけで手を上げて発表する子だけが授業に参加し、よく分からない子どもは取り残されておりました。しかし、ネットワークと一人1台端末の環境があれば、先生は全ての子供の回答をその場で確認し、習熟度をチェックしながら授業の速度などを調整したり、理解できている子供が少ない場合には、重点的な知識の補充もできます。このようなICTのメリットは非常にあると思いますが、片やデメリットとしましては、いつでもどこでもタブレットが使えるようになったために、ゲームばかりしていたり、YouTubeを見たりなど、心配な点が増えてくるという点。また高額な機器を壊した場合、1回なら保険でどうにかなるにせよ、2回3回の場合は誰が負担することになるのかも課題となる。3点目、それに加えて、こういったタブレットなどは日々進化する世界であり、耐用年数も含めて5年後に最新のソフトウェア等が使えるものかどうかは分かりませんし、更新ということとなると台数も多いために財政負担も大幅に増加いたします。今年度のように、国が支援できるときはいいですが、5Gも近い将来で普及した場合は、せっかく買った端末が5Gに対応できないということで全て変えなければいけなくなる可能性もあります。

以上のような点を踏まえ、コロナを受けてのGIGAスクール構想の前倒しによる義務教育全学年でのICT機器整備について、懸念材料も多々あります。このあたりは、どのように解消させていく予定でありますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もう機器の判断とかを含めたら、財政も出動していかないといけませんので、その時代その時代の町長が腹を決めて出すというような形でいくしかないような気がします。当然のように、今までと同じように国の補助金等々をしっかりと活用していきながらではありますけれども、そのタイミングが伴わない場合は、やっぱり財政出動も将来はあり得るのではないかなと思っております。これだけ、デジタルトランスフォーメーションが進んでいく世の中で、小国町だけそろえないという手は、まずないです。ですので、しっかりとそろえないといけませんけれども、同時に学校では集団生活をしていくという大前提がありますので、よりアナログに先生たちには接していただいて、子供たちに気持ちが伝わるような教育をしていただきたいなというふうに、教育行政ではありませんけれども思っ、町のほうでその端末の準備、それから情報を伝えるだけの機材整備をしっかりとさせていただく部分ではありますけれども、アナログとデジタ

ルとしっかりと両方組み合わせて、小国町の子供たちにとって良い未来が待っているようにしっかりと整備したいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） もう時間がありませんので、最後、提言だけさせていただきます。

小国の子供たちの欠点として、小中高校まで一緒の子供たちは、気心が知れていて仲が良いというのはとても良い部分だと思いますが、競争力のあまりない世界で育ったため、社会性も世界観も未熟なまま社会に放り出されます。そういった社会性や世界観を補うためには、多世代交流や多文化交流も必要な部分ではないかと、私は感じます。

全国学力日本一になった秋田県東成瀬村は、人口約2千500人の小さな村ではありますが、多世代交流や読書の習慣化に力を入れ、村営の学習塾の開設など積極的に取り組んでおります。そうすると、小国も読書の習慣化や前々から同僚議員も質問している町営塾の開設にももちろん力を入れていただきたいと思いますし、多世代交流においてはこの町には、これまで北九州市の中学生を16年間にわたり受け入れ続けてきたうるるん体験の素地があります。うるるん体験の受け入れ家庭はずっと地元で農家を続けている方もいらっしゃれば、移住して宿や農業など様々な職業をされている方々もおり、これまでに1万6千人の中学生を受け入れてきた実績がございます。多世代交流で社会性を養うには、もってこいの仕組みではないでしょうか。小国の子供のためなら受け入れ家庭もきっと協力してくださるはずです。コロナで修学旅行などの団体行動の行事も見直されてきており、遠くへ行くより近場へ行くケースが主流になると思われれます。人様の家の釜の飯を食べる、という経験を取り入れ、地域の方々から知恵や技を教わることを検討していただきたいと思います。

また、多文化交流についても、本来であれば小国と縁のある海外の学校との交換留学などができると良いのですが、コロナも終息が見えないなかにおいては、例えばSDGs未来都市で、ALL九州SDGsネットワークという共同都市があると思います。長崎県壱岐市などと海山交流ということで、お互いの地域の交換留学をすることなども、外を知って自分の地域の良さを知るという意味も踏まえて、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

以上、コロナウイルスの第2第3波に備えて、ICT機器端末の導入とGIGAスクール構想の実行、多世代交流の推進について、小国の子供たちの考える力を養う教育について質問させていただきました。終わります。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました5人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。明日の17日水曜日は4名、穴見まち子議員、大塚英博議員、松本明雄議員、熊谷博行議員の一般質問と条例及び補正予算の討論及び採決となっております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

(午後 4 時 1 5 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和2年第2回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 令和2年 6月17日(水)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 6月17日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 6月17日 午後 2時02分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 6. 17)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、皆さま、おはようございます。

外は梅雨の中休みとなっているように思います。前線の行方も気になりますが、本日は一般質問とそれから条例補正予算案の討論及び採決となっております。どうか、大所高所からの論議となるよう期待を申し上げるところでございます。

さて、本日は6月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

はじめに昨日に引き続きまして一般質問となっておりますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の質問者は、登壇順に1番目、穴見まち子議員、2番目、大塚英博議員、3番目、松本明雄議員、4番目、熊谷博行議員となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

では3番、穴見まち子議員、登壇をお願いいたします。

3番（穴見まち子君） 3番、穴見です。改めまして、皆さま、おはようございます。

私は一般質問に掲げてある保育園の建替え、それから農家への支援、林間広場の管理について、時間を限って質問したいと思っております。

最初は保育園の建替えというところですが、今回のコロナウイルスの感染を受けて、保育の現場、大変だと思っております。それから、保育園で働いてくれている保育士の皆さん、それから病院の看護師の皆さんも一緒ですけれども、本当に感謝しております。保育の面では、家庭保育の依頼もありましたけれども、やっぱり毎日休まず保育をしていただいたことにとても感謝しております。

2月から始めに3月4月5月とありましたけれども、小国町の全体の保育の人数を教えてくださいたいと思います。

保育園長（河津公子君） はい、お答えいたします。

4月1日現在の人数ということにしたいと思います。宮原保育園132名、北里保育園43名、下城保育園3名、計178名で4月1日からの運営を行っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

保育というのは一重に言いますけれども、特に女性が働くときには1歳前後から働く現場で、人材が欲しいので、保育園に預けたいと思って預けたり、例えばお腹に子供がいるときに次の仕事に復帰する場合、その計算をして町の申し込みがありますよね、11月に、それを計算をして

次の段階で入られるというところまで計算をして、申し込みをしていきます。1歳前後ですけれども、早い人は11カ月から子供はミルクではなくて食べられる状態で入りますよね。しっかりと。その理由としては働く現場が欲しがっている、働く場所がある、やっぱり生活がかかっていますので、しっかりと働くところがあり、今は核家族ですので家で見るのが難しい。ちなみに私の場合は、2人とも働いておりますけれども、今度の自粛に関して、やっぱり保育園は預けるとして小学校が2人ずっと見てきました。その日常を見ている時に学校のありがたさとか、いろんなところを経験して、やっぱり保育園が一番最初にありますけれども、その現場を私は生活研究グループの一員で年に何回か味噌の配達とか行っておりますけれども、その時に実際宮原保育園に行きます。そうすると、先生たちが一人ひとりの部屋ではなくて職員のところまでして子供さんを背負ったり、その中で食事をさせたり、やっぱり宮原保育園というのは狭いというのが一番感じていました。そして、特に今度のコロナの関係で集まり3密と言われてから一番困ったことが、現実にあるのではないかと感じておりますけれども、保育園側として感じる事をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

保育園長（河津公子君） 保育園は部屋の面積によって、それに合わせて子供たちの定数を割って、その中で保育をやっております。もちろん、広ければ広いほうがいいですけれども、今現在のところ、子供たちが遊んでいる空間の中というのは、保育室の中を例えば1部屋で10人の子供たちが10人が一緒に遊ぶわけではなく、一部屋をコーナーを作って遊んでいます。こっちの端っこは絵本を見るコーナー、こっちはままごとコーナー、こっちはブロック、粘土遊びというふうなコーナーを作って、自分が遊びたい場所で遊ぶというような、そういう計画をしながら1歳児の子供たちもその中でうまく遊ぶことができていますので、職員はそこをみかじめをするという形、一緒に遊ぶということができていますので、空間としては今のところできております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 今、先生が言われましたけれども、これから先コロナと一緒に生活する上で、やっぱり保育園というのは狭いと思っております。そこで、建替えが必要ではないかと思っておりますけれども、平成28年4月になるその前に町の公共建物として小国町の給食センターとか柔道場、プールと建替えが終わって、次の段階には保育園かなと思っていました。当時、平成28年4月というと地震がありましたので、それも遠のいて、当時は副町長がおられて執行部と一緒に開発センターの建替えが終わり現在に至っているのですが、去年の段階で保育園の建替えが上がるかなとは思っていたのですけれども、町長はそれに対して、どう思われますか。

町長（渡邊誠次君） 議員、町民の皆さまのお気持ちを代弁するような一般質問をしていただいておりますけれども、昨年6月の定例会でも他の議員の方から、時松副議長のほうから一般質問が保育園の建替えについてございました。そのときも私、答えさせていただきましたけれども、昭和61年に保育園は建設がなされております。宮原保育園はですね。約35年ぐらいの経過の

なかで、建物として35年という建物が古いのかどうかというところも検討材料に上がると思います。また、その当時は今の保育の在り方というよりも3歳、4歳、5歳ぐらいの方が中心に保育園に通っておられました。先ほど議員が言われるように、今は0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳とそういった形で部屋の数も必要になってきております。人数はさほど増えているわけではありませんけれども、やっぱり年齢に応じて部屋を分けて保育しなければならないという現状がございますので、そういった意味でも昭和61年の建物の建て方ですね、その当時の建て方と現在では、用途というかニーズが変わってきているというのが現状にあると思います。建て替えるというところでは必要などころになってきているとは思いますがけれども、現時点では例えばコロナウイルスの影響下のなかでどうしていくのかという課題を先に少し話をさせていただいているような状況でありますけれども、根本からの建替えにはまだ検討は至っていないというような状況でございます。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい、では、このままずっとしていくか。それとも保育園とかはいわゆる公共の建物ですので、将来に向けて検討をさせていただいて、国の補助だったりすると例えば金額的に大きいですがけれども3億円かかったとして1億5千万円の補助のできる補助事業がありますよね。そんな事業をしてでも今すぐにはないとしても場所がないとして、それらのことを検討する見込みはないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど、ニーズも変わってきているというお話をさせていただきました。当然ながら、建物を建設するというときには、こちらの町民センターも一緒ですけども、しっかりと財源を確保させていただいて建設をしないといけないと思っておりますので、もちろん検討が始まれば、その財源の内訳等々も非常に大切になってくるというふうに思います。

しかしながら、今の現状ですぐにというわけにはいきません。もちろん、建物を建てる場所、今の現状のままでいいのかどうかを含めまして、検討をたくさんしなければいけないところもありますので、今の現状ではコロナウイルスの影響下もありまして、少し保育園の仮設に近いような状態でもできないだろうかという検討は、実は先月からもさせていただいておりますので、進めさせていただいておりますけれども、これもまた今の臨時交付金等々の補正が完全に決まっているわけではありませんので、まだ議員の皆さまの前にお出しするわけにはいかないというような状況でございます。このコロナウイルスを乗り越える段階、それから元々の保育園自体を建て直す、これは分けて考えなければいけないと思っておりますので、もちろん考えに全くないというところではございません。保育というところの段階では、若い世代の方たちもほとんどの方たちが関わるような問題でございますので、町としてもしっかりと考えさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

将来に向けて、若い人たちが子育てしやすい環境というのは絶対必要です。そして働く場所が小国もよそから来ておられる方もいますので、やっぱり環境がないと子育てができない。そのための環境というのは町が率先して、していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に農家の支援について、というところですね。コロナウイルスに対して、飲食業の方も大変だし、旅館業、小売業も大変です。そして農家の方もコロナですけれども、何をするにしても最初植え付けがあつて収穫までするにしても、町の事業のいろんなところがあるし、この前、広報をちょうど見ていたときに中山間地域等直接支払制度の公表がありましたけれども、この中の活動実績の中に機械だったり、水路だったり維持管理がありますけれども、有害鳥獣対策というのがあります。そのなかに私も過去に質問をしたことがありますけれども、中山間のほうでどれくらいの対策として金網対策、それとソーラーですかね、それというのを1年中しているというところもあるのですけれども、今年の4月前の田の準備をするころにちょうどコロナの時期でした。資材のところに行って聞いてみると、コロナの時期で今は自粛で作っていないので、ありませんとしっかり言われたんですね。最近になってみたら、注文で整えられると言われたのですけれども、そのころから段階的に田の準備はいろいろあります。田起こしから植え付けるまで。それをしながら代掻きとかすると、やっぱり次の日にシカが入り、植え付けた段階で3日もしないうちにイノシシが入ったり、植え付けが終わった後に転げまわったりとか、町から言われているように電気の電柵とかもしているのですよね。そんなところがあつて、「ああ、これだったら秋の収穫までこぎつけるかな」というのを、今現実に感じております。町が有害鳥獣対策ですね、どのくらいの利用がありますか。金網とソーラーですね。ここ何年かの利用状況を教えていただきたいと思ひます。

産業課長（秋吉陽三君） お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度には、28の集落が取り組んでおります。このうち有害鳥獣対策の取り組みを行っているのが17集落協定で、内容といたしまして電気柵及び金網の設置による対策を実施しております。地域別に見てみますと、上田地区で電気柵による取組みが3地区、金網による取組みが3地区となっております。北里地区においては、電気柵による取組みが2地区となっております。西里地区においては、電気柵による取組みが1地区、金網による取組みが2地区となっております。また下城地区においては、4地区で金網による取組みを行っております。最後、黒淵地区では電気柵による取組みが3地区、金網による取組みが1地区となっております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

やはり、ここずっと何年か、いろんな方にも私は収穫の営業をしておりますので、「中山間地

でありますから、してもらったらどうですか」というのを西里地区やいろんなところにも行って、どのくらい増えているのかなというのを自分なりに感じているところだったので、質問したところですけども、やはり黒淵地区は津江地区が近いので金網がずっと、特に昨日か近くの方に聞いたら、やっぱり金網をしているのでシカとかは全然入ってこない。しかしながら、どういうわけかイノシシとか入らないことはなくて、しっかりしたつもりでもイノシシというのは下から、どこからと何度しても、こちらが本当に負けるくらいにすごいんですね。それでも、それ以上にしていかななくては、秋の収穫まではもたないかなというのを、本当いつも感じております。特に産業課の方は毎年、地域を見てもらって、いろんな所をせっかく中山間地がありますので、地域を見てもらっていただきたいとは思っております。

そして、小国の米は多分前回も言いましたけれども、コンビニとかで特にコシヒカリ、ヒノヒカリというのは、とても小国地区の米が人気で、今は自粛のときにお米もよく出回っているところが少なく、小国の米はないでしょうかという私のところにも依頼がありました。その中で、今はネットの時代でお米が買えるので、そんなふうな指導というのをですね。自分で出しておられる方もいますけれども、ふるさと納税とかですね、もっと範囲を広めて農家の方に指導したらどうか。町と農協と一緒にあって、指導したらどうかと思っております。お米もですけども、牛乳は農協のほうが買い入れなので農家自体はそんなにないのですけれども、1日に100キロほど学校が自粛のときに出ていたそうなので、皆さんも御存じのようにヨーグルトとかに転換して、ふるさと納税とかにいろんな所に協力いただいてできたということが、農協のセンター長がそんなふうに言っておりました。やはり、お米というのは主食ですので、学校給食の中でも米が出る、パンが出る。我が家も1週間のうちにパンも多いのですけれども、米とかもしっかり食べさせて、部活というか陸上だったりサッカーとかもしていますので、自粛中にはしっかりと私なりに自転車ですら途中で走らせたりとかですね、いろいろ子供たちのためにしてみました。でも、その米作りにかけては田の管理をしていかないと収穫ができない。去年の益城の研修があったのですけれども、そこに行ったときにやっぱり1枚5反以上あったと思います。そのときには、ウンカだったんですね。ウンカがあつてひどいなと思っておりました。去年の作付数が確か聞いたときは91だったのですけれども、収穫の営業をしていますので、そのときにも小国町にもウンカの影響が出ているところがあったんですね。その辺の指導も必要だし、イノシシ、シカというのもですね。町も産業課と一緒にあって頑張っ指導していただきたいと思っております。

それから次にいきたいと思えます。次に林間広場の管理ということですが、教育委員会が行っている管理を4月から社協へ委託したということですけども、その意図はどのようなところがあるのでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 林間広場の管理というか、施設の維持管理のことだと思えますが、社協には委託はしておりません。今回清掃について、草刈りとかですね、そういう形につ

いてはシルバー人材センターのほうの方を派遣していただいて、定期的に草刈等を行うという形で実施をしております。もともと林間広場のトイレにつきましては、社会福祉協議会、サポートセンター悠愛の利用者の方たちにトイレ清掃、あと簡単なゴミ拾いという形での委託は昨年度の途中から実施をしているという状況です。

3番（穴見まち子君） はい。林間広場は当初、熊本国体があったときに会場として整備し、現在利用されていると思います。当初は私たちが花の整備で参加して、しっかりとサポートをしてきましたけれども、現在かなりの年数もたっているし、今はホッケー会場だったんですけれども、いろんな方が利用しています。例えば、サッカーの交流試合、それから陸上の練習、グランドゴルフの試合と300歳ソフトボールとですね。いろんな方が利用しているのですけれども、よそから来られる方というのもおられますので、その方が見て、例えば草刈の状況だったり、あの中に植木があります。その手入れ等はいつも見ておかないと、例えば夜間だったり今の梅雨時期は蚊がいたりハチがいたり、ちゃんとしていかないとそこで虫によるいろんな事故があったりしたら大変なので、しっかりしたサポートをお願いしたいと思います。そしてまた、そのときに課長もちょっと聞いたんですけれども子供が利用するときには自分たちの保護者が一緒に草刈作業とかをお手伝いしたということを知っていますけれども、ホッケーも保護者の方がしたり、いろんな方がどこの方も依頼すればできると思うのですよね。経費削減のためには、そういう形でもしていただきたいし、やはり林間広場はよそから来る人もいるし、これから公園として利用するかもしれないし、いろんな方がいるし、やっぱり涼しいんですね。时期的に。行ってみて、日陰があつてとても涼しくていいかなというところで、よそからの公園、それから遠足とかですね、いろんな方も来るし、これから6月から梅雨に入り、災害があり避難場所としても利用するようになっていますけれど、今は車中泊ですかね、そんな時に利用する場ですので、しっかりとしたですね。教育委員会が主ですので、いろんな方にお声を掛けていただいて、しっかり。駐車は特に私がこの原稿を書く前に、行ってみえました。走られておられた方がいたのですけれども、やはり駐車場はきれいに広く、周りはいいんですけど、下に降りるたびにとてもこの駐車場は利用したくないと思うような感じなんですよね。しっかりそこも考えてもらって、皆さんが災害のときでも「あそこがあるから、あそこに行ったら」と思えるような状況を作っていただきたいと思いますけれども、教育長、どうでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 林間広場の管理につきまして、これまでににつきましては直接職員が行って、溝の土砂をどけたりしたこともございました。シルバー人材センターのほうにお願いするという形にはなっておりますけれども、今後とも状況につきましてはしっかりと、もちろん担当もおりますので、定期的なチェックを怠らないようにしていきたいなと思います。

それから、駐車場にも格差があるようなお話でございます。私もコロナの関係であちこち施設等を見てまわったときに、若干似たような感想も持りましたので、再度見ながら、今後どうやっ

ていくとかいったこと。ここは避難所でもございますので、先ほどおっしゃるように車中泊等も考えられる場所でございますので、見ていきたいなと思っています。ありがとうございました。

3番（穴見まち子君） 林間広場は、去年ですか、サッカーの交流試合とかでよそから多くの方が来られて、お弁当はどうだとか、そういったときに町の例えば木魂館だったり、お弁当の大量の依頼があったときに町の効果もしっかりありますので、しっかりと手入れをしていただいて、「あそこの林間広場だったら安心して使えるよね」と思えるような施設にしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。終わります。

議長（松崎俊一君） それではここで暫時休憩といたします。次の時間10時40分から行います。

（午前10時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

今回は、コロナを含んだ質問になろうかと思えます。その中で、私は今度のコロナの中で非常に勉強させられたことが3点ございます。まずそれを言ってから、本題の質問に移ると思えます。

まず最初は、コロナによって経済的に非常に被害を受けた、個人消費が落ち込んだ、そういう中で人の痛みが分かる政治、人の痛みに手を添えてあげられる政治というものが大事ということの1点と、もう1点はスピード感、瞬時における決断力、それに対する十分なデータ収集。これが非常に大事。最近、アベノマスクがちょっと遅れて配付されていますけれども、その時を逃したときには何の意味もない、このスピード感。そして、もう1点は先を見る目。これからどうなっていくだろうかという先見の目。これは非常にこれから大事になってくる。私はこの3点について学ばせていただきました。

それでは、今回も3つの質問に分けていきますけれども、まず1点目の高齢者の水道料金減免制度ということについて、まず75歳以上の方々が水道基本料金を一定数量以下の場合においては、減免をされるということでございます。そのなかで、水道料金は役場からのメーターによって換算されます。しかし、親メーターがあり、そこから子メーターに移した場合、子メーターといたしますと例えばアパートみたいなところでございます。そういうところは、個人の部屋ごとに子メーターを付けております。この子メーターにおいては、その範囲は及びません。75歳以上であっても、住民税が非課税であっても、その影響は及ばないのです、それは。これもう昔からこの制度は小国町特有の制度でございまして、非常にありがたい制度でございますけれども、今回のコロナによって75歳以上、これから増えるだろうという高齢者の1人暮らし、2人暮らしという住宅、そういうのが増えたときにおいて、この子メーターによるメーター検針というもの

が認められなければ、どんなに減免制度があっても、その利はございません。

もう1点は、住宅を退去するときに退去に対する元に戻すという復帰義務、そういうものが課されておりまして、特に畳やふすまやそういうものに対しては、今の町の規則の中では、あくまで100%退去する方が負担をしていかなければならないという状況でございまして、特にきれいであろうもったいないと思っけていても、それはそういうふうなことであるから、それはできませんということになっております。この件について確認ですけれども、建設課長のほうから、そのことについて御答弁をお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

まず、高齢者水道料金の減免の制度の話でございました。現在、75歳以上の高齢者世帯の軽減につきましては、使用水量が基本水量未満という要件も他にもありまして、町からのメーターで計量した水量でなければ、料金算定が難しいと思われております。水道メーターにつきましては、町が事業者のほうへ貸し付けているものでございまして、計量法によって検定検査に合格し、有効期限内のものを必ず使用しなければならないとされております。それ以外によって、水道料金を徴収することができませんので、町の責任で検定を取ったものや有効期限内のもので、定期的に交換等もさせていただいております。今お話のあった親メーターにつきましては、現在のところ町の契約はそのメーターまででございまして、その先については町の管理を外れております。軽減の対象ということであれば、今の状況では難しいという判断になっております。

それから、公営住宅の畳の表替え、ふすま替えなどの交換についてでございますが、入居していただく際に入居者の方々に請書というものを提出させていただいております。それには退去時の畳の表替えですとか、ふすまの張り替え等原状回復をするということを御了承いただいた上で、入居していただいております。これまでも同じ取り扱いが行われておりまして、皆さん条件を守っていただいているところでございます。資料によりますと、各市町村で若干の違いはございますが、どの市町村も原則、小国町と同じような取り扱いのところが大半でございます。この取り扱いについても、今のところ変更する予定はございません。

6番（大塚英博君） もちろん、公務員の方というのは法の番人でございまして、法律以外のことについては、それを遵守し、法律というものまた例えば条例においても、決まりにおいてはそれは守らないといけないというのが鉄則でございまして、当たり前の答弁だと思います。しかし、これから私が質問するのは、これは政治判断に委ねるわけです。条例にしても法律にしても、全て政治判断で決まっています。

先ほどの1点の部分については、これから増えるだろうという高齢者の75歳以上、これを何とかフォローしなければいけない。特にコロナ対策において住居を追われる人もたくさんおられる。その方たちは、費用負担という面においてふすまの100%替え、そして畳の100%替え、これが非常に負担がかかってくるだろうと思う。今のコロナ対策は特にそうだと思います。私は

ここで政治判断というのは、今さっき言ったような公務員の方たちの答弁だったら、私は議員はいらないと思います。それは当たり前のことなんです。しかし、何で議員がいるのかということに対しては、全ての規則、法律、全ての条例については、そこに私たちがタッチするわけなんです。そういうふうな中で今この2点については、十分判断をしていただいて、住民がどこまで考えているのか、そのところを町長をはじめ、もう1回検討していただきたい。これを私は政治判断に委ねたいと思います。

もし、町長答弁があれば。

町長（渡邊誠次君） 政治判断と言われましたけれども、今の現状から言うと水道メーターの機械のことは、今建設課長が言われたとおり責任もありますし、ガイドライン上そうなっているということは、まずは小国町の責任において町が認可しているメーター機で計測をした上でということ、この資料にもありますとおり、減免制度自体も設けてあります。ですので、一定のこの該当世帯、4つの要件を満たす世帯は水道料金の減免制度もあるということですので、それを活用していただきたいと思っております。

また、先ほどの住宅の話でございます。住宅はあくまでも町の公営住宅、低所得者向けの住宅でございます。入られるときに、先ほど建設課長が言われましたけれども、やっぱり新しい畳、新しいふすまで気持ちよく入っていただきたいという基本的な考え方がありますので、ぜひとも次の方にも同じ気持ちで入ってもらうためにも、町としての基準は、この基準を通させていただきたいと思っておりますが、住宅に入られてまた経済的に厳しい状況であるというところであれば、また町のほうでも減免制度、住宅のほうにはありますので、それも利用していただきたい旨を、今公営住宅のほうにも通知は皆さんのところにはしております。申請のほうも上がってきておりますので、ぜひとも生活困窮されている皆さんにおかれましては、町に御相談をいただきたいと思っております。

一般の住宅と公営住宅の差はそこにありまして、やはり一番最初に入ってきたときの敷金あたりを少しいただきますけれども、敷金に跳ね返したり、住宅に対しての住宅料、高く徴収することも当然できませんので、出られるときの御負担は非常に大きいのかもしれませんけれども、なかなかそれ以外の部分、住宅料を上げるわけにはいかないということで、入られるときに気持ちよく入っていただけたのであれば、次の方にもぜひその気持ちを持って同じ対応をしていただきたいという気持ちは、私のほうがございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 分かりました。この中の高森町や南小国町の中では、畳の表替えとふすまの張り替えは入居期間が短い、1年程度かつきれいな状態であれば交換の必要はないとしている。また南阿蘇村においては、ふすまに関してはきれいな状態であれば張り替えはしなくてよいとしている。西原村においては、ふすまに関してはきれいな状態であれば張り替えは必要ないとして

いる。他の町村がこういう取り組みをしているなかで、隣の南小国町と小国町というのは、非常に短い関係でございまして、入居者においてのこの違いがあからさまにあれば、私はおかしいと思います。そして、最近2020年4月から決まった民法の施行日、例えば6月に改正された民法の施行日というのが2020年4月1日にある中で、賃借人の原状回復義務の範囲に関する改正というのが行われました。そういう中で先ほどの答弁の中でも、家賃の中に入っていない、要するに減価償却そのものが家賃としては入っていないということで、安く低料金に普通の民間よりもこの住宅に対しては非常に安くなっているのは、現状はそうなんですけれども、私は目的は福祉の目的なんです、これは。福祉目的ということを考えてときには、これから先そういう方たちがたくさん出るだろうという見込みの中で、なるだけ負担軽減を図っていただきたい。私はその思いで今回も取り上げているわけでございます、このこともこれから先いろんなことに対する政治判断に入ってくるだろうと思います。

それでは、次の質問に移ります。コロナ新聞のことについて、5月24日に熊本日日新聞から報道されました。いろんな市町村においてたくさんの対策というか、独自支援策というものが打ち出されていましてけれども、この中で全住民に現金や商品券、そして子育て世帯限定支給という、極端に言うと五木村においては、600万円、800万円の持続化交付金も支給するというふうなことが、新聞にたたかれました。そういう中で、小国町においては、困窮世帯の公営住宅の家賃減免という、この部分というものは、私はコロナ支援なのかというふうに疑うくらいございます。私はスピード感を持った対処というものが非常に大事ではなかったかと思えます。そしてこの新聞が表に出ることによって、住民の方たちは小国町にはお金がないのではないかと、小国は対処していないのではないかと、他の財政調整基金を取り崩してもやっているのに、小国町においては何一つやってないじゃないかということの、いきなりこういう新聞のおかげで反応が返ってきました

私は学ばされた2つの1つ目というのが、スピード感を持った対処。これが一番大事ではなかったかなというふうに、今になって思います。あとになっての経済対策、いろいろなものに対しては、私たちも目を通して他のところに類がないすばらしい対策、支援が行われていますけれども、この初期の段階において非常にマイナスのイメージというものが出てきたのではなかろうかと思えますので、この件について町長お答えをお願いします。

町長（渡邊誠次君） これ5月23日現在と書いておりますが、臨時議会を開いていただいたのが5月8日じゃなかったかなと思います。その時点では、第1期の経済対策は町としても出しておりましたが、多分この新聞の書きようにもよると思うんですね。今、議員が言われたような形で、確かにこの部分だけ書かれると町は何もしていないのではないかとというふうな書き方をされておりますけれども、さすがに町としては全部書いてくださいとかいうことは言えていませんので、経済対策のうちの一部が書かれている状況では、受取方ではそういうふうに思われたのかも

しれません。しかしながら、町としてはもう議員の皆さまが一番お分かりになっていると思えますけれども、5月8日時点で大体4項目、そのあとも皆さまには先に御提示さし上げたように、現時点では18項目あたりの経済対策も打たせていただいておりますので、やはりここは報道も資料もいろいろな書き方によりけり、少し住民の皆さまのお気持ちは受取方によって違うのではないかなと思っております。重ねて言わせていただきますけれども、この時点では町はもう第1期の経済対策は皆さまの前に御提示は終わっているような状態だというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） よく分かっていますけれども、この新聞というものが、報道機関というものが非常に強い力を持っているので。

それでは、これに関連してコロナ関係の質問に移らせていただきます。最近、よく報道をされておりますけれどもGDP、国内総生産というのが3.4%減少すると。1月から3月期。国内の経済を改めて、非常に厳しいと。その中では、個人消費の落ち込み、生産活動、そして雇用情勢というものに対しての3項目については、非常に下方修正したという流れでございます。

そこで私は、今、町長が話した経済対策に対しての個人消費の落ち込みに対して、いろんな面に対する支援策というのは、私は十分条件だと思います。しかし、これから先必要になってくる環境整備というものが、必要条件になってきます。十分、必要条件、この2つがそろわないと昔みたいな経済活動というのはできないわけでございます。この必要条件というものは、一番大事なのは報道に惑わされず、真に本当の真実に目を向けるという姿勢というものが非常に大事になってきます。今の感染状況というものが九州圏内においては、新たに2名増えたぐらいで増えておりません。同時に、病院に入っている感染者の数というのは、急激に減っております。最近、にぎわしている東京と大阪というものの緻密なところ、そういうことについては、非常に危ない地域がたくさんあります。経済活動を伴いながらやっております。その中でも病院、そういう感染者の入院設備は充実しております。PCR検査にしても充実しております。流れはそういうふうにして、徐々に回復に向かっているわけございまして、岩手県はゼロからずっとゼロです。小国町と同じです。花巻温泉があり、平泉があり、そして小岩井乳業があり、小国のジャージー牛乳、全く同じです。感染ゼロをずっととおしたわけです。小国町も感染はゼロです。何か共通点があるはずです。そういうふうな含みを持たせて、先ほど言った環境整備。環境というものに対して瞬時のうちに対応していく。私は報道に惑わされないそういうものを身に付けてもいいのではないかと。小国町独自の判断というものが必要になってくるのではなからうか。

そういう中で、産業課長にお尋ねします。農業被害というものがあまり聞かれていませんけれども、そういう中でどういう状況であるかを、まずお答え願いたいと思います。

産業課長（秋吉陽三君） 新型コロナ感染症対策による農林業の影響ということで、販売面のほうから答えさせていきたいと思います。

農畜産物の出荷につきましては、市場等の閉鎖による出荷停止等の制限はかかっておらず、通常どおりの出荷ができております。また、野菜につきましては、主要品目を中心に全体的な価格においても、ほぼ平年並みで推移しているような状況でございます。子牛価格につきましては、褐毛和種については前年同月と比較してもほぼ同額で推移しておりまして、こちらのほうに影響はあっていないと思っております。また、黒毛和種につきましては、1月の市場価格と比較して15%の減少となっております。また、肥育牛の枝肉につきましては、1月の平均価格と比較して、褐毛和種で15%の減、黒毛で20%の減となっております。しかし大型連休明けからの国内の消費、輸出が少しずつ回復傾向にある影響で、5月の連休明けは一時枝肉の指標であるA4が2千円ぐらいにはなりましたが、若干現在、5月6月というのは枝肉の低迷期でございますので、現在は1キロ1千800円前後で推移しているような状況でございます。

また、牛乳については農家から収入と生産現場での制限は発生しておりません。販売につきましては、学校休校に伴う一部減少があったものの、4月においてはコンビニのセブンイレブンとのコラボ商品等がありまして、こちらが毎日1トンずつ出荷しましたので、助けられたような状況です。その後、緊急事態宣言後には観光施設の店舗等が閉まりまして、ヨーグルト関係、牛乳関係の販売店舗が50%ぐらい落ち込みまして、JAのほうも何とか努力をして乗り切ったような状況でした。ただ、6月からは店舗等も再開しまして通常の出荷体制が取れている状況となっております。

また、林業への影響につきましては、中国への丸太輸出の貿易停滞の影響で住宅産業が停滞し、木材需要の減少等により木材価格が低下しております。小国町森林組合の共販の平均単価でも5月に9千348円、6月9千510円と1万円を切る状況となっております。ただ、現状は小国町森林組合が特約販売等で単価の安定化を図っておりますが、今後も木材価格の動向については注視していくことが必要と考えております。それに伴いまして、森林作業を実施している一人親方については、コロナの影響による現場調整や発注調整は行っておりません。現在は6月に入っておりますので、下刈り作業、除伐の現場を着手しておりますので、作業が停止している状況はありません。

以上です。

6番（大塚英博君） 情報課長のほうにも、これから先の方向づけというか、コロナ対策に対する方向付けというか、私が言ったように必要十分条件の中の必要条件、環境整備という点について、簡単にお答え願いたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

コロナウィズ後の今後の観光業についての対策、方向性ということですが、まず昨日も他の議員からのやり取りでもありましたけれども、まず第2波が発生するということについて、国自体も、世界的または国家的にも危機管理が求められているということで、第2波は必ずやっ

てくるという予測の下で、半ばそれが常識としての対応策を求められているというような状況でございます。まずは、自分たちでできること、そして商工業者として経済と感染予防の折り合いをつけながら、経済活動を続けていかなければならないというふうに思っております。特に、今回の場合はガイドラインを示されるのが国、県とも少しはっきり分からなかったという経過が末端市町村では感じておりますので、この第2波が発生した場合には、やはり国県についてはまた明確なガイドラインが出てくるものと信じておまして、このガイドラインを確認しながら予防策等も末端まで浸透しながら、進行策と合わせながら必要に応じて国家レベルのコロナ感染症でございますので、まずは支援は国のほうからお願いしてもらいたいと。その上で必要性があれば、また町のほうで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） 今、ガイドラインと言いましたけれども、政府の専門家会議というものについてのガイドライン、3密回避の工夫例示というものもございまして、刻々と変化をしている中で、小国町においては独自に判断をしていってもいいのではないかというふうに、私は思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。私は先見を見る目というのが非常に大事になってくると思います。今回のコロナ対策に対する経済支援というものの金融支援というものは、計り知れないものがございます。国は200兆円ものお金を費やしてでも何とか底上げをしようと考えています。特に自治体においては決して見逃しているわけではございません。自治体そのものはなくなっては困る。そういう中で国は自治体における生き残りという中で、かなりの支援策というもの、金融支援というもの、これをこれから先は打ち出してくると、私は考えています。

私はそこで考えているのは、小国公立病院の問題でございます。コロナウイルスというものが北里柴三郎と何が因果あるのか、私はここに何か引っかかるものがございます。何年か後に1千円札になる北里柴三郎、これと同時にコロナウイルスという北里柴三郎、そして病院、ジフテリアの関係とか破傷風菌の血清療法、要するに抗原抗体反応という中で目を付けて、免疫という抗体を注射することによって早い段階で患者を救うというやり方、ワクチンを待たずにして、病気にかかって回復した人たちの血清療法を取って、それを免疫として打っていくというやり方。まさに、ワクチンがない時代においては、非常に先駆的な、先駆的な開発だったと思います。この小国町というものが北里柴三郎の生誕の地、同時に小国公立病院というものが位置付けてあれば、私は小国公立病院というものは生き残るためには新築以外に方法はないと思います。特に新築ということになってくると、非常に問題があるかもしれませんが、国は今度の景気を起点に、要するにその地方においた医療設備というものの充実を図っていきます。これほど条件が整っている町はないのです。新しい公立病院の建設に向けて、そしてこれから発行するだろう千

円札というものが全国に普及する、そういうものに目を向けて私は願ってもない、これから先、地方自治体が生き残る一つの糧になること、私は思っております。これを私の希望ではなく、この判断は皆さんの判断でございまして、これを一つ投げかけて今回の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。次の会議 11 時 20 分から。ちょっと短いですが、お願いします。

（午前 11 時 12 分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

議長（松崎俊一君） 8 番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8 番（松本明雄君） 8 番です。

今まで 7 名の方がいろいろな質問をされました。やはり、議員の思いは十人十色いろいろあります。それでも、僕が思っているのと違う部分もありますけれども、今後、町長もなられてまだ 1 年です。今、大塚議員も言われましたけれども、僕も町長も商売人の息子として生まれました。そして、いかにお金の大切さも分かると思います。お金の大変さも分かると思います。ですから、今からやはりお金が生む町。前からも言っていましたとおり、一般質問ではふるさと納税をいかに取ってきてくれないだろうかという話は、前の町長のときからしていました。今度、頑張るということですので、どれだけ取ってくるのか期待しながら見ていきたいと思います。

このコロナウイルスは本当に出てきてはもらいたくなかったです。あの国から発生しまして、世界各国、本当相当な打撃を受けております。特にヨーロッパ、アメリカ、中南米、大変なことです。東アジアのほうは多い、多いといったものの、スペイン風邪に比べれば今のところは安心できる部分ではありますが、ここでまだ 2 次、3 次あるかもしれません。コロナがあつてから、すぐいろいろな情報を集めました。どうしたら、これを防げるだろうか。一般の僕たちでも考えます。どうしたら死ななくて済むのだろうかという最初は恐怖心からでしたけれども、昨日のニュースを見ていると、国内のワクチンができるのは早くても年明け、それまではやっぱり 2 次、3 次を防がなければ、もうこの経済はもたないと思いますので、それを祈りつつやっていただきたいと思います。40 年前に、昔はウイルスと言っていませんでしたけれども、細菌を題材とした映画があつていました。これを封じ込めるためには列車ごとですね。他のところに出すわけにはいきませんので、列車にその人たちを閉じ込めて、その菌を出さないようにしたと。残酷な映画でしたけれども、これを見たのを思い出したところでした。ですから、うちも災害の多いところで、水も心配しないといけない、この前はやっとな地震でこういうきれいな町民ホールまで造っていただきましたけれども、それに今度はコロナ禍と。なかなか先が見えませんが、

皆さん、執行部の方も頑張っていたきたいと思います。

今さっきから言われたとおり、南小国町はうちから4キロしか離れておりません。それですぐ比較のところを持ってこられます。産山村もそうです。そして高森町も阿蘇郡内ではいろんな施策を早くしたから、小国町は何をしているのだろうかとか。いろいろ、町長も言われたかもしれませんが、我々議員もいろいろ言われました。皆さん、知恵を出しながら今やっております。今後、スピーディーに町長判断を僕たちはお願いするしかありませんので、判断は最終的には町民の生命・財産を守るのは町長です。それで間違った判断をされると、またそこで大変でしょうけれども、やっぱり判断をしながら前に進めていただきたいと思います。僕らも期待しながら見ていますので、頑張っていたきたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。そしてもう1つですね。入る前に。人間のウイルスはいいのですけれども、このコロナが終わったらアフリカ豚コレラ、これが本当に韓国まで来ています。今の豚コレラより非常に厳しいです。うちも今度はまた新しく養豚場が来ますので、イノブタができない仕組みにはしてあるそうです。ですけど、最近は厳しいですので、その辺もやっていただきたいと思います。そして、同僚議員が口蹄疫の話もされました。これはもう発生して10年になりますけれども、うちも家畜というか牛、特に赤牛、黒牛、ジャージーがいます。ですから、これにうつってしまうと殺処分しかありません。人間みたいに悠長にワクチンを作って待ちましょと、そういうことはできませんので、こういう家畜にうつる前の話も、次にはしていきたいと思います。

そして、農作物にまた影響があるツマアカスズメバチ。これは、今日は産業課のほうからもらってきました。これも今後、今対馬まで、北九州にも少し入っていると思いますけど、これはミツバチを攻撃します。ミツバチも食べますので、今後、受粉ができなくなると作物はできませんので、この辺のこともまた逐次やっていきたいと思います。

そしてもう1つは、今大問題になっているのがバッタです。世界のニュースを見ると分かりますけれども、今パキスタンで相当増えています。綿花とか小麦を喰われて、軍まで要請してバッタを処分していますけれども、なかなかできない状態です。これは風に乗れば、150キロメートル飛ぶそうですので、そのうちに来るかもしれませんので、その辺のことは国に任せながらも、頭の片隅に入れておきたいと思います。

それともう1つは。まあ、いいです。これは次にコロナのことが終息しましてから、質問していきたいと思います。

それでは、質問に応じてやっていきたいと思います。今度のコロナの影響で、町外の学校に行かれる方が多くいらっしゃると思います。それで、大学側のほうからお金を支給するところもありますし、育英資金を借りているところもあります。政策金融公庫もお金を貸すようなところになっておりますが、我が町も平成6年に教育資金をお貸しするような施策をやっております。そ

れで、今コロナウイルスによって、お金を借りられる方に対する猶予期間というか、いろんなことを伸ばしていかれると思いますけれども、その辺の施策のほうをお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 議員おっしゃったように、平成6年から小国町では奨学金の貸与制度を設けて実施しております。現在、小国町の奨学金を借りて返済している方、この方たちに対しましては、教育委員会のほうから直接新型コロナウイルス感染等によって、経済的な影響がないかというのを確認させていただいております。返済されている方の人数も限られておりますので、全体的な周知ではなく、個別にお話をさせていただいて、そういう場合があれば御相談くださいということで、町としては猶予制度を設けておりますので、そういった対応をやっていきたいと考えております。

8番（松本明雄君） うちの町は子育て世帯には手厚い補助をされていますので、奨学金を借りて行かれているところがあれば、その辺もほかの町村と見ながら、せっかく学ばれていろんなところに羽ばたいていってもらいたいと思いますので、その辺は普通の町より緩和させていってもらいたいと思います。奨学金制度もずっとしていますけれども、ここ数年の申し込みの状況とか、今年度コロナが流行ってから申し込みがあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず、この奨学金制度の申し込み状況といえますか、これまでの状況ということで説明させていただきます。平成6年にこの制度が制定されまして、まず大きく2つに分けさせてもらいました。平成6年から平成17年、12年間ですけれども、この間には延べ90の方が利用をされております。年に平均しますと7.5人。その後の15年間になります。こちらでは延べ12の方が利用してございまして、平均しますと年に0.8人ということで、特に平成24年度以降につきましては、平成26年と令和元年度、この2年度に1人ずつの利用ということで、当初から見ますと、かなり利用する方も減ってきております。今年度につきましては、基本的には4月にいったん申し込みの受け付けを終了して審査会を開いて、審査するという流れですけれども、申し込みはあっておりません。これにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症により、家庭環境の影響があって、変化したという家庭もあるかもしれないということで、今回の広報にも掲載させていただきましたけれども、申し込み期間を延長しております。7月まで。最終的には随時申し込みは受け付けたいというふうに考えておりますけれども、一旦そこでの周知をさせていただいております。

流れとしては、年々減ってきている状況のなかには、やはり大学への進学率も伸びてきたというようなことも考えられます。保護者の方々もそういった形で早めの積み立てであったりとか、そういった備えをしている方もおられると思いますし、奨学金制度は小国町だけでなく、熊本県であったり日本学生支援機構、そのあたりも制度を創設しておりますので、そういった形での利用もあっているのではないかと考えているところです。

8番（松本明雄君） 奨学金制度ですね、熊本県下、いろんなどころもされていると思います。全部調べていくのも大変でしょうけど、やはり近辺、阿蘇郡市の状況はどのようになっているのか。うちとの金額の格差というのはないのかお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 阿蘇郡市の7市町村につきましては、確認させていただきました。まず、この奨学金制度がないところが2村あります。そのほかの市町村につきましては、小国町とほぼ同様の制度が設けられているところです。

ちなみにですが、高校生の場合、小国町は月額1万2千円。これがほかの市町村につきましては、2万円から1万円の間で設けられております。大学生につきましては、小国町は月額4万5千円ということですが、ほかの市町村につきましては3万円から2万5千円の額で定められているということです。

また、償還期間につきましても、ほとんど6年から12年で、保証人につきましても全ての市町村が2人必要になっております。また、ほかの市町村では保証人に対しても条件を付しているというような自治体もあるようです。

8番（松本明雄君） 今、最後に話された、今回も同僚議員が町営住宅の件に保証人のことを話していたと思いますけれども、保証人というとなかなか頼みに行くのも頼みにくいか、その方が払わないわけではないのですけれども、払うときに最終的には保証人の人が払わなければならないと、それは義務としてあるとは思うのですが、今後借りやすくするためにも、保証人の検討をしていただきたいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 保証人の件につきましては、奨学金の利用を断念する、または保証人が見つからないので困っているというような相談は、申し込み件数も少ないものですから、そういった相談はここ数年受けている状況にはありません。現時点では、利用者と保証人確保等の関係で利用を申し込まないといったような状況ではないのかなというふうには思っているところです。

それから、奨学金の返済につきましては、小国町の場合、多くの奨学生の方たちがきちっと償還計画に基づいて償還をしていただいております。ただ、なかには返済が滞ったりしたことも実際にあります。このようなときに教育委員会としましては、返済する奨学生がやはり卒業後遠方において、なかなかコンタクトが取りづらいか、相談も応じてもらえないというような状況のときに、やはりそういった保証人の方々を通して、まずは相談。その当事者との間に入ってもらうためにも、保証人といった形でいていただきたいと。そういったケースがたまにあるということなので、そういった分を含めて教育委員会としましては、やはり保証人としてはぜひお願いしたいというふうに思っているところです。

8番（松本明雄君） 規則は規則です。ですけど、今般のコロナは本当に親の方の仕事がなくなれば一番しわ寄せが来るのは弱い方に来ますので、柔軟に対応をしていただきたいと思います。

それで、町長に一つお願いがあるのですが、小国公立病院は看護師の制度があります。それは返済しなくてもいいということですが、役場内にもなかなか専門職の方を入れるのが大変な事態になっておりますので、建築士や法律を学んだ方や無理かもしれませんが。電気とかコンピューター関係、保育士、そのあたりの方々にお金をお貸しして、看護師制度と一緒にですね、何年かの役場に来ていただいて、そういうことが将来できれば優秀な人材、専門職が本当に足りませんので、そういうことをしたらどうだろうかという気持ちもあって、こういう質問をさせていただきました。どう思いでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御提案、ありがとうございます。公立病院ですね、この制度を利用させていただいて、確かに看護師が今少しずつ増えてきているような状況でございます。状況的には厳しいといえども、前に比べると随分と人材も、公立病院そろってきているような状況でございます。

それから、町の状況におかれましても専門職が本当に今厳しい状態です。熊本県内においても、同様に市町村、それから県においても同じようなことを皆さん口にされます。その状況の中で、人材の確保については議員が言われるとおりに、様々な手段を講じて今からも話していかなければならないというふうに思いますので、執行部としてもしっかりと受け止めさせていただいて、考慮させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 僕も病院議会はずっといますので、最初はこれをつくったときに使われる方が本当に少なかったです。今は、毎年3名の方が使われております。これで小国町のほうに定着していただければ非常に助かりますので、今後、病院のことも皆さんいろいろ質問されてきましたけれども、やっぱり看護師不足、薬剤師、医師不足、この辺も考えながら、うちの役場のなかにも専門職の方に入ってきていただいて、専門的なところから少しずつ見ていただいて、そうするとまた仕事をする範囲も変わってくると思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次の質問は、コロナ関係の質問ではありますが、高齢者の買い物支援についてです。その前に、情報課長に1つ質問をさせていただきます。今回のコロナで、いろんな施設が閉まっておりました。それで、特にゆうステーション近辺に来られる、本当はそういうところまで来なくて、家でじっとしていただきたいところはあるのですけれども、やむを得ず出てきている方もいらっしゃいます。それで非常にトイレ問題で情報課のほうにも苦情が相当いったと思いますけれども、今後、そういうところを閉めるときにトイレだけは特に、小国町ではどこが使われますということを出すと、そこに集中すると思ひますから、今後どこも使われないという徹底した情報を流していただきたいと思ひます。どのようにお考えでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

確かに、指定管理者をはじめ主要な観光施設を閉鎖するにあたって、どうしてもトイレについ

でも観光客が利用するというので、これについてはコロナ対策本部のほうでも議論を何度もしまして、最終的にはトイレを封鎖するべきと言う判断の下でゆうステーションのほうもトイレを封鎖したという経緯があります。その際に、確かに観光客の方からも一般的な道の駅には駐車場とトイレが使えるものと訪れた際に使えないということで、多少うちのほうにも苦情が入ったりとか、近隣の店舗にもその影響が出たということで、ゴールデンウィーク中ですけれども、そういう事情はありました。その際にも基本的なスタンスとして、やはり感染症を出さない持ち込まないということが一番でございますので、そこは徹底していききたいということで、対策本部の中でもそういう話を確認させていただいて、できるだけ近隣の商店街の方たちの理解を求めながら、今後こういう状態が起きたときには、徹底していききたいというふうには思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 本題のほうに入ります。今年度予算で商工会のほうから、この買い物支援に対する調査費用の予算が上がっていたと思いますけれども、町のほうは今回はつけていただけませんでしたので、本当は金額的にも50万円ということですので、調査しながらやっていたら南小国町みたいなきよら郷にするのがいいのか、都城みたいに車と人も町がお金を出す、そしてそれをするのがいいのか、そうなるほとんど全部赤字になってしまいますので、なかなか財政難の折にはもうちょっと知恵を出しながら、商工会のほうも知恵を出していきたいと言っていますので、その辺の予算をつけていくならスピーディーにいけば来年からもできたのではないかと思いますけれども、町長のお考えを。

町長（渡邊誠次君） 昨年12月あたりから、商工会と話をさせていただきました。その状況の中では、まず調査ということで50万円という費用はつけなかったというのは、議員がおっしゃるとおりです。しかしながら昨年もそうでございますが、私が議長をさせていただいた時代にも、この買い物支援の部分でお話も前執行部とさせていただいたような状況もあります。政策課の中では買い物支援の部分でも案がかなり出ておりましたけれども、当時からやはり議員がおっしゃるように、非常に赤字が多いところの部分が難点でございました。まずは、その時点で昨年の3月までの時点でございますけれども、今年度は政策課の中では公共交通のほうをしっかりとまずは考えさせていただきたいという順番がございましたので、まずは公共交通を中心に今でも話を進めているところでございます。

しかしながら、議員が今回一般質問をされるということでもありましたので、もう1回執行部内でも検討をさせていただいて、私のほうとしては、まずは今年度といいますかできるだけ早急にといいところではありますけれども、このコロナウイルスに対しての影響も非常に大きいと思われまますので、まずは社協、そして商工会と町、それからひょっとしたら一般の商店も入っていただくかもしれませんけれども、まずは少し範囲を広めさせていただいて、どの仕組みがいいのか。一番有名なのは、徳島のほうでされている方が有名なのかもしれませんけれども、その部

分も含めて町として買い物支援、どこまでやれるのか、というところの原点からスタートさせて
いただきたいなと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 僕が言うところまで言ってしまいましたけれども、僕が次に言いたかったのは、商工会を含めて、福祉課、情報課、商店街、その辺で話をしながらやっていただきたいと思
っていました。そして1ついいのは、今度の場合、コロナがあった場合でも福祉課なんかは元気
クラブなんか持っていますし、いろんなところに出先機関、今のところは閉めていますよ。けれ
ど、そういうところにも一括して持って行って、その商品の弁当なんかを売るとか、そういうこ
ともできるのではないかと、可能性として言っているだけです。

それで今後、年寄りの見回りも兼ねて、こういうのをしたらどうかと思っています。今のとこ
ろは郵便局とは提携して、高齢者の見守りをしていると思います。そして、社協のほうはひなた
ぼっこの弁当を持って行きながら、安否確認をされていると思いますけれども、今後どういう方
向がいいのか、専門的なところから福祉課長にお聞きしたいと思います。

福祉課長（生田敬二君） 今、町長のほうが答弁をされましたように、今後また調査を含めた検討
を続けていくということでございます。福祉課のほうとしましても、買い物につきましては交通
手段を持たない買い物弱者への支援と見守りを含めた支援というところで、今年の1月から2月
にかけて、元気クラブ、サロン等に参加している高齢者の方にアンケート調査も行っており
ます。数字的には今日は申し上げませんが、その結果を踏まえて現状としては介護保険事
業の中での地域支援事業の中での買い物代行のサービスであるとか、またボランティアのお助け
隊、そういった方、今議員も言われましたようにひなたぼっこでの見守りとか、そういったと
ころも含めまして、困られている方、負担感のある方もおられるかもしれませんけれども、そう
いう見守りも含めたところで何とか買いものをされているのではないかと認識はしておいま
した。ただ、近い将来を考えたときに、今後高齢化率の上昇であるとか、高齢者の中での年齢構成
がさらに高くなっていくという状況、また今支え手の方あたりも高齢化して、非常にそこら辺の
介護関係の職員も含めて人員の不足が深刻化するというふうに認識をしております。今、町長が
言われたような形で、公共と民間の役割分担等も含めて、町内の小売店や現行の交通機関等も社
協、商工会あたりも含めて、今後は調査のほうから検討を進めていきたいというふうに考えてお
ります。

以上でございます。

8番（松本明雄君） コロナ、コロナで3密がいけないとかいう話がどんどん出ていましたので、
食料品は絶対生きていけば必要なところですが、高齢者の方が移らないようにするためにも、密
をつくらないためにも、こういう方式がいいのではないかと思いますので、来年に向けて。来年
に向けてというスピーディーではないかもしれませんが、一步一步前に進んで良い方向

でやっていただきたいと思います。

あとは町長にお願いなのですけれども、今課長も新しくなって、いろいろ大変です。それでやっぱり指導は総務課長がすると思いますけれども、今後いろんな所で課長も大変ですので、一番最高責任者ですので、責任あるところで指導しながら、ちゃんと見守って養護しながらやっていただきたいと思います。全部の責任は町長ですので、そこはちゃんと心のなかに秘めて、やっていただきたいと思います。町長になったのは、町民の生命と財産を守るためになったと思いますので、そこだけは忘れずに、どうしたらいいのか考えながらやっていただきたいと思います。

これで終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。次、午後の会議は13時から行います。

（午前11時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 一般質問、最後になりました。1番から8番まで、ほとんどの方がコロナについての質問がありましたが、私はコロナという言葉を出すまいと思っていましたが、もう出しました。質問内容にはコロナは含まれていませんが私も一言申して、コロナの一番流行っている頃に、町民からいろいろ電話等いただき、対策本部にいきなり電話をして、もうその時に総務課長が対応だったのですが、もうすぐしていただいて、ものすごく私の株が上がったというか、大変ありがとうございました。これだけは、御礼申し上げます。

それでは、通告どおりに質問いたします。今回で最後になると思います。ゆうステーション周辺整備工事についてですが、前年度末で工事のほうも駐車場の舗装、追加工事の休憩場付近の整備工事、4月より供用開始されましたが、間もなくコロナ感染による施設封鎖ということになりましたが、前回特別委員会も発足されましたが、そのときから懸念されていたモデル住宅というのが残っていると思います。これについて、今後の考えを分かりやすく説明してください。

情報課長（村上弘雄君） 答弁させていただきます。

ゆうステーションの周辺の工事、特にモデル住宅についての今後ということですが、御存じのとおり平成26年に重点道の駅の選定を受けております。平成29年、30年の時期に社会資本整備交付金を活用しまして、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、駐車場の造成と拡張工事、それからトイレの解体と新設トイレの整備、それから周辺の整備ということで、令和元年度まで実施しております。

それから御指摘のモデル住宅につきましてですが、建設予定地については過去にいろいろ検討した結果がございます。最終的に新設した屋外トイレの横の河川側駐車場で方針としては決定しております。基本構想としては、2階建ての木造建築で考えておりますが、実際、実施設計及び

本体工事の発注等につきましては、補助事業の採択に向けて県との協議をやっていくということで予定しておりました。しかし、現在6月までは県との協議はコロナの関連もありましてできておりませんので、これからまたこの件については、できるだけ早く県との協議をし、早ければ年内、遅くともできれば令和3年度までには財源を見付けまして、モデル住宅の建設をやっていきたいと考えております。

当初の重点道の駅の選定の背景には、このメニューが最終的な全体計画の完了という位置付けがございますので、モデル住宅が完成した時点で全体の重点道の駅の整備計画が終了するというような認識でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今のお話の内容では、もしかしたら令和2年度ではできないかもしれないという答えだったようですが、ということはまだゆうステーションが完全に完成をしないということになると思いますが、最高に伸びても令和3年度には終わるというふうに認識してよろしいですか。

情報課長（村上弘雄君） はい、農水省の補助金を予定しておりまして、県の協議を受けて裏付けができた時点で、今言ったような令和3年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

9番（熊谷博行君） 令和3年度に完成するのですか。

情報課長（村上弘雄君） 県との協議につきましては、本年度中からスタートしますけれども、補助の採択の条件次第では年度をまたがるというようなことで、令和3年度までには現場の建築まで持っていきたいと考えております。

9番（熊谷博行君） 全員が委員だったのですが、委員長と副委員長がいませんが、モデル住宅だけは一般財源を使ってでもするというのが、はじめの説明の中にあっていたのではなかろうかと記憶していますが、補助をもらってできればこれが一番この上ないと思います。モデル住宅が1年早くできようと思えば、あれを見て欲しいなという方はいるかもしれないけど、できれば補助をもらってつくっていただきたほうが、よろしいかと思えます。私のほうはそちらのほうで進めていっていただきたいと思いますが、どうですか。

情報課長（村上弘雄君） 過去の経緯の中で、「一般財源でも」という話があったということで、今お聞きしましたけれども、重点道の駅のそもそもの背景が、国土交通省の指定を受けるということが前提であります。この重点道の駅の指定を受けた際には、国土交通省だけに限らず各省庁の財政的な支援というのが位置付けられておりますので、ぜひ、その財政的な支援も活用しながら実施していきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） ぜひ頑張って確保していただいて、早い完成を待っております。ゆうステーションの周辺整備工事はこれで終わります。完成してもしませんのでよろしくお願いいたします。

次はICT環境の整備について質問いたしますが、昨年、一昨年とNTT西日本の福岡であった研修に議員全員ではなかったのですが参加しております。年々、内容も変わって本当についていけないぐらいのスピードで世の中が進んでいます。町でも何月だったですかね、電子マネーの説明会をNTT西日本が来てありましたが、驚いたのが御婦人の方が多数おいでだったというのがですね。ということは、みんな電子マネーには興味があるんだなというのを実感した次第でございます。私は5Gのほうをしっかりと聞こうかなと思って行ったのですが、多分、ほかの参加者の方は電子マネーがメインだったと思います。私は途中で退場したのですが、帰りにアンケート等があったと思います。そのアンケートの内容がもしあれば教えてほしいし、NTT西日本が持って帰ったのならばしょうがないだろうし、説明会に来られた人たちがどういうふう感じ取ったのかを率直に聞きたかったのですが、いかがですか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

ICTの研修会につきましては、幾度となくやっているみたいですが、今議員がおっしゃった部分については、ちょうど電子マネーの消費税8から10に上がることを受けての電子マネーによる還付ということで、ちょっとお得感があるということで住民向けに説明会をNTTの協力のもとで実施したものだと思います。この際は、その背景がございまして、ちょっと御婦人の方たちが多かったということもあると思います。確認しましたら、NTTまた町のほうの確認ですが、アンケートはその際は取っておりませんでしたので、今後、この参加者の方々のニーズを把握するためにも、アンケートを取っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 残念だったですね。それはもうアンケートがないというのは。議員では西田議員も参加していたと思います。ですが、かなりの御婦人の方が参加されていて、ものすごくそういうものに興味のある方がいるんだなということに感銘しました。今後ももっとすれば、電子マネーだけで世の中が終わるわけではないのですが、そのあたりからICTがどんどん広がっていくと思います。もっと内容のある定期研修会ではないのですが説明会とかそういうのを催してほしいと思います。

情報課長にお尋ねですが、課長、ITとICTの使い方は御理解していますか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

ICTとITの意味合いと使い方についてですけど、一般的に意味合いとしては同じ意味を指していると認識しておりますが、詳細にわたってはまずITという意味で言いますとコンピュータの関連技術そのもののことを指していると認識しております。あと、ICTということでCが入ることによって、これコミュニケーションという言葉が間に入ってくるわけですけど、医療や教育などの技術的な活用の部分の意味合いが入ってくるというふうに認識しております。国際的な認知度からいくと、現在ITよりもICTのほうに認知度が動いているというような情報も確

認しております。

また国のほうでは総務省と経産省によって使い分けがあっているみたいで、管轄する省庁の違いでITということを使っているのが経産省、それからICTということを使っているのが総務省ということで、それぞれの名称を利用しているというような背景もございます。この部分は通信業務関係で総務省のほうで管轄するというのもあってICTという言葉を使っているというような認識でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 100点満点と思います。

議員の研修も大事ですが、職員のそういった研修が行われているのか、お聞きしたいのですが。
情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

これまでICT関係、IOT関係様々な場面で民間の方、それから行政、そして議員も含めて研修の場を設けさせていただいております。まずは知っていただくことが一番ということで、そういう場を設けておりますけれども、今回のコロナ禍におきまして、より急速にリモートということで地域情報化の取組みというのが注目されております。今回のコロナ禍においてもそうですが、地域住民、行政、企業、あらゆる分野でこのICT、IOTを使った活用というのがこれから先の地域課題を解決するための一つのツールということで、期待がされているというふうに思っております。

また、5Gの国自体の動向もオリンピックを起点として5年間の間で全国の50%は5Gを整備していきたいという国の方針もございますので、そういう意味でもこのIOTについての推進というのは加速化していくのではなかろうかと思っています。

また、小国町では光ファイバーの整備を平成22年に実施しておりまして、ほぼ10年たっております。そういうことで現在、光関係の維持また更新についてもかなりの額は経費としてかさんでおりますけれども、引き続きこの地域情報化の計画についても必要性を感じておりますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私の質問は、職員がICTについて研修会とかそういう所に参加していますかという質問ですので、新しい課長ですので、分からないと思います。総務課長にお願いします。

総務課長（小田宣義君） 実際のICT、町とよそをつなぐような研修は、今のところ行っておりません。それはなぜかと申しますと、町は管理する情報が個人情報のかたまりでございます。なかなか家にもその情報は持ち出すことは今は厳しい状況でございます。そこらあたりが、クリアできれば、また個別の研修会等も開きたいと思っておりますけれども、あとICTにつきましては、各課各課でそれを利用した生活の支援等の研修は各課等では行っていると思っておりますけれども、町自体でICTの研修というのは今現在はまだ直接は行っていません。

以上です。

9番（熊谷博行君） 議員に研修会で理解してもらう前に、やっぱり執行部のほうが私たちが研修に行くようなものに先に行って、こういうのはどうですかというのを提案するとか、それがおかしいといえば、私たちが提案して進めていくのか、どっちがいいのかお聞きしたいのですが。誰でもいいです。町長でもいいです。

町長（渡邊誠次君） お答えさせていただきます。

今、総務課長、全体的な研修はないというふうにおっしゃいましたけれども、必要に駆られて当然ですけれども、今ICT化、全体的になされています。特に教育委員会なんかは毎回毎回GIGAスクール構想のことをお話されていますけれども、この基本的にあるのはICT化がなされているために、そっちに動かざるを得ないというところもありますし、今から迎えていくであろう5Gの世界がありますが、そこに至ってもしっかりと準備をしなければならないというところから、研修というよりも担当としては理解をしていかなければならないところもありますので、しっかりとここにいる課長たちはみんな、それは心にとめていていると思います。しかしながら、やはり職員が今役場におられますけれども、その中でもICTが得意な人と不得意な人とおられます。逆に言えば、町民の前に立っていろいろお話をされる方、それから事務的に能力に優れている方、それぞれ適材適所、いろいろなお仕事をされていると思います。しかしながら、今からいろいろな事業を進めていく上では、ICTは避けて通れない部分もあると思いますので、これからは全体的に総じてではありますけれども、そういうふうな理解力だったり技術力だったりというの、必要になってくると思います。できるだけ小国町、田舎のほうではありますけれども、それを乗り越えるためにもICT化は全体的な方向では進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 分かりました。

私たちが提案していきたいし、何かいいものがあれば、執行部のほうからも議会のほうに挙げていただければ、じゃないとまず進まないと思います。そういうものをお互い共有して進めていったらいいと思います。

今回、この質問は誰が応えるのか通告をしていなかったかもしれませんので、答えられない場合はいいです。今回、コロナ感染により小中学校にタブレットが全生徒数、導入が可能になりましたが、日本のオンライン授業というのは世界でも最下位なんです。コロナ感染後、わずか5%程度しか普及していないというのが統計上、出ております。オンライン授業が進まない理由が、パソコンがない、インターネット環境が整っていないのが理由で書いていましたが、小国の場合はタブレットはそろえます。タブレットをどのように利用して、どのようなものをするのか、分かる方だけでもいいですので、お答えください。

町長（渡邊誠次君） 詳しいところは、当然教育委員会のほうからお答えがあるかもしれませんが、私の方は今年度の12月の時点から教育委員会にICT化を進めていただきたい旨をずっと方針を進めさせていただいておりました。コロナウイルスで臨時交付金がついたので、GIGAスクール構想に拍車がかかったという点は大きいかもしれませんが、3月の時点で教育委員会とずっと話をさせていただいた時点で、できれば今年80台は確か端末をそろえるのが決まっていたような気がしますけれども、全校生徒にわたってもチャンスがあれば、全生徒に端末がまずはわたるようにしていただきたいというふうな話をさせていただいておりました。もう一つ大事なところは、情報の端末がそろっても通信網がそろっていないと、やっぱり届かないというところではありますので、昨日の一般質問の話でも出ていたとは思いますが、少し途中で走っていきながらそろえていくという方法も必要というふうに昨日も出ておりましたけれども、通信網がないところは、まずは一旦学校に来てダウンロードして、持って帰ってそれを使っただくというような方法もあるのではないかという点から、まずは電子黒板、それから情報の通信網をそろえる前に端末をまずそろえて、アプリを入れていただいて、そのあとで情報の通信網に着手していくような方法も一つあるのではないかと、このころで、初期の時点では検討させていただいたというのが3月の時点です。コロナウイルスの影響がありまして、今回GIGAスクール構想に新たに町独自の端末の機器をそろえるというところをスタートさせたのは、そういう理由がありましたので、第2期の経済対策にも盛り込ませていただいたというのが、現時点です。

以上です。

9番（熊谷博行君） もう一つだけ。タブレットを持って帰って、何の勉強をするのか教えていただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） これも3月の時点でのお話をさせていただきます。3月までの時点で、子供たちには1、2、3年生、小学生の方に持って帰っていただいてというところでは、実はありません。できるだけ、小学生の最初の時点では慣れていただくというところで、学校で主に触っていただけるのではないかと、このころで、ただキーボード等は大人になれば扱わなければいけない世の中が待っております。ですので、タブレットというよりもできればキーボードのついたタブレットというところでも検討を実はしております。4、5、6年生になりますと、できれば勉強意欲を高めるためにもタブレットを持って帰って、実際にキーボードをしっかり修練を積めるような状況で学校との双方向のやり取りが後にはできるのではないかと、この構想がありまして、中学校1、2、3年生になりましたら、もうやはり高校への対策もそうですけれども、一般社会で通用するようにキーボードに慣れるようなところで、まずは進めたほうがいいのではないかなと。ICT教育の今進みながら走りながらの状況でありますけれども、3月の時点では私のほうから小国町で育った子供たちの中で、教育関連でICT関係が進んでいないというのも、昨年相

当言わせていただいておりますので、私としても力を込めて教育委員会のほうで話をしっかりとさせていただいたというところが3月までで、4月からはそれ相当に皆さん頑張ってください、進んでいるというような状況だというふうに、私は思っております。

9番（熊谷博行君） 今の町長の答弁を本当は教育長から聞いたかったのですが、残念でございます。

次の質問に移ります。私今回、新しい課長を重点的に質問させていただいておりますので、情報課長はこれで終わりでございます。次の建設課長は新しい課長ではないのですが、1階から2階に上がってきて、何十年ぶりかに建設課に戻ってきたということで、軽く質問しますので、4月からの赴任ですので分かるわけがございませんので、分かる範囲でお答えください。

昨年度末に町道はげの湯線について質問いたします。まず、課長、工事概要を御説明ください。
建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

はげの湯線改良工事につきましては、町道岳の湯線交差点から延長が約700メートル、幅員5メートルの現道拡幅改良工事を行うものでございます。現在、令和元年度の繰越事業としまして工事施行中のものでございますが、工事の概要といたしましては拡幅工事、路肩ブロック積み、山留ブロック積み、法面保護、側溝新設等を行っております。

9番（熊谷博行君） 工期と工事額。

建設課長（時松洋順君） 工期は今年度の12月を工期としております。請負額につきましては、1億8千472万3千円の請負金額となっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 工事概要としては立派だと思います。

工事概要について一言、言いますが、これ道路改良工事特殊工事ですね、橋りょうとかトンネル、こういう工事を省いた中では、1億8千500万円、ものすごく大きい工事だと思います。記憶が間違いなければ小国町では今までで一番大きい1年間の改良工事は大きい工事だと思います。4工区に分かれていると思います。何が大変かという1工区はそうでもないし、2工区、3工区、4工区に行くにつれて、ものすごくやりにくくなるのが現状でございます。

課長、現場に視察に行ったことはありますか。

建設課長（時松洋順君） 2回ほど、行かせていただきました。

9番（熊谷博行君） 最後はいつですか。何月何日ですか。

建設課長（時松洋順君） 正確な日付は。

9番（熊谷博行君） 何月。

建設課長（時松洋順君） 5月の終わりだったと思います。

9番（熊谷博行君） 5月末と言えば、私と児玉議員もちょうど一緒だったのですが、そのあとだと思えます。あの現場を見て、何も思わなかったか、思ったかは分かりませんが、1区間に信号

機が2個あってみたり、工事看板が七夕みたいにいっぱい立っていたり、安全協議会というのを立ち上げれば、前後だけに看板を立てて中には看板はいらないのですよ。そして、いかにも仕事していますというような看板がいっぱい立っていて、ものすごく看板だけで離合もできないような感じになるのではないかというぐらい、立っていました。そこは業者間の仲が悪いのか、どんなに仲が悪くてもそこは町が入って、まず安全協議会を立ち上げて怪我のないようにしないと、ものすごくあそこが悪い現場にしか私は見えなかったのですが、そういうところの指導をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

建設課長（時松洋順君） 全業者の方々と今まで2度ほど通行規制等の工程会議を開きました。別途月2、3回の会議を予定しておりましたが、新型コロナ感染予防の観点から、現在は開催を見合わせているところがございます。御心配をおかけしている部分については、今後注意してまいりたいと考えております。

9番（熊谷博行君） コロナ感染が出て、現場のほうはずっと休みなくしていたと思いますが、土曜日曜は車が混むのを考慮して休んでいたということですが、やっぱり僕は安全協議会を立ち上げて、しっかり打ち合わせをしてしないと、どこかが早く終わったり、どこかが遅れたり、1つでも遅れば、その路線は全部遅れるということになりますので、どうしても手前を掘って片側とかなれば、一番奥の3工区、4工区なんかは1台もいかないというような状態にもなるだろうし、その辺はしっかり。工期が12月もあと半年しかないですが、これもちょっと何かあれば、こんな時期じゃないもっと来年の3月までかかるような工事になるのではなからうかと思いますが、まず怪我がないように。それだけを私たちは思っているのですが、課長が行って一言、言えば担当が行って言うよりも聞くと思いますので、ぜひ、その指導だけはしていただいて、安全協議会を立ち上げていただきたいと思います。

それと、これは課長に聞くのではなくて町長に聞きたいのですが、こういう改良工事ですね、僕は仕事はやりにくいだろうけど、大変意義ある工事だと思います。はげの湯線が意義があるとかというのではなくて、一点集中型で数年で仕上げてしまうというのは、20年も30年もかかってだらだらするよりもいいのかなと思います。業者は嫌かもしれませんが、均等にもらえるわけではないので、でもこの方法がすぐ出来上がる方法だと思います。今後、改良工事の進め方におきまして、1路線集中型で行うのかお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もちろん建設課のほうで、より詳しい情報がありますが、私のほうは議員の皆さまにいろいろとお答えしているとおりでございますけれども、しっかり財政の面ですね、社交金を使いながら過疎債を使わせていただいて、一般財源を入れていくというような方向を最小の財源で最大の効果があるような。道路もそういったような作り方をしたいと思っておりますし、先ほど安全面を言われましたが、本当に安全面に関しましては最優先でやっていかなければならないと思っております。しかしながら、町の大枠というか大きな方針としては、財政

をしっかりと見極めていきながら、できればあまりバラバラではなく短期間で集中して終わるような方法も一つの方法ではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、分かりました。

課長におきましては、苦情が出る前に早く対策をしたほうが良いと思います。結構、今から暑くなれば風呂に入りに来る人も多くなるだろうし、必ずあの路線の中に2つも3つも信号を付けると苦情があると思います。その辺はガードマンを配置するなり、ガードマンがいないのが現状だと思います。でもそこは、どうにか策を練って苦情のないように。苦情が来ると業者は仕事が止まりますので、そういうことがないように指導をしていってほしいと思います。

次は6月11日に梅雨入りしましたが、それなりの降雨もあったのですが、災害が起きるほどではなかったと思います。先日の町の回覧版の配付の中に自主防災の一次集合場所、二次集合場所、一時避難所というのが入っていたから、「ああ、立派なものが入っているな」とたまたま私、組長ですから見たのですよ。普通は見ないのですが。そうしたら、総務課のほうから部長へ配慮があって、文書は私たちの部長が考えたのですが、そういうのを町のほうは毎年毎年進めていただくと、回ってくれば見ることもありますし、なかなか集合場所がどこだったのかというのも忘れがちなのが現状でございます。梅雨に入ってから回ってきたのですが、来年からもそういうものを部長に指導していただくと、大変いいと思います。

それと最後に、建設課長にですが、梅雨の災害対策をもちろん建設業と提携を結んでいると思います。どのような内容か、説明してください。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

小国町建設業協会との応急支援協定というものに基づきまして、待機とか迅速な道路通行応急措置に対応していただくというふうになっております。その中で、発電機が現在22台、投光器が32台、水中ポンプが20台、建設業協会の中で保管していただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 数だけは立派だと思います。これに大型土嚢、こういうものも付け加えていただく。ほとんどの業者が持っていると思いますので、これは多分県にも報告してありますので、それなりにあると思います。どこの業者も。県道、国道だけが道ではございませんので、しっかり町道も守っていただくようお願いしておいてください。

それと、町の備蓄のほうは先ほど昼休み時間に私が確認に行ったら、シートの下に何百か分らないけど結構な数がありましたので、これは大丈夫かと思います。でも、町の職員が動くことはないと思いますので、しっかり業者に頼んで災害が起きないように、起きたあとをしっかりと処理していただくようお願いするのが一番だと思います。

それと最後に、これも全然通告も何もなかったのですが、7月よりレジ袋の有料化が日本全国

移行しますが、残念だったのが小国町は中学生議会で3人の方が述べられたうちの一つに、ポリ袋を廃止しようというのを提案した女の方だったと思います。もっと早めに小国町は指定管理のところだけぐらいいは、レジ袋を廃止してほしかったなというのが今感じるところですが、この辺をどう捉えますか、町長。

町長（渡邊誠次君） もう全体的に動き出すところではありますけれども、小国町でどうやっていくのか、実はもう女性議員の方からもこのコロナウイルスがなかったらの状況でありましたけれども、昨年から女性の方たちで議会をというような提案もございましたので、できればそういったところから出てくると、大きなムーブメントとして町も捉えさせていただいて、一緒に取り組んでいくというような方法もいいのではないかなと御提案を差し上げたいというふうに思っておりますけれども、ぜひともこういった形でなかなか難しい時期ではありますけれども、子供議会や女性議会等々いろいろと議会の皆さまにも御尽力いただきまして、町と一緒に頑張っていくのがSDGsの未来都市ではないかなというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 第三者の意見は真摯に受け止めて、まちづくりに良いところはまねして。でも町長はトイレはしましたので、それで私は十分だと思っております。3つのうちの一つは早急にできましたので、レジ袋だけは残念だったのですが、そこはよしとして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） 予定していました4人の一般質問が終わりました。これで、本日の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議1時50分から行います。

（午後1時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（松崎俊一君） 日程第2、「議案第37号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第38号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第39号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第40号 小国町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、小国町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第6、「議案第41号 小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第7、「議案第42号 小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は議案第42号、小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

議案の説明によりますと、道路敷で太陽光あるいは風力発電施設を設置する場合に、占用面積1平方メートルにつき、年1千100円の使用料を徴収するというものであります。質疑でも指摘をいたしました。そういった料金を設定すること自体が道路敷でそういったことをすることを認めることとなります。私は、道路敷でそういった目的で道路敷を使用する場合、道路の見通しなどを害するので、道路通行の安全を阻害するのではないかと指摘をいたしました。そうしましたら、担当課長は「どこでも認めるわけではなくて、認める場所と認めない場所をきちんと判断をする」と言われました。しかし、その判断となる根拠は示されませんでした。どういった所は認めるのか。どういった所にはそういうものを作らせないのか。つまり、その時々の方の担当者の主観で安全だとか、危険だとかいう判断をされたら、要は行政の安定性が確保されないわけがあります。そういったことは、町民の不利益につながる恐れがあるので容認できません。例えば、

屋外広告物も今回の改正には含まれておりませんが、道路使用料徴収はするわけですが、小国町の場合は許可地域とか不許可地域の設定を行っておりません。ところが、熊本県では国道やあるいは県道沿い、許可地域、禁止地域という設定がなされております。要するに、どの道路の沿線にそういう屋外広告物を設置していいか、いけないかというのを客観的にはっきり区別しているわけです。また、道路交通法では、交差点の5メートルの範囲内は駐停車禁止区間となっております。また曲がり角も5メートル以内の場所、横断歩道の前後5メートルの場所、あるいはバス、電車などの停留所の標識版から10メートル区間は駐停車が禁止されております。それはなぜかと言え、見通しを害して歩行者やあるいは道路通行に危険が及ぶ可能性があるから、そういった所は車を停車することすら認められていないわけであります。

このように、道路通行の安全を確保するために日本社会というのは相当気を使っているわけなんです。やはり、こういう設置を道路沿線でそういう太陽光発電を許可するのであれば、同時に一体どういう所に設置を認めて、どういう所に設置を認めないかというのを明文化して、きちんと示せる準備を整えておくべきであります。そういうことをせずに、あくまで職員の主観で、設置を認める場所、認めない場所を決めていこうというのであれば、私は町民の安心安全を担保することができないと思いますので、今回のこの改正に反対をいたします。

議長（松崎俊一君） 反対の討論がございました。

賛成討論、またほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第43号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時02分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 穴 見 まち子 君

6番 大 塚 英 博 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月15日から6月18日までの4日間とする。

1.	承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 4 号：令和 2 年度小国町一般会計補正予算（第 3 号）について） 令和 2 年 6 月 15 日 承 認
1.	議案第 37 号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 38 号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 39 号	小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 40 号	小国町営住宅条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 41 号	小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 42 号	小国町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	議案第 43 号	令和 2 年度小国町一般会計補正予算（第 4 号）について 令和 2 年 6 月 17 日 原案可決
1.	同意第 1 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 2 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 3 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 4 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 5 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 6 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意
1.	同意第 7 号	小国町農業委員会の委員の任命について 令和 2 年 6 月 15 日 同 意

1.	同意第8号	小国町農業委員会の委員の任命について	令和2年6月15日 同 意
----	-------	--------------------	---------------

《議案外》

令和2年6月15日

1. 報告第1号：専決処分事項の報告について（報告第1号：公共工事請負契約金額の変更について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事））
1. 報告第2号：令和元年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書について
1. 議員派遣報告について

令和2年6月17日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 議会活性化特別委員会
 - 人権啓発・男女共同参画特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和2年6月15日

1. 職員採用について
1. 国民健康保険税の運営について
1. 「小国町健康増進計画・食育推進計画」及び「第2期小国町子ども子育て支援事業計画」の冊子について
1. 「SDGs推進に関する連携協定」の締結について
（（株）肥後銀行・公益財団法人地域経済総合研究所）
1. 「旧西里小学校の活用に関する連携協定」の締結について（（株）I.D.2.2）

《一般質問》

1.	当初予算の修正について	P 1～5
1.	施業安林の今後の取り組みについて	P 5～8
1.	地熱発電請願趣旨採択のその後	P 9～13

1.	観光政策について	P 1 3 ~ 1 7
1.	休校から学校再開の取り組み&給食について	P 1 7 ~ 2 3
1.	新型コロナウイルスについて	P 2 3 ~ 3 3
1.	森林整備について	P 3 3 ~ 3 5
1.	町営住宅について	P 3 5 ~ 3 7
1.	新型コロナウイルス感染症対策	P 3 8 ~ 4 3
1.	今後の危機管理にどう生かしていくか	P 4 3 ~ 4 7
1.	新型コロナウイルスの対応	P 4 7 ~ 5 1
1.	アフターコロナのまちづくり	P 5 1 ~ 5 9
1.	子どもたちの教育	P 5 9 ~ 6 2
1.	保育園の建替えについて	P 1 ~ 4
1.	農家への支援について	P 4 ~ 5
1.	林間広場の管理について	P 5 ~ 7
1.	公営住宅・公共水道について	P 7 ~ 1 0
1.	コロナの影響について	P 1 0 ~ 1 3
1.	小国町の将来について	P 1 3 ~ 1 4
1.	町の奨学金制度	P 1 5 ~ 1 8
1.	高齢者の買物支援	P 1 8 ~ 2 1
1.	ゆうステーション周辺整備工事について	P 2 1 ~ 2 2
1.	I C T環境の整備について	P 2 3 ~ 2 7
1.	町道改良工事について	P 2 7 ~ 2 9
1.	梅雨災害対策について	P 2 9 ~ 3 0

小国町議会会議録
令和2年第2回定例会

令和2年6月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会議務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119